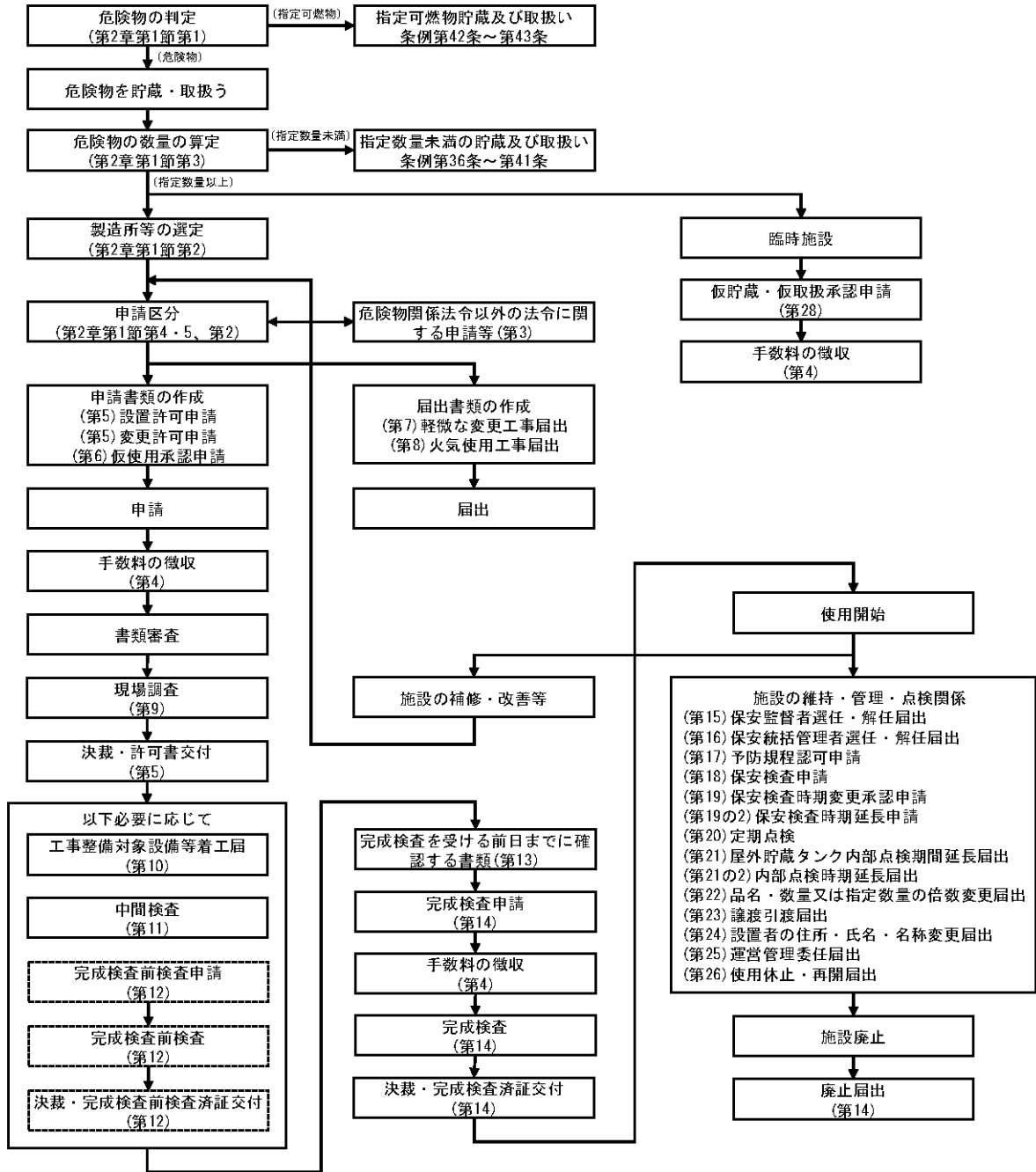


第4章 届出・申請等に関する事務手続

第1 危険物規制に関する事務処理フロー



- ※1 事前相談（第29）については、適宜行うこと。
- ※2 申請及び届出窓口は第1の2を参照すること。
- ※3 各申請に関する標準事務処理期間は第1の3を参照すること。
- ※4 完成検査前検査申請の枠内については、液体危険物タンクについて水圧・水張検査を受けようとする場合及び1,000kL以上の屋外タンク貯蔵所について、基礎・地盤検査、溶接部の検査を受けようとする場合に該当すること。

第1の2 申請及び届出窓口

申請及び届出の窓口は原則として規程の専決区分によるものとし、表4-1-1に示すとおりとする。

表4-1-1

窓 口	専 決 区 分	専 決 事 項
消防局	部 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安課長専決事項における製造所等の許可申請のうち、危険物令第23条の規定の適用に関する事務（見解等が示されていないもの又は特殊なものに限る。） 2 法第11条の5第1項から第4項まで、第12条第2項及び第3項、第12条の2、第12条の3、第13条の24、第16条の3第3項から第6項まで、第16条の5第1項並びに第16条の6に規定する事項に関する事務 3 規制規則第6条第3項に規定する事項に関する事務
	保安課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 製造所及び一般取扱所のうち、指定数量の倍数が50以上の設置許可又は建築物の製造所及び一般取扱所の用に供する部分の面積が1,000平方メートル以上の設置許可、指定数量の倍数が100以上の変更許可並びに当該許可に係る完成検査（仮使用の承認、完成検査前検査及び工事整備対象設備等着工届が付随する場合を含む。以下同じ。）に関する事務 2 屋内貯蔵所のうち、指定数量の倍数が150以上又は軒高が6メートル以上の設置許可及び当該許可に係る完成検査に関する事務 3 屋外タンク貯蔵所の設置許可及び当該許可に係る完成検査に関する事務 4 特定屋外タンク貯蔵所の変更許可及び当該許可に係る完成検査に関する事務 5 準特定屋外タンク貯蔵所の変更許可（屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤の変更に係るものに限る。）及び当該許可に係る完成検査に関する事務 6 給油取扱所のうち、屋内給油取扱所（営業用）、航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所の設置許可並びに当該許可に係る完成検査に関する事務 7 移送取扱所の設置許可及び変更許可並びに当該許可に係る完成検査に関する事務 8 製造所等の許可申請のうち、危険物令第23条の規定の適用に関する事務（部長専決事項第1項の事務を除く。） 9 法第11条第4項及び第12条の4第1項に規定する事項に関する事務 10 法第11条第7項に規定する通報に関する事務 11 法第11条の3に規定する委託に関する事務 12 法第14条の3に規定する保安検査に関する事務 13 危険物規則第62条の5に規定する内部点検に係る申請又は届出に関する事務 14 平成21年改正省令附則第3条第2項、第4項及び第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）に規定する申請又は届出に関する事務 15 平成23年改正省令附則第9条第2項、第4項及び第5項に規定する申請又は届出に関する事務 16 第26条に規定する申請の取下げに係る届出に関する事務

消防署	署長	<p>1 総務・予防課長専決事項における製造所等の許可申請のうち、危険物令第23条の規定の適用に関する事務（見解等が示されていないもの又は特殊なものに限る。）</p> <p>2 法第12条の3、法第14条の2第3項及び第5項、法第16条の3第3項から第6項まで並びに法第16条の5第1項に規定する事項に関する事務</p> <p>3 規制規則第17条に規定する製造所等の災害発生に係る届出に関する事務</p>
	総務・ 予防課長	<p>1 製造所及び一般取扱所のうち、指定数量の倍数が50未満、かつ、建築物の製造所及び一般取扱所の用に供する部分の面積が1,000平方メートル未満の設置許可及び指定数量の倍数が100未満の変更許可並びに当該許可に係る完成検査（仮使用の承認、完成検査前検査及び工事整備対象設備等着工届が付随する場合を含む。以下同じ。）に関する事務</p> <p>2 屋内貯蔵所のうち、指定数量の倍数が150未満、かつ、軒高が6メートル未満の設置許可及びすべての屋内貯蔵所の変更許可並びに当該許可に係る完成検査に関する事務</p> <p>3 特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所の変更許可及び当該許可に係る完成検査に関する事務</p> <p>4 準特定屋外タンク貯蔵所の変更許可（屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤の変更に係るものを除く。）及び当該許可に係る完成検査に関する事務</p> <p>5 屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、第一種販売取扱所及び第二種販売取扱所の設置許可及び変更許可並びに当該許可に係る完成検査に関する事務</p> <p>6 屋外給油取扱所（営業用）又は給油取扱所（自家用）の設置許可及びすべての給油取扱所の変更許可並びに当該許可に係る完成検査に関する事務</p> <p>7 製造所等の許可申請のうち、危険物令第23条の規定の適用に関する事務（署長専決事項第1項の事務を除く。）</p> <p>8 危険物令第8条の2の2の規定による完成検査前検査に関する事務</p> <p>9 法第11条第6項に規定する製造所等の譲渡又は引渡しに係る届出に関する事務</p> <p>10 法第11条の4第1項に規定する危険物の品名、種類又は指定数量の倍数の変更に係る届出に関する事務</p> <p>11 法第12条の6に規定する製造所等の用途の廃止に係る届出に関する事務</p> <p>12 法第12条の7第2項に規定する危険物保安統括管理者の選任又は解任に係る届出に関する事務</p> <p>13 法第13条第2項に規定する危険物保安監督者の選任又は解任に係る届出に関する事務</p> <p>14 法第14条の2第1項及び第2項に規定する予防規程の認可に関する事務</p> <p>15 法第17条の14に規定する届出のうち、法第10条第4項の技術上の基準により設置する消防用設備等の工事着手に係る届出に関する事務</p> <p>16 危険物令第8条第4項及び規制規則第20条に規定する再交付に関する事務</p> <p>17 危険物規則第62条の5の2第3項に規定する休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長の申請に関する事務</p> <p>18 危険物規則第62条の5の3第3項に規定する休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長の申請に関する事務</p> <p>19 規制規則第13条に規定する地下貯蔵タンク等の在庫管理等に関する計画に係る届出に関する事務</p> <p>20 規制規則第14条に規定する設置者の住所、氏名又は名称の変更に係る届出に関する事務</p> <p>21 規制規則第15条に規定する製造所等の使用休止又は再開に係る届出に関する事務</p> <p>22 規制規則第16条に規定する製造所等の軽微な変更工事届出又は火気使用工事に係る届出に関する事務</p> <p>23 規制規則第16条の2に規定する製造所等の運営管理の委任に係る届出に関する事務</p> <p>24 第26条に規定する申請の取下げに係る届出に関する事務</p> <p>25 他の市町村長から送付された移動タンク貯蔵所変更許可通知書及び移動タンク貯蔵所位置変更通知書（第7号様式）に係る事務</p>

第 1 の 3 標準的事務処理期間

申請に基づき許認可等を行うために要する事務処理期間は、申請に係る施設の規模、申請内容等により、必ずしも一定ではないが、標準的事務処理期間としてはおおむね次の期間とする。

なお、申請に基づく許認可等は、可能なかぎり迅速に処理することを原則とするが、標準的事務処理期間を超えてもなお許認可等が行えない場合には、調査表に理由を記するとともに、申請者から求められたときは、審査の進捗状況、許認可等の遅れている理由、今後の見通しなどについて情報提供しなければならない。

表 4 - 1 - 2 標準的事務処理期間

申請区分	標準的事務処理期間
仮貯蔵・仮取扱申請	申請の日から 5 日
設置許可申請	申請の日から 15 日 (19 日)
変更許可申請	申請の日から 10 日 (14 日)
仮使用承認申請	変更許可申請処理期間と同じ
完成検査前検査申請	検査日より 5 日 (9 日)
完成検査申請	検査日より 5 日 (9 日)
予防規程認可申請	申請の日から 10 日
保安検査申請	検査日より 19 日
完成検査済証再交付申請	申請の日から 2 日
保安検査時期変更承認申請	申請の日から 14 日
設置許可書等再交付申請	申請の日から 2 日
少量タンク水張水圧検査申請	検査日より 5 日
液化石油ガス意見書交付申請	調査日・調査表到達日から 5 日

注 1 標準的事務処理期間の日数の算定には、土曜、日曜、祝日など、閉庁日は含まないこと。

注 2 申請の日とは、手数料を徴収するなど申請書を受理した日とする。

注 3 局長決裁の申請のうち、消防署に申請されたものにあつては、申請経由庁（4 日）を加算した処理期間とし、表中の（ ）内の日数とする。

第2 申請区分

1 設置工事

次に掲げる工事を行う場合は、設置許可申請が必要である。

- (1) 製造所等を新たに設置するとき。
- (2) 既設の製造所等を廃止し、同一の製造所等を設置するとき。
- (3) 製造所等を当該事業所の同一敷地内の別の場所に移転するとき。ただし、移動タンク貯蔵所は除く。
- (4) 既設の製造所等の区分（危険物令第2条又は同令第3条に規定する区分）を変更するとき。
- (5) 既設の製造所等の大部分を撤去し、建て替えをする場合。ただし、同規模程度の屋外タンク貯蔵所（タンク直径、高さが同規模以下の場合に限る）、地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所は除く。

2 変更工事

- (1) 基本的事項（平成14年3月29日消防危第49号）

ア 法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準の内容と関係がない工事については、変更の許可を要しない。

イ 基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であるために保安上の問題が生じないものには、変更許可は要しない。

- (2) 変更許可申請の対象

製造所等の位置、構造又は設備を変更するとき。ただし、(3)イに定める変更工事に該当するものは除く。

なお、特殊な変更の例としては次のものがある。

ア 製造所等のエリアの変更（小規模なものを除く。）

イ 指定数量の倍数の変更により、保有空地が変更される場合。

ただし、屋外タンク貯蔵所で一時的に内容油種の変更を行い、その後、元の油種に復するときは、これによらない場合がある。（第22「危険物製造所等品名・数量又は指定数量の倍数の変更届出」参照）

ウ 移動タンク貯蔵所の常置場所を当該事業所の同一敷地外の場所に変更するとき。

なお、当該事業所の同一敷地内における常置場所の変更は、危険物製造所等軽微な変更工事届出を行うこと。

エ 移動タンク貯蔵所の車両を交換するとき。（被けん引車形式のけん引車部分を除く。）

オ 積載式移動タンク貯蔵所の交換タンクの数を増加するとき。（国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所を除く。）

カ 貯蔵タンク本体の溶接を伴う工事

- (3) 市規則第16条第1項に基づく資料提出を要する変更工事

ア 資料提出を要する変更工事は、当該変更工事が法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準の内容と関係が生じない、又は保安上の問題を生じさせないことが明らかでないため、変更許可に該当するか否かについて確認を要する変更工事（以下「確認を要する変更工事」という。）をいう。確認の結果、変更許可に該当しなかった工事は軽微な変更工事として扱い、変更許可の手続きを要しないものであること。

(ア) 確認を要する変更工事は、原則、市規則第16条第1項に基づく「危険物製造所等軽微な変更工事届出書」により届け出ることとなるが、事前相談等により工事内容が変更許可を要するか否かが確認できる場合は省略することができる。

なお、事前相談等を行う場合は、必要に応じて、第29「事前相談に関する事務処理」別記21)に定める事前相談カードに記入すること。また、事前相談等で提出を求める資料は簡素化に努めること。

(イ) 工事の形態により、変更許可を要する工事と確認を要する変更工事が同時に行われる場合には、変更許可申請に確認を行うための資料を添付しても差し支えないが、確認の結果、軽微な変更工事に該当した部分については、当該変更許可に係る完成検査は要しないものであること。

イ 資料提出を要さない変更工事は、当該変更工事が法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準の内容と関係が生じない、又は保安上の問題を生じさせないことが明らかである軽微な変更工事（以下「確認を要しない軽微な変更工事」という。）をいい、この場合、事後における資料提出も要しないものとする

ウ 予防規程を定めなければならない製造所等において、軽微な変更工事を実施した場合は、危険物規則第60条の2第1項第13号の規定に従い、製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類又は図面に、実施日及び内容等を記録しておくこと。

なお、予防規程を定めなければならない製造所等から除かれるものにあっても、軽微な変更工事を実施した場合は、同様に明らかにしておくことが望ましいものであること。

エ 変更工事に関する判断のフローは図4-2-1に示すとおりである。また、確認を要する変更工事及び確認を要しない軽微な変更工事に関する具体的な判断資料は表4-2-1のとおりであるが、当該表に掲げられていない工事であっても、変更の程度がこれらの例と類似又は同等であると認められるものについては、同じ取扱いをして差し支えないこと。

なお、この判断に際しては、変更工事が保安上の問題を生じさせないものであるか否かによること。変更工事が、保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件をあらかじめ一律に定めることが困難であるが、一般的には、少なくとも次の要件を満たす必要がある。

(ア) 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量

の倍数の変更がないこと。

- (イ) 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。
- (ウ) 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。
- (エ) 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲に変更がないこと。

オ 製造所等の点検・整備・事故に対する応急措置・廃止等（以下オにおいて「点検等」という。）に伴い仮設の配管、装置及びタンク等（以下オにおいて「配管等」という。）を敷設する場合は、確認を要する変更工事として取り扱い、次の要件が確認できるものにあつては軽微な変更工事とすることができる。

なお、サンプリング及び実験等のための配管等敷設工事等は変更許可に該当する。（平成28年8月8日消指第247号）

- (ア) 工事内容が点検等に係るもので期間が必要最低限度（最長1年以内）に定まっているものであること。
 - (イ) 工事に伴い発生する危険要因を把握したうえで安全対策が講じられていること。
 - (ウ) 協力会社を含め、作業を行う全従業員に対し、安全教育を実施すること。
その際、危険物の性状や適切な取扱い方法、適切な119番通報要領、有効な消火方法等基礎的なことから行うこと。
 - (エ) 作業現場での安全管理は協力会社に任せることなく、事業所の従業員の立会いを行うこと。
 - (オ) 作業当日、事業所内で行われている工事を関係従業員に周知し、協力会社を含め情報の共有化を図ること。
 - (カ) 工事中は危険物施設に設置されている消火設備が動作する環境にないことが多いことから、当該工事の危険要因を把握したうえで当該危険要因に対応する十分な消火設備を配置すること。
 - (キ) 工事に使用する機械器具や工具などの仕様を確認するとともに、使用前には必ず点検を実施すること。
 - (ク) 工事を行う前には、残存する危険物の状況を確認し、除去、又は火災発生の危険が排除されるまでの安全確認に十分な準備を施すこと。
 - (ケ) 使用する配管の材質は鋼管等とし、接続箇所は使用前に気密検査を実施すること。
 - (コ) ポンプ等の電気設備を使用する場合は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。
 - (サ) 配管等の撤去にあつては消防による検査等の機会をとらえて確認すること。
 - (シ) その他必要な事項
- (4) 変更工事のうち溶接、溶断等火花を発生する器具等を使用する工事で、次に該当する場合には、事前に「危険物製造所等火気使用工事届出書」の提出により、安全

の確認を行うものとする。ただし、許可申請、仮使用承認申請又は危険物製造所等軽微な変更工事届出書が提出され、その内容に火気使用に関する安全対策が含まれているものを除く。

ア 製造所等内（保有空地を含む。）で行う工事（屋外タンク貯蔵所を除く。）

イ 屋外タンク貯蔵所の防油堤内で行う工事

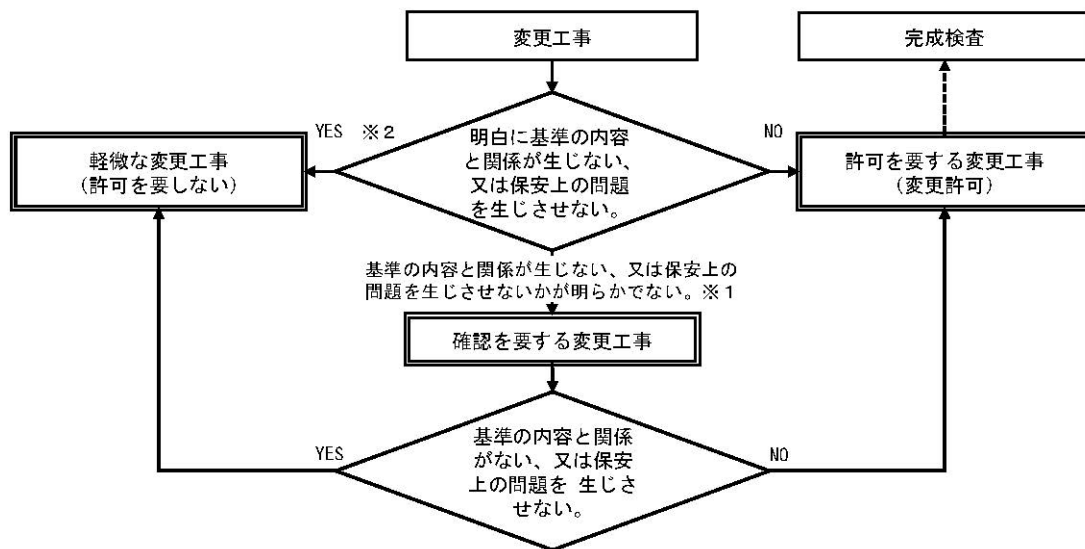
ウ 可燃性危険物の配管工事

エ 周囲に対し、何らかの防護処置が必要な工事

その他に関しては、第8「危険物製造所等火気使用工事届出」を参照のこと。

(5) 自主安全対策

事業所等が危険物施設に関する工事を行う場合には、事前に作業員の安全教育、消火、通報、避難、使用資機材の安全性の確認、火気使用時の立会い、ガス検知等の安全対策に係る計画を策定させること。



※1 表4-2-1の第1欄に掲げる工事は変更許可に該当するかどうか確認を要する。

※2 表4-2-1の第2欄に掲げる確認を要しない軽微な変更工事。

図4-2-1 変更工事に係る判断のフロー

表4-2-1 市規則第16条第1項に基づく、主な確認を要する変更工事及び確認を要しない軽微な変更工事

(共通事項)

	第1欄 主な確認を要する変更工事	第2欄 主な確認を要しない軽微な変更工事	備考(確認事項等)
項目	<p>1 第1欄に掲げる工事は、市規則第16条第1項本文に規定する主な変更工事である。 ※1</p> <p>2 事前相談等により、変更許可に該当するか否かが確認できる場合は、資料提出を要しないものとするができる。</p> <p>3 大規模なもの、危険性を伴うもの、また、複雑であるものなど、個別の理由によっても変更許可に該当しうる。</p> <p>4 工事の規模にかかわらず火気使用工事については、市規則第16条第2項「火気使用工事届出書」による資料提出が必要である。 ※2</p>	<p>1 第2欄に該当する工事は、市規則第16条第1項ただし書に規定する主な変更工事である。</p> <p>2 工事の規模にかかわらず火気使用工事については、市規則第16条第2項「火気使用工事届出書」による資料提出が必要である。 ※2</p>	<p>※1 第7「危険物製造所等軽微な変更工事届出」参照</p> <p>なお、条例第74条に規定する設備等については、「5電気設備」及び「7その他」の区分による。</p> <p>※2 第8「危険物製造所等火気使用工事届出」参照</p>
1 建築物及び工作物	<p>(1) 防火上重要でない間仕切り壁の増設、移設、改造、撤去 ※3</p> <p>(2) 歩廊、階段、はしご等の増設</p> <p>(3) 配管、設備等の支柱・架台、耐火措置の取替 ※4</p> <p>(4) 窓の増設</p> <p>(5) 排出設備(ダクト等を含む。)の改造、取替 ※12</p> <p>(6) 換気設備(ダクト等を含む。)の増設</p>	<p>(1) 防火上重要でない間仕切り壁の取替、補修</p> <p>(2) 屋根(キャノピーを含む。)、壁、柱、床、はり等の補修</p> <p>(3) 保安距離又は保有空地の代替措置の塀、隔壁の補修</p> <p>(4) 防火区画の補修</p> <p>(5) 歩廊、階段、はしご等の取替、補修</p> <p>(6) 防火設備の取替、補修 ※5</p> <p>(7) 配管、設備等の支柱・架台、耐火措置の補修</p> <p>(8) 防火設備の自動閉鎖装置の取替、補修</p> <p>(9) 窓枠、窓又はガラスの取替、補修</p> <p>(10) 架構の補修</p> <p>(11) 雨どいの増設、取替、撤去</p> <p>(12) 内装材の取替、補修、撤去</p> <p>(13) 地盤面の補修(地下タンクの上部スラブを除く。) ※6</p> <p>(14) 点検等のための足場設置</p> <p>(15) 移動可能な歩廊の新設</p> <p>(16) 排出設備(ダクト等を含む。)の補修</p> <p>(17) 換気設備(ダクト等を含む。)の取替、補修</p>	<p>※3 自動火災報知設備の感知器の増設等を伴う場合は、「6消火・警報・避難設備」の区分による。</p> <p>※4 支柱・架台の耐震計算等に変更がないこと、又は耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないこと。</p> <p>※5 (大きさが同一で)扉の種類が変わる場合は確認を要すること。 例：片開き→シャッター等 片開き→自動扉</p> <p>※6 ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものに限る。地盤面の基準が適用される部分で、コンクリートの切削等を行う場合は変更許可。</p>
2 タンク等	<p>(1) 犬走り、法面又はコンクリートリングの補修 ※6</p> <p>(2) サクションヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等の取替(蒸気を用いたものを除く。) ※14</p> <p>(3) 内面コーティング(屋外タンク貯蔵所を除く。)の増設、改造、撤去 ※7</p> <p>(4) 屋外貯蔵タンクの屋根支柱、ラフター、ガイドポール等の補修 ※8</p> <p>(5) 階段、はしご、手摺り等の取替 ※8</p> <p>(6) 既設ノズルを利用した液面計、温度計等の増設</p> <p>(7) 通気管の取替(地上部分に限る。)</p> <p>(8) 防油堤等の貫通配管の点検に伴う工事(土盛り)</p> <p>(9) 地下貯蔵タンク等の漏れの試験に伴う危険物の抜き取り</p> <p>(10) タンク本体(地下タンクを除く。)に係る補修工事 ※別添による</p>	<p>(1) 雨水侵入防止措置の増設、移設、改造、取替、補修、撤去</p> <p>(2) 屋外タンクの支柱の耐火措置の取替、補修</p> <p>(3) 内面コーティング(屋外タンク貯蔵所を除く。)の取替、補修</p> <p>(4) サクションヒーター、ヒーターコイル等加熱配管等の補修(蒸気を用いたものを除く。) ※14</p> <p>(5) サクションヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等の取替、補修(蒸気を用いたものに限る。) ※14</p> <p>(6) 通気管の補修(地上部分に限る。)</p> <p>(7) 階段、はしご、手摺り等の補修</p> <p>(8) 防油堤等の貫通配管の点検に伴う工事(土盛りを除く。)</p> <p>(9) 屋外タンクの点検のためのチャンパーの一時取外し</p> <p>(10) タンク元弁の取替、補修</p>	<p>【注】 20号タンクに関しては、本項目によるほか、その形態により、各製造所等ごとの基準を準用するものとする</p> <p>※7 貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの、また、タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと。</p> <p>※8 タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。</p>

<p style="text-align: center;">3 危険物設備</p>	<p>(1) ホース長の変更を伴う給油ホース等の取替 (2) 配管、ポンプ設備等(地下埋設配管・移送取扱所を除く。) ※10・11・12 ア ポンプ設備、熱交換器、配管の取替、撤去 ※13 イ 配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等の増設、移設、改造 ※13 ウ ローディングアーム又はアンローディングアームの取替、撤去 エ 配管の肉盛補修及び当板等の取付、撤去 オ 配管に設けられる弁の取付、撤去 カ 配管径30mm、又は長さ3 m程度の配管の増設(火気使用を伴わないブレハブ加工に限る。) キ 長さ2 m程度の配管の枝出 ※16 ク 配管を切断し、フランジを取り付ける工事 (3) 可とう管継手の取替((財)日本消防設備安全センターの評定品を除く。移送取扱所を除く。) ※13 (4) 配管の加熱装置の取替(蒸気によるものを除く。) ※14 (5) ユーティリティー配管を危険物配管に接続する工事 ※18 (6) その他 ア 攪拌装置の取替、撤去 ※18 イ 油圧機器等の増設における基礎工事(ピット工事等を伴わない軽微なものに限る。) ウ ポンプ、配管のトレンチ等の先行基礎工事 エ 温度、圧力、流量等の調節を行う制御装置(駆動源、予備動力源を含む。)の増設、取替 ※11・12 オ ローラーコンベアー等危険物輸送設備の撤去 カ 可燃性ガス回収装置の取替、撤去 ※18・21 キ 圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備の増設、移設、改造 ※11・12・24 ク 緊急遮断(放出)装置(安全弁等を除く。)、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置(駆動源、予備動力源、不活性ガス封入装置等を含む。)の取替 ケ 加熱又は乾燥設備に附属する送風、集塵装置等(電動機を除く。)の撤去 ※20 コ 波返し、とい、受け皿等飛散防止装置の撤去 ※22 サ 保温(冷)材の増設、撤去(屋外タンク貯蔵所のタンク本体に係るものを除く。) ※23</p>	<p>(1) 給油ホース、給油ノズル、結合金具の取替、補修 ※9 (2) ポンプ設備、熱交換器、配管(地下配管・移送取扱所を除く。)の補修 (3) 2メートル程度の短配管の取替(地下配管・移送取扱所を除く) (4) 配管に設けられる弁の取替、補修(移動タンク貯蔵所の底弁・移送取扱所を除く。) (5) 可とう管継手の取替((財)日本消防設備安全センターの評定品に限る。移送取扱所を除く。) (6) 配管の加熱装置の取替(蒸気によるものに限る。)、補修(蒸気以外のものを含む。) ※14 (7) 波返し、とい、受け皿等飛散防止装置の取替、補修 (8) 反応機等ののぞき窓ガラス(サイトグラス)の取替、補修 (9) 配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等の取替、補修、撤去(移送取扱所を除く。) (10) 圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備の取替、補修、撤去 (11) 安全弁、破壊板等安全装置の取替、補修 (12) 保温(冷)材の取替、補修(屋外タンク貯蔵所のタンク本体に係るものを除く。) (13) 炉材の取替、補修 (14) 攪拌装置の補修 ※18 (15) 熱交換器に附属する送風設備(電動機を除く。)、散水設備等の取替、補修 (16) 加熱又は乾燥設備に附属する送風、集じん装置等(電動機を除く。)の取替、補修 (17) ローラーコンベアー等危険物輸送設備(電動機を除く。)の取替、補修 (18) 電気防食設備の取替、補修(地盤面の基準が適用される部分で、コンクリートの切削等を行う場合は変更許可。) (19) 配管ピット、注入ロピット、地下配管接合部の点検ますの取替、補修 (20) 可燃性ガス回収装置の補修 ※18 (21) 熱交換器のチューブバンドルの取替 (22) ローディングアーム又はアンローディングアームの補修(移送取扱所を除く。) (23) 配管の一部と考えられる程度の配管途中のストレーナー等の増設、取替、補修、撤去及びこれに伴う短配管の増設、撤去(移送取扱所を除く。) ※19 (24) 分析計(サルファー分析計及びガスクロマトグラフィ等、キュービクル内取付を含む。)の取替、補修、撤去 (25) 温度、圧力、流量等の調節等を行う制御装置の補修(駆動源、予備動力源等を含む。)及び制御装置に附属する計装配線敷設工事 (26) 緊急遮断(放出)装置(安全弁等を除く。)、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置(駆動源、予備動力源、不燃性ガス封入装置等を含む。)の補修 (27) 感震器の増設、取替、補修</p>	<p>※9 ホースの長さの変更を伴わないものに限る。 ※10 危険物を取り扱う設備、機器及び20号タンクに係るものを含む。 ※11 危険物の取扱いに変更がないこと ※12 電気設備の場合、非危険場所に設置するもの又は危険場所に防爆機器を設置するものに限り適用する。 ※13 口径、長さを問わず、多少の経路のずれを含む。ただし、配管の口径を変更するものは除く。 ※14 蒸気には、温水を含む。 ※15 熱媒体となる物質に変更がないこと。 ※16 配管を分岐し、他の配管と接続可能な形にする工事をいう。 ※17 ユーティリティー配管とは、窒素空気、水蒸気等(消火設備の代替を除く。)をいう。 ※18 タンク本体溶接を伴うものを除く。 ※19 土木工事を伴うものを除く。ストレーナー等にはフィルターを含む。 ※20 可燃性蒸気、又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと。 ※21 可燃性ガス回収の保安管理に変更がないこと。 ※22 危険物の漏れ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと。 ※23 保温(冷)材の撤去により、危険物の温度変化による危険性を増さないこと。 ※24 新たに配管又はタンクにノズルを設ける等変更がないこと。なお、変更がある場合は、3「危険物設備」第1欄(2)によること。</p>
--	--	---	---

4 防油堤及び排水設備等	(1) 防油堤水抜弁の増設、移設、改造、撤去 ※26・28・29 (2) 防油堤水抜弁の開閉表示装置の増設、移設、改造、撤去 ※27・30 (3) 防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの。）の取替 ※31・32 (4) 防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの。）の増設、移設、改造、撤去 ※31・32 (5) 防油堤の点検歩廊（防油堤と一体構造のもの。）の取替、移設 (6) 排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等の取替	(1) 防油堤（仕切堤を含む。）の損傷箇所への補修 ※25 (2) 防油堤水抜弁の取替、補修 (3) 防油堤水抜弁の開閉表示装置の取替、補修 (4) ブランケット、地盤面又は舗装面（地下タンクの上スラブを除く。）の補修 (5) 防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの。）の補修 (6) 防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの。）の取替、補修 ※31 (7) 防油堤の点検歩廊（防油堤と一体構造でないもの。）の取替、補修 (8) 排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等の補修	※25 ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものに限る。 ※26 水抜弁を複数にすること。 ※27 水抜弁の開閉表示装置を複数にすること。 ※28 複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満足すること。 ※29 防油堤の基準に抵触しないこと。 ※30 複数の開閉表示のうち、撤去しても基準を満足すること。 ※31 防油堤の基礎等の変更を伴わないもの。 ※32 危険物規則第22条第2項第16号の規定に基づくものでないこと。
5 電気設備	(1) 電気設備の増設、移設、改造、撤去 ※12 (2) 電動機の増設（移送取扱所に設置されるものを除く。） ※12 (3) 照明器具の増設（配線工事を含む。） ※12 (4) 静電気除去装置の増設 (5) 条例第74条に規定する電気設備の増設 ※12・33・35 (6) 電動機の補修（移送取扱所に設置されるもので、※57に定めるものを以外に限る。）	(1) 電気設備の取替、補修 ※12 (2) 配線、分電盤、配電盤、スイッチ等器具の取替 (3) 照明器具の取替、補修 ※12 (4) 電動機の補修 (5) 避雷設備の取替、補修 ※34 (6) 静電気除去装置の取替、補修 (7) 避雷設備とならないアンテナ等の増設 (8) 事務所内配電盤省エネ装置の増設	※33 変更許可に該当するものは、変更許可申請に設備等の概要（条例の届出項目に準じたもの。以下同じ。）を含め申請させること。 変更許可に該当しないものは、「軽微な変更工事届出書」に当該設備等の概要を含め提出させること。なお、いずれの場合も条例の届出は不要である。 ※34 JIS規格の変更を伴わないものに限る。 ※35 給油取扱所における条例第14条の2に規定する急速充電設備の増設、取替は、変更許可とする。
6 ・消 避火 難・ 設警 備報	(1) 消防用設備等設置規制事務審査基準第2章第2節第7-4表に掲げる軽微な工事（第2欄に掲げるものを除く。） ※36 (2) 第4種又は第5種消火設備の増設、移設 (3) 消火薬剤の同等品との取替 ※37	(1) 第4種又は第5種消火設備の取替、補修 (2) 消防用設備等設置規制事務審査基準第2章第2節第7-3表6に掲げる「補修」に該当するもの (3) 消火薬剤の取替（同じメーカーの同じ商品に限る。）	※36 消防用設備等設置規制事務審査基準第2章第2節第7-4表に掲げる軽微な工事に該当しないものは変更許可申請とする。 ※37 構成機器等の適合性を確認すること。
7 その他	(1) 標識、掲示板等の増設、移設、改造 (2) 係船ピットの増設 (3) 棧橋上の監視小屋の増設 (4) 保有空地内の植栽の増設、移設、改造 ※40 (5) 条例第74条に規定する設備等（電気設備を除く。）の増設、取替 ※33	(1) 標識、掲示板等の取替、補修 (2) 塗装工事 (3) 点検のための設備等の分解、清掃及び組立工事 ※39 (4) 保有空地内の植栽の取替、撤去、補修 (5) 作業用広報設備（スピーカー）の増設、移設、改造、取替、補修、撤去 ※12	※38 棧橋改造を伴うものを除く。 ※39 タンクを除く。 ※40 保有空地に係る基準に変更がないこと。

(施設区分ごとの事項)

一般製造所及び取扱所	(1) 運搬容器の充填設備の撤去 ※11 (2) N A S 電池のモジュールの取替	(1) ボイラー、炉等のバーナーノズルの取替、補修 (2) 塗装機噴霧ノズル、ホース等の取替、補修 (3) 運搬容器の充填設備の取替、補修	
屋内貯蔵所	(1) ラック式の棚の取替 ※41・42 (2) 冷房装置等の取替 (3) 架台の取替 ※42	(1) ラック式の棚の補修 ※41 (2) 冷房装置等の補修 (4) 架台の補修、撤去	※41 ラック式とは、棚、又はこれらに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えるものをいう。 ※42 耐震計算等に変更がないこと。
屋外タンク貯蔵所	(1) 浮き屋根のシール材の取替 ※44 (2) ルーフドレンの取替 ※44 (3) ローリングラダーの取替 ※8・44 (4) ポンツーンの補修（デッキ相当部は除く。） ※8・43・44 (5) 内部開放時又は油種変更時の清掃及び清掃に伴う一時的な配管敷設工事 (6) 屋根支柱の取替 ※8 (7) 内面コーティングの増設、改造、取替、撤去 ※7 (8) 保温（冷）材の増設、改造、撤去 ※44	(1) 保温（冷）材の取替、補修 (2) 浮き屋根のシール材の補修 ※44 (3) 浮き屋根のウェザーシールドの取替、補修 ※8 (4) ルーフドレンの補修 (5) ローリングラダーの補修 (6) 流出危険物自動検知警報装置の取替、補修 (7) 内面コーティングの補修	※43 危険物告示第4条の21の3に定める特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根に係る工事は変更許可とする。 ※44 タンク重量の増減による耐震計算（特定・準特定タンクについては応力計算）等の基準を満たすこと。
屋内タンク貯蔵所		(1) 出入口の敷居の取替、補修	
地下タンク貯蔵所	(1) マンホールプロテクターの増設、移設、改造、取替、撤去 ※11・45 (2) 上部スラブの補修 ※45 (3) タンクの清掃（指定数量未満の油の回収などを含む。） (4) 二重殻タンクの漏えい検知装置の取替 (5) タンクローリー用アースターミナルの増設、移設、改造、撤去 (6) F R P 内面コーティング（「腐食のおそれが特に高い」及び「腐食のおそれが高い」に該当しないものに限る。）	(1) 漏えい検査管の取替、補修 (2) タンクローリー用アースターミナルの取替、補修 (3) 通気管のガス回収装置の取替、補修、撤去 (4) マンホールプロテクターの補修 ※11・45	※45 上部スラブの変更を伴わないこと。
簡易タンク貯蔵所		(1) タンク固定金具等の取替、補修	
移動タンク貯蔵所	(1) 底弁・底弁の手動又は自動閉鎖装置の取替、撤去 (2) 同一敷地内における屋外の常置場所の変更 ※46 (3) 箱枠の取替、補修 ※47・48 (4) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクの追加 ※49 (5) コンタミ防止装置の増設	(1) 品名数量表示板の取替、補修 (2) マンホール又は吐出口のふたの取替、補修 (3) マンホール部の防熱又は防塵カバーの取替、補修 (4) 底弁・底弁の手動又は自動閉鎖装置の補修 (5) ローリーアースの取替 (6) ガス回収装置の取替、補修 ※18 (7) 可燃性蒸気回収ホースの取替、補修 (8) 注油ホース（ノズル及び結合金具を含む。）（積載式以外）の取替、補修 (9) Uボルトの取替、補修	※46 変更する常置場所が他の移動タンク貯蔵所の常置場所となっていた場合は、確認を要しないものであること。 ※47 箱枠の溶接線補修であること。 ※48 重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと。 ※49 IMDGコードに適合するものであり、かつ緊結装置に適合性がある場合に限る。
屋外貯蔵所	(1) 架台の取替 ※42 (2) 固体分離槽の取替	(1) 周囲の柵の取替、補修 (2) シート固着装置の取替、補修 (3) 架台の補修、撤去 (4) 固体分離槽の補修	

給油取扱所	<p>(1) カードリーダー等省力機器の増設、移設、改造 ※55 (2) 日除け等（キャノピーを除く。）の増設、移設、改造 ※54 (3) 計量機（危険物保安技術協会の型式試験確認を受けたものを除く。）の取替 ※52・53 (4) 蒸気洗浄機、オートリフト、混合燃料油調合機、ウォールタンク等の取替、撤去 (5) 自動車の点検等に使用する機器等（固定式のものに限る。（4）を除く。）の増設、移設、改造 ※51 (6) 任意で設置する警備保障会社等の防火、防犯装置等の増設、撤去 (7) オイルキャビネットの増設 (8) 地下貯蔵タンクに係るものについては、タンク等又は地下タンク貯蔵所の例によること (9) サインポール、看板等（電気設備）の増設、移設、改造 ※50 (10) 給油量表示装置の増設、移設、改造 ※55 (11) セールスルーム（含むショップ）内の電気設備・給排水設備の増設、移設、改造 (12) セルフ給油所の可搬式制御機器の更新 ※56 (13) 自動販売機の設置 ※12</p>	<p>(1) カードリーダー等省力機器の取替、補修、撤去 (2) オイルキャビネットの取替、補修、撤去 (3) 給油量表示装置の取替、補修、撤去 (4) 防火扉の補修 ※25 (5) 犬走り、アイランド等の補修 (6) サインポール、看板等（電気設備）の取替、補修、撤去 ※50 (7) 計量機（危険物保安技術協会の型式試験確認を受けたものに限る。）の取替、補修 ※52・53 (8) 日除け等（キャノピーを除く。）の取替、補修、撤去 (9) 蒸気洗浄機、オートリフト（地下配管、地下タンクに係るものを除く。）、混合燃料油調合機、ウォールタンク等の補修 (10) 自動車の点検等に使用する機器等（(9)を除く。）の取替、補修、撤去 (11) 自動車の点検等に使用する機器等（移動式のものに限る。）の増設、撤去 (12) 地下貯蔵タンクに係るものについては、タンク等又は地下タンク貯蔵所の例によること (13) セールスルーム（含むショップ）内の電気設備・給排水設備の取替、補修、撤去 (14) セルフ給油所の監視機器・放送機器・分電盤・照明器具の取替、補修</p>	<p>※50 大規模な基礎工事を含む取替は変更許可申請とする。 ※51 点検等の機器には、エアークリーナ等を含む。 ※52 懸垂式のポンプ設備を含む。 ※53 ポンプ吐出量、ポンプ数及びホース本数、長さその他の形式、性能が増加するもの、又は可燃性蒸気流入防止構造のものに変更する場合は、変更許可とする。 ※54 上屋の面積に変更のないこと。 ※55 可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。 ※56 第3章第46 3に基づき同一機種を更新を除き予防規程の変更認可を要する。</p>
取扱所	<p>(1) 延焼防止用のそで壁、ひさし又は垂れ壁の取替</p>	<p>(1) 棚の取替、補修、撤去 (2) 延焼防止用のそで壁、ひさし又は垂れ壁の補修</p>	
移送取扱所	<p>(1) 配管(地下埋設配管を除く。)の取替、補修※11・59・60 (2) 配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等の増設、移設、改造※11・59・60 (3) ビグ取扱装置の取替 (4) 緊急遮断弁の取替 (5) 感震装置の取替 (6) 監視小屋の増設 (7) ポンプ設備の取替、補修※11・61・62 (8) 船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いるローディングアーム先端のカブラーの改造、撤去 ※58 (9) 漏えい検知口の取替、補修 (10) 漏えい検知装置の取替 (11) ローディングアーム又はアンローディングアームの撤去 ※57 (12) 仕切弁、制御弁等の取替</p>	<p>(1) 配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等の取替、補修、撤去※11・59・60 (2) ビグ取扱装置の補修 (3) 緊急遮断弁の補修 (4) 感震装置の補修 (5) 監視小屋の取替、補修 (6) 仕切弁、制御弁等の補修 (7) 土盛り等漏えい拡散防止設備の取替、補修 (8) 衝突防護設備の増設 ※38・40 (9) 衝突防護設備の取替、補修 (10) 巡回監視車の取替、補修 (11) 船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いるローディングアーム先端のカブラーの取替、補修 ※58 (12) 漏えい検知装置の補修 (13) ローディングアーム又はアンローディングアームの補修（撤去を伴わないものに限る。） ※57</p>	<p>※57 ローディングアームの点検に伴う再取付けは変更許可を要する。 ※58 ボルトにより取り付け可能なものに限る。 ※59 道路、河川、海又は第三者の敷地を通過する部分（栈橋上を含む。）を除く。 ※60 管径、板厚、材質、経路の変更がないこと。 ※61 移送基地の構内に設置されるものに限る。 ※62 電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。</p>

(注意)

- 1 変更工事は、「取替」、「補修」、「撤去」、「増設」、「移設」及び「改造」に区分する。
 - (1) 「取替」とは、製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能、性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。
 - (2) 「補修」とは、製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。
 - (3) 「撤去」とは、製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。
 - (4) 「増設」とは、製造所等に新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。
 - (5) 「移設」とは、製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。
 - (6) 「改造」とは、現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能、性能を変えることをいう。
- 2 当該表に掲げられていない工事であっても、変更の程度がこれらの例と類似又は同等であると認められるものについては、同様の取扱いをして差し支えないこと。

(別 添)

確認を要する変更工事とする小規模な溶接工事（平成9年3月26日付 消防危第36号等）

1 附属設備に係る溶接工事 (タンク附属物取付用当て板を含む。)	(1) 階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の取付工事 (2) ノズル、マンホール等に係る肉盛り補修（母材及び部材の表面に金属を溶着する補修をいう。以下同じ。）工事 (3) 屋根板及び側板の接液部（危険物規則第20条の7に定める接液部をいう。以下同じ。）以外の部分（以下「気相部分」という。）におけるノズル、マンホール等に係る溶接部補修（溶接部を再溶接する補修（グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみの場合を除く。）をいう。以下同じ。）工事
2 屋根に係る溶接工事	(1) 屋根板（圧力タンク及び浮き屋根式タンクを除く。(2)において同じ。）の重ね補修（母材表面に当て板を行い、当該当て板外周部全周をすみ肉溶接によって接合する補修（タンク附属物取付用当て板を除く。）をいう。以下同じ。）工事のうち1箇所当たり0.09㎡以下であって、合計3箇所以下のもの (2) 屋根板の肉盛り補修工事
3 側板に係る溶接工事	(1) 側板の気相部分における重ね補修工事のうち1箇所当たり0.09㎡以下のもの (2) 側板の気相部分における肉盛り補修工事 (3) 側板の接液部における肉盛り補修工事のうち、溶接継手から当該母材の板厚の5倍以上の間隔を有しているものであって、1箇所当たりの補修量が0.003㎡以下、かつ、板（母材）1枚当たり3箇所以下のもの
4 底部に係る溶接工事	(1) 側板の内面からタンク内側600mmの範囲以外のアニュラ板又は底板の重ね補修工事で、補修基準（平成6年9月1日消防危第73号別添1の補修基準をいう。）の分類で○に該当する工事（特定屋外貯蔵タンク以下の屋外貯蔵タンク（以下「特定以外の屋外貯蔵タンク」という。）にあっては、これに相当する工事をいう。）において、1箇所当たり0.09㎡以下であって、合計3箇所以下のもの (2) 側板の内面からタンク内側600mmの範囲以外のアニュラ板又は底板の肉盛り補修工事で、溶接部から当該板の板厚の5倍以上の間隔を有して行われるものであって、1箇所当たりの補修量が0.003㎡以下であり、かつ、全体の補修量が次に示すもの ア 特定以外の屋外貯蔵タンク 0.03㎡以下 イ 1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 0.06㎡以下 ウ 1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 0.09㎡以下 (3) 側板の内面からタンク内側600mmの範囲以外の底部に係る溶接部補修工事で、1箇所当たりの補修長さが0.3m以下であり、かつ、全体の補修長さが次に示すもの ア 特定以外の屋外貯蔵タンク 1.0m以下 イ 1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 3.0m以下 ウ 1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 5.0m以下
5 製造所等のタンクに係る溶接工事	上記1から4については、屋外タンク貯蔵所の例によることとされている製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンク並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても同様とする

第3 危険物関係法令と他法令との関係

危険物製造所等に関しては、消防法による規制のほか、他の法令により規制される場合があるので、事前相談等で質疑のあるものについては、設置者に対し直接主管部に相談するよう指導すること。

1 石油コンビナート等災害防止法との関係

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）（以下「石災法」という。）で定められた石油コンビナート等特別防災区域（資料4-3-1）における工事では、石災法の基準が適用される場合があるので次の事項について留意すること。

(1) 石災法上の特定事業所に該当することとなる場合

ア 第2種事業所

事業所内の施設において貯蔵し、取り扱い、又は処理する次の物質の数量を各物質に定める数量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が1以上となる場合は第2種事業所の指定の基準に該当するため保安課に連絡すること。

- (ア) 許可施設（移動タンク貯蔵所を除く）における石油（第1石油類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類をいう。以下同じ。） 1,000キロリットル
- (イ) 許可施設（移動タンク貯蔵所を除く）における石油以外の第4類の危険物にあつては2,000キロリットル、その他の危険物にあつては2,000トン
- (ウ) 可燃性固体類 10,000トン
- (エ) 可燃性液体類 10,000立法メートル
- (オ) 高圧ガス 200,000立法メートル
- (カ) 高圧ガス以外の可燃性ガス 200,000立法メートル
- (キ) 毒物 20トン
- (ク) 劇物 200トン

イ 第1種事業所

事業所内の施設において貯蔵し、取り扱い、又は処理する次の物質の数量を各物質に定める数量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が1以上となる場合は第1種事業所に該当することとなるため保安課に連絡すること。

- (ア) 石油 10,000キロリットル
- (イ) 高圧ガス 2,000,000立法メートル

ウ レイアウト事業所

第1種事業所のうち許可施設（移動タンク貯蔵所を除く）を設置しており、かつ、高圧ガス保安法第5条第1項の規定による許可に係る場合はレイアウト事業所に該当することとなるため、消防法等の申請があつた場合は、主務大臣による指示期間の満了等に係る日までは、許可をすることができない。

また、申請の内容が、主務大臣の指示に従って変更された場合の計画に適合していない場合又は新設等の計画の廃止の指示がされた場合も許可をすることができないため注意すること。

(2) 特定防災施設等が必要となる場合

特定事業所には、次の特定防災施設等を設置しなければならない基準があるため、「危険物製造所等の設置・変更許可申請」又は「危険物製造所等品名・数量又は指定数量の倍数の変更届出」がなされた場合は注意すること。

ア 流出油等防止堤

危険物第4類の容量が10,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所

イ 消火用屋外給水施設

石油の貯蔵・取扱量を1万で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量を200万で除して得た数値又はこれらを合計した数値が0.5以上となる場合

資料4-3-1 石油コンビナート等特別防災区域

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令

(昭和五十一年政令第九十二号) 別表 (抜粋)

十九 京浜臨海地区

イ 神奈川県川崎市川崎区小島町、田町三丁目、夜光一丁目から夜光三丁目まで、塩浜三丁目、塩浜四丁目、池上町、浅野町、鋼管通五丁目、南渡田町、田辺新田、白石町、浮島町、千鳥町、水江町、扇町、大川町、扇島及び東扇島の区域 同区殿町三丁目及び池上新町三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

ロ 神奈川県横浜市鶴見区安善町、弁天町、生麦二丁目、大黒町及び扇島の区域 同区生麦一丁目の区域(首都高速道路横浜羽田空港線以北の区域を除く。) 同区末広町及び小野町の区域のうち首都高速道路横浜羽田空港線の南側の区域 同市神奈川区守屋町二丁目から守屋町四丁目まで、宝町及び恵比須町の区域

二十 根岸臨海地区

神奈川県横浜市の区域のうち次の区域

(1) 中区豊浦町及び千鳥町並びに磯子区鳳町の区域 同区原町のうち東日本旅客鉄道株式会社根岸線と海岸線との間の区域

(2) 磯子区新磯子町、新森町及び新中原町の区域 同区磯子一丁目の区域のうち東日本旅客鉄道株式会社根岸線と海岸線との間の区域 同区新杉田町の区域のうち一般国道三百五十七号線と海岸線との間の区域

(3) 金沢区鳥浜町の区域のうち主務大臣の定める区域 当該区域に介在する道路の区域

2 建築基準法との関係

(1) 建築基準法第48条(同法施行令第116条(危険物の数量)及び第130条の9(危険物の貯蔵又は処理に供する建築物))に規定されている用途地域別の危険物の制限量は、表4-3-1のとおりである。

(2) 表4-3-1に掲げる危険物の2種類以上を同一敷地内の建築物に貯蔵しようとする場合において、危険物の数量の限度は、それぞれ当該各欄の危険物の数量の限

- 度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除し、それらの商の和が1までである。
- (3) 第1種低層住居専用地域内、第2種低層住居専用地域内及び第1種中高層住居専用地域内においては、危険物の貯蔵又は処理に供する専用建築物は設置できない。
- ただし、同地域内に建築許可を受けた学校等における給湯ボイラー、非常用発電設備の附属設備等については設置することができ、当該設備を危険物の貯蔵又は処理に供する専用建築物とすることができる。
- なお、表4-3-1に掲げる危険物の数量制限については、準住居地域における制限量以下とすること。
- (4) 表4-3-1に掲げる用途地域において、地下タンクにより貯蔵する場合は、第1石油類及びアルコール類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類については、その数量に制限はない。
- (5) 危険物の処理数量の算定について建築基準法上では「当該工場の作業場等において取り扱う危険物の瞬間における最大停滞量（作業場内の機械、管、貯蔵場等の中に存置することのできる危険物の最大数量をいう。（昭和28年7月14日住指発第913号建設省住宅局建築指導課長通達）」によるものとしている。

表4-3-1 建築基準法の数量の制限

用途地域別	品名	貯蔵又は処理数量	
		第4類 第1石油類 第2石油類 第3石油類 第4石油類	左記以外の危険物
第2種中高層住居専用 第1種住居 第2種住居 準住居		5倍 (特定屋内貯蔵所、第1種 販売所にあつては、15倍)	1倍 (特定屋内貯蔵所、第1種 販売所にあつては、3倍)
		10倍 (特定屋内貯蔵所、第1種 及び第2種販売取扱所にあつては、30倍)	2倍 (特定屋内貯蔵所、第1種 及び第2種販売取扱所にあつては、6倍)
近隣商業 商業			

	50倍	20倍
準工業		(特定屋内貯蔵所、第1種及び第2種販売取扱所にあつては、50倍)

- (6) 工業地域又は工業専用地域に建築するラック式の高層の屋内貯蔵所に収納できる建築基準法上の危険物の数量については、横浜市建築基準法取扱基準集（令和2年4月版）第7章によること。
- (7) 第2種中高層住居専用地域内の給油取扱所において、サービス部門（オイル交換、タイヤの修理、軽微な点検、洗車等）のある場合は、建築基準法別表第2（用途地域内の建築物の制限）（に）項第2号に規定する工場を含んだ用途のものとして取り扱うこと。（昭和53年11月29日建指第43号建築局長通知）したがって、オートリフト、自動洗車機、リフト室等は原則として設けられない。
- なお、附属倉庫等がある場合には、サービス部門の作業場に転用しないように指導すること。

3 都市計画法との関係

市街化調整区域において、屋外貯蔵タンク及び地下貯蔵タンク等の貯槽を設置する場合都市計画法（昭和43年法律第100号）により次のような規制がある。

- (1) 土地に定着した貯槽による危険物製造所等の設置は、都市計画法上認められないこととされている。（資料4-3-2 建宅-第71号参照）
- なお、建宅-第71号には、屋外貯蔵タンクも含まれているものであること。
- (2) 既存の事業所等で敷地面積の増加を伴わず、かつ、当該事業の実施に関連する危険物製造所等の設置又は増設については、認めることができること。

資料4-3-2 建宅-第71号

建宅-第71号 昭和54年1月8日
消防局長 殿
建築局長
危険物貯蔵地下タンクの設置審査について（依頼）
<p>市街化調整区域内では、建築物、第一種特定工作物（都市計画法施行令第1条第1項危険物の貯蔵又は処理に供する工作物ほか）の新築、用途変更などは、開発審査会の議を経て市長の許可を得なければならないことになっています。（都市計画法第43条、同法施行令第36条第2号ハ）</p> <p>このうち、地下の工作物については建築基準法の確認が不要なものがあり、建築事務所での審査なしで貴局の審査に付されるため都市計画法上許可されない第</p>

一種特定工作物が新設されるおそれがあります。

については、設置後の除却が困難であることに鑑み、消防法上の許可申請受理を都市計画法上の審査結果に係らしめるよう事務取扱いいただきたく何分のご配慮をお願いいたします。

市街化調整区域内での危険物貯蔵地下タンクの申請には、都市計画法上の許可証の添付又は宅地一、二課^(注)への文書照会の回答を貴局審査要件に加えていただく等の措置をおとりいただければ幸いです。

なお、市街化調整区域内での地下危険工作物については、原則として許可しない方針であります。

4 横浜市緑化条例との関係

本市の工場等の緑化事業については、「緑の環境をつくり育てる条例」（昭和48年6月横浜市条例第47号）により、敷地面積500平方メートル以上の工場等の新設及び改修時に適用され、敷地面積、用途地域により敷地面積の5パーセントから20パーセント以上を緑化することとされている。

一方、危険物製造所等については、延焼防止上及び消火活動上の観点から、保有空地、通路等が定められているが、これらの部分に関する緑化の対応については、従来特段の定めがなかったため、ややもすると、延焼防止上又は消防活動上支障となるおそれがあったことから、みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課と協議し、植栽範囲等を明確にし、適切な指導を図るものである。植栽要領等については、第3章第23「危険物製造所等の保有空地等における植栽」によること。

第4 手数料の徴収

手数料の徴収は、横浜市手数料条例（平成12年3月27日条例第32号）の規定によるほか、次によること。

- 1 設置又は変更許可申請書の受付後で、許可前に指定数量の倍数、最大貯蔵量、移送配管の延長（以下「指定数量の倍数等」という。）の変更を行うときは、次によること。
 - (1) 指定数量の倍数等の変更により、許可手数料が増加する場合は、増加後の数量に係る手数料との差額を徴収すること。
 - (2) 指定数量の倍数等の変更により、許可手数料が減少する場合は、すでにこれらに関する審査手続き等の役務が開始されたことであるから、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しないこと。
- 2 設置又は変更許可申請書、完成検査申請書の受付後に、当該申請に係る申請取下げ届出書が提出された場合であっても、横浜市手数料条例第8条の規定により、手数料は返還しないこと。
- 3 設置許可後、完成検査前に変更許可申請を行うときは次によること。
 - (1) 設置許可の指定数量の倍数等に変更がない場合は、設置許可申請の2分の1を徴収すること。
 - (2) 設置許可の指定数量の倍数等に変更がある場合は、増減後の指定数量の倍数等に対応する設置許可申請の手数料の2分の1を徴収すること。
- 4 設置許可後の完成検査前に、当該設置許可施設において変更許可を受け、設置及び変更の完成を同時に行う場合の完成検査申請の手数料は、設置完成の手数料を徴収すること。
- 5 変更許可後の完成検査前に、当該変更許可施設において別の変更許可を受け、これら数件の変更許可に対する完成を同時に行う場合には、完成検査申請の手数料は1件分の変更完成の手数料を徴収すること。
- 6 変更許可後に、当該変更許可施設において別の変更許可を受け、その変更許可の内容が、指定数量の倍数等の変更により手数料の変更を伴う変更であり、かつ、当該変更の完成検査を終了後、最初の変更の完成検査の申請をする場合又は最初の変更許可後に危険物製造所・貯蔵所・取扱所の品名、数量若しくは指定数量の倍数変更届出を

提出し、これが手数料の変更を伴うものの完成検査を行う場合は、指定数量の倍数等の変更後に該当する完成検査の手数を徴収すること。

- 7 昭和52年2月14日以前に設置許可を受けた特定屋外タンク貯蔵所を変更する場合（次項に掲げる場合を除く。）は、次によること。
 - (1) (2)以外の変更許可手数料は、横浜市手数料条例の特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所の区分（以下「危険物関係手数料」という。）により徴収すること。
 - (2) 新基準に適合させるための変更許可手数料は、横浜市手数料条例の特定屋外タンク貯蔵所の区分により徴収すること。

- 8 昭和52年2月15日以降に設置許可を受けている特定屋外タンク貯蔵所又は昭和52年2月14日以前に設置許可を受けた特定屋外タンク貯蔵所のうち新基準に適合したものについてタンク本体及び基礎・地盤以外を変更する場合は、危険物関係手数料により徴収すること。

- 9 移送取扱所に係る手数料については、次によること。

移送取扱所の許可申請及び完成検査手数料は、他の製造所等とは異なり1日における危険物の取扱量を基準とはせず、起点から終点までの配管の長さにより、算定すること。

- 10 平成11年3月31日以前に設置許可を受けた準特定屋外タンク貯蔵所を変更する場合（次項に掲げる場合は除く。）は、次によること。
 - (1) (2)以外の変更許可手数料は、危険物関係手数料により徴収すること。
 - (2) 新基準に適合させるための変更許可手数料は、横浜市手数料条例の準特定屋外タンク貯蔵所の区分により徴収すること。

- 11 平成11年4月1日以降に設置許可を受けている準特定屋外タンク貯蔵所又は平成11年3月31日以前に設置許可を受けた準特定屋外タンク貯蔵所のうち新基準に適合したものについてタンク本体及び基礎・地盤以外を変更する場合は、危険物関係手数料により徴収すること。

第5 危険物製造所等の設置・変更許可申請

(法第11条第1項前段、第2項、危険物令第6条、第7条、市規則第4条、規程第5条、第6条、第27条、危険物規制事務処理実施要領第2、第3、第5、第6及び第20)

1 設置許可申請に必要な書類及び編さん

(1) 共通添付書類

ア 共通事項

- (ア) 申請書等の添付書類は、審査に当たって必要事項が確認できる最小限のものとする。
- (イ) 大型製造プラント等で、多数の機器、配管等が設置される施設にあつては、申請者との事前の協議を踏まえ、個別の記載ではなく、工程の概要を示す図（以下「フロー図」という。）等を活用すること。
- (ウ) 複数施設で共用する配管、消火設備、防油堤等は、代表タンク等の一の施設での申請するものとし、他の施設においてはそれぞれの施設の付属とされる引き込み配管、放出口等について申請するものとする。
- (エ) 危険物令第23条の規定の適用を受ける設備については、申請者と添付図書について協議すること。
- (オ) 許可申請書には、工事中の安全対策に係る図書等の添付は要しないものであること。
- (カ) 特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所以外の製造所等の許可申請書については、工事計画及び工事工程表の添付は要さないものであること。

イ 共通添付書類

- (ア) 設置許可申請書
- (イ) 構造設備明細書（20号タンクを有するものは、タンク構造設備明細書）
- (ウ) 委任状（申請者と代理人の法人が異なる場合など、必要に応じて）
- (エ) 案内図、配置図
- (オ) 当該製造所等の周囲状況図
- (カ) 危険物の確認試験関係書類（一般に性状が知られているものを除く。）
- (キ) 位置、構造、設備の図面及び書類等
- (ク) 危険物配管関係
- (ケ) 附帯設備
- (コ) 換気設備、可燃性蒸気又は可燃性微粉の排出設備（製造、配置等）
- (サ) 電気関係設備（照明設備、電動機等）
- (シ) 消火設備、警報設備、避難設備の概要図、配置図及び設計仕様書
- (ス) 危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等に関する書類（危険物令第7条の3に掲げる製造所及び一般取扱所のみ）
- (セ) その他必要な書類

ウ 添付書類の内容

添付書類の標準的な記載内容は、次に示すとおりとする。ただし、製造所等の安全性等を確認できる場合は、これらにかかわらず簡略化することができるものであること。

- (ア) 主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根等）については、平面図等に構造等を記載すること。主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造る場合で国土交通大臣の認定品を使用するときは、現場施工によるものを除き、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。
- (イ) 窓及び出入口については、平面図等に位置、寸法、構造等を記載すること。窓又は出入口の特定防火設備等で国土交通大臣の認定品を使用する場合には、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。
- (ウ) 排水溝、貯留設備（ためます等）については、平面図に位置及び寸法を記載することにより、別途構造図の添付は要さないこと。
- (エ) 工作物にあつては架構図（架構等の姿図）及び構造図を、防火塀、隔壁等にあつては位置を示した平面図及び構造図を添付すること。
- (オ) タンク、塔槽類、危険物取扱設備等については、構造図を添付すること。ただし、小規模な危険物取扱設備等（タンク等の支柱、油面計等の附属設備を含む。）については、配置図等に位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないものであること。
- (カ) 計装機器等（危険物の取扱いを計測又は制御するための機器をいう。）は、配置図等に位置、機能等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
- なお、大型製造プラント等、多数の設備を有する施設においては、フロー図等に計装機器等の概要を記載することによることができる。
- (キ) 危険物取扱設備と関連のある（危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響するものをいう。）非対象設備等及び危険範囲（可燃性蒸気が漏れ又は滞留し、何らかの点火源により爆発等のおそれがある範囲をいう。）にある危険物取扱設備と関連のない非対象設備は、配置図等に名称、防爆構造（防爆対策を含む。）等を記載することにより、別途構造図等の添付を要さないこと。
- (ク) 危険物取扱設備と関連のない（危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響しないものをいう。）非対象設備で危険範囲にないものは、配置図等に名称、材質を記載することにより、別途構造図等の添付を要さないこと。
- (ケ) 地上配管
- a 製造所及び一般取扱所の地上配管は、多数の配管を設置する施設の場合、フロー図等に材質、口径等を記載することにより、配置図等の配管ルート等の記載を省略することができること。ただし、保有空地内に敷設する配管については、bの施設範囲外に敷設する地上配管の例による。
- b 製造所及び一般取扱所以外の危険物施設並びに製造所等の施設範囲外に敷設する地上配管は、配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、配管支持物（耐火措置を含む。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
- なお、大型製造プラント等においてはフロー図等に、設置に係る設計条件（保有空地、他の施設等の通過状況、構内道路の横断状況、配管支持物の状況等）を記載することにより、配管ルート等の記載を省略することができる。

- (コ) 地下配管については、配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、腐食防止措置（電気防食措置の場合にあっては位置及び構造）については、一定箇所ごとの断面、敷設状況等を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
 - (カ) 構造計算書等については、計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとするができること。
 - (シ) 電気設備について
 - a 危険範囲の電気設備については、配置図等に位置、防爆構造記号等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。電気配線については、各配線系統のルート及び構造（施工方法等）を配置図等に記載すること。
 - b 危険範囲外の電気設備については、電気設備の記載は要さないこと。
電気配線については、配置図等へ主電源等から危険範囲に至る主配線のルートのみを記載することとし、その他の電気配線のルートについては、記載を要さないこと。
 - (ス) 構造設備明細書については、設備、機器等を多数設置する場合、設備、機器等のリストを別紙として添付することができること。
 - (セ) 消火設備、警報設備の設計書については、計算のための諸条件、計算結果のみを記載したものとすることができること。
- (2) 製造所、一般取扱所
- ア 予防規程対象である指定数量の倍数が10以上の製造所については、第2章第3節「危険物製造所の設置・変更許可時における法第11条第2項の基準」に規定するリスクアセスメント・チェックリストを添付すること。
 - イ (1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。
 - (ア) 危険物施設全体のフローシート
 - (イ) 建築物関係
 - (ウ) 危険物施設機器
 - (エ) その他貯蔵又は取扱いの形態により、各製造所等の区分に準じて編さんすること。
- (3) 屋内貯蔵所
- (1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。
 - ア 建築物関係
 - イ 架台の設計図書及び計算書
 - ウ 油種別貯蔵図
- (4) 屋外タンク貯蔵所
- (1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は、次のとおりとする。
 - ア タンク容量計算書
 - イ 計算書及び施工要領書
 - (ア) 特定屋外タンク貯蔵所及び小規模屋外タンク貯蔵所（第3章参照）の技術基準に係る項目
 - a 側板の厚さ
 - b 地盤の極限支持力度と地震による最大応力に関する検討
 - c 地盤のすべりに対する安全確保

- d 地盤の許容支持力及び沈下の検討
- e くい許容支持力及びくい反力
- f 本体の許容力及び応力の算定（耐震及び耐風圧構造に関する検討、固定のためのボルトを設けるものにあつてはその強度計算書）
- g 強め輪の必要断面係数（JIS-B-8501）
- h 大気弁・通気口の容量検討（JIS-B-8501）
- i 側板の開口穴に対する補強（JIS-B-8501）
- j 溶接施工要領書（溶接施工確認試験を含む。）
- k 非破壊検査要領書
- l 地盤検査要領書
- m その他必要と認められる書類

(イ) (ア)以外の屋外タンク貯蔵所

- a 側板の厚さ
 - b 本体の許容応力及び応力の計算（耐震及び耐風圧構造に関する検討、固定のためのボルトを設けるものにはその強度計算書）
 - c 大気弁・通気口の容量検討（JIS-B-8501）
 - d 側板の開口穴に対する補強（JIS-B-8501）
 - e 溶接施工要領書（現場施工の場合）
 - f その他必要と認められる書類
- ウ タンク本体製作図
- エ その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備
- オ 防油堤
- カ 基礎構造図、地盤製造図等
- キ 防火設備の設計書
- ク 防火設備

(5) 屋内タンク貯蔵所

(1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

- ア タンク容量計算書
- イ 位置図
- ウ 建築物関係
- エ 危険物令第12条第2項第8号に基づく漏れた危険物を収納できる旨の容量計算書
- オ タンク本体製作図
- カ その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備

(6) 地下タンク貯蔵所

(1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

- ア タンク容量計算書
- イ 位置図
- ウ タンク本体製作図
- エ その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備

- オ 地耐力に対する検討
- カ 浮力に対する検討
- キ 土木関係設備

(7) 簡易タンク貯蔵所

(1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

- ア タンク容量計算書
- イ 位置図
- ウ 建築関係
- エ タンク本体製作図

(8) 移動タンク貯蔵所

(1)イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

ア 移動タンク共通事項

各図面の記載要領は「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」（平成9年3月26日消防危第33号）により記載すること。

- (ア) 配置図
- (イ) 外観三面図
- (ウ) タンク構造図
- (エ) 配管概要図
- (オ) 安全装置構造図
- (カ) 可燃性蒸気回収設備概要図
- (キ) 側面枠取付図
- (ク) 側面枠構造図
- (ケ) 防護枠取付構造図
- (コ) 底弁及び閉鎖装置図
- (サ) 電気設備概要図
- (シ) 注入ホース構造図
- (ス) 静電気除去装置構造図

イ 積載式移動タンク貯蔵所

前記アのほか、次に掲げるものとする。

- (ア) 貯蔵が予想される全ての危険物の類・品名・化学名・数量及び指定数量の倍数の一覧表
- (イ) 日本海事検定協会等の検査証明書の写し又はタンク検査済証の写し（積載式移動タンク貯蔵所のうち国際輸送用のみ）
- (ウ) 箱枠構造図及び強度計算書（箱枠を有する積載式移動タンク貯蔵所のみ）
- (エ) 緊結金具及びすみ金具強度計算書

ウ 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更許可申請（市外、区外）に必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (ア) 変更する常置場所の位置の図面

(イ) 申請書には、次の書類の写しを添付すること。

- a 変更前の最新の許可書及びこれに添付されて返却された申請図書
- b タンク検査済証
- c 完成検査済証
- d 危険物製造所等譲渡届出書（旧行政庁に届出されたもの）
- e その他必要に応じ添付するもの

(a) 危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数の変更届出書

(b) 譲渡、引渡に関する委任状等（申請者が、直接新行政庁に対し、常置場所の変更許可申請と譲渡引渡届出を同時に行う場合）

(ウ) 上記の添付書類は、当該申請書に変更前の許可書（原本）、タンク検査済証（正）及び完成検査済証（原本）の添付ができるものであり、この場合には、当該申請書を許可書に添付し申請者に交付すること。

(9) 屋外貯蔵所

(1) イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

- ア 外観
- イ 架台の設計図書及び計算書
- ウ 油種別貯蔵図

(10) 給油取扱所

(1) イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

- ア 地下タンク容量計算書
- イ 給油取扱所求積図及び空地比求積図
- ウ 平面図、勾配図及び緑地図
- エ 立面図及び断面図
- オ 矩計図
- カ 展開図及び建具表
- キ タンク本体製作図
- ク 土木関係
- ケ その他危険物関係
- コ 排水関係
- サ 外構図
- シ 電気関係
- ス サービス機器関係
- セ 固定給油設備及び固定注油設備関係

固定給油設備等で、危険物保安技術協会の型式試験確認を受けたもの（以下「確認済機種」という。）にあつては、次の書類以外は必要ないものであること。

なお、確認済機種は給油取扱所に設置する場合のみ有効であり、一般取扱所等に設置する場合には、確認済機種としては扱われないものであること。

(ア) 給油取扱所構造明細書に型式機種名及び確認番号（例TA-01-002：固定給油設備等に貼られている型式試験確認済証（A012545）の番号ではないので、注意すること。）を記

載すること。

- (イ) 固定給油設備等の型式試験確認証明書の写し
- (ウ) 外型構造図

ソ 確認済機種以外の固定給油設備等にあつては、次の書類を添付すること。

- (ア) 固定給油設備等の仕様書
- (イ) 外観構造図（材質を含む。）
- (ウ) 先端弁構造
- (エ) ポンプ吐出部以降の給油管及び送油管のうち弁、計量器等を除く部分の0.5メガパスカルの配管圧力試験成績書。ただし、昭和62年5月1日以前に設置されている確認済機種以外の機種を移設（当該許可施設以外でも可。ただし、昭和62年5月1日以前に設置の許可を受けているものに限る。）する場合は、配管圧力試験成績書を省略することができる。

(11) 販売取扱所

- (1) イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

建築関係（全体図、配置図、主要構造部、出入口、窓の構造及び材質、床の構造及び傾斜並びに貯留設備（ためます等）等の設置、区画の位置、構造等）

(12) 移送取扱所

- (1) イ(キ)に定める位置、構造、設備の図面、書類等は次のとおりとする。

- ア 計算書（配管強度、架台強度等）
- イ 配管系の安全装置等（運転監視装置、安全制御装置、圧力安全装置、漏えい検知装置、緊急しゃ断弁、感震装置、通報装置、警報装置、巡回監視車、予備動力源等）

2 変更許可申請に必要な書類及び編さん

変更許可申請に必要な添付書類は、次に掲げるものとする。

なお、編さん順序は、必要な添付書類の掲載順に編さんすること。

(1) 共通添付書類

- ア 変更許可申請書
- イ 製造所等ごとの構造設備明細書（製造所及び取扱所に設置するタンクのそれぞれの構造設備明細書を含む。）
- ウ 委任状（申請者と代理人の法人が異なる場合など、必要に応じて）
- エ 案内図
- オ 当該事業所等における当該製造所等の配置図
- カ 製造所等ごとにそれぞれ2(2)から(12)までに規定する位置、構造、設備の図面のうち、変更許可申請の内容が含まれている図面、書類等
- キ 当該製造所等に設置する消火設備のうち、変更許可申請の内容に消火設備の変更が含まれている場合は、当該消火設備の概要及び設計図書。ただし、当該製造所等に第4種及び第5種の消火設備の増設が変更許可申請の内容に含まれている場合は、消火設備所要単位算定表及び配置図
- ク 当該製造所等に設置する警報設備、避難設備のうち、変更許可申請の内容に警報設備、

- ケ 避難設備の変更が含まれている場合は、当該警報設備、避難設備の概要及び設計図書
- ク 危険物の取扱いに伴う危険要因に対応して設置する設備等を変更する場合は、当該設備等に関する書類
- コ 予防規程対象である指定数量の倍数が10以上の製造所については、第2章第3節「危険物製造所の設置・変更許可時における法第11条第2項の基準」に規定するリスクアセスメント・チェックリストを添付すること。
- サ その他申請に必要な書類

3 設置・変更許可申請書記入方法及び記入例

(1) 設置許可申請書（移送取扱所を除く。）（危険物規則様式第2）の記入方法は、別記1「危険物製造所等設置許可申請書」の記入例を参考に次によること。

ア 申請の名あて人は、「横浜市長〇〇〇〇」と記入すること。

イ 申請者の住所・氏名の欄は、原則として設置者の住所・氏名と同一とすること。ただし、製造所等の設置者の代理権又は管理の権限を有する者は、申請者となり得るが、この場合の住所は、申請者の住所（法人は、申請者の主たる事業所（事務所）の所在する住所）とすること。

ウ 設置者の住所の欄は、設置者の住所を記入すること。ただし、法人は主たる事業所（事務所）の所在する住所を記入すること。

エ 設置者の氏名の欄は、設置者の氏名を記入すること。ただし、法人等の場合は、当該法人等の名称及び代表者の氏名を記入すること。

なお、代表者とは、代表取締役、代理権を有する支店長、工場長又はこれらに類する名称を冠する者をいうものであること。

オ 設置場所の欄は、当該製造所等を設置する場所で登記簿に記載されている所在、地番を記入すること。ただし、埋立地等で地番等が確定していない場合は、既に登記されている地番の地先を記入すること。

なお、移動タンク貯蔵所の場合は、当該移動タンク貯蔵所の常置場所の所在、地番を記入すること。

また、記入する場合は、通称又は略称は使用しないこと。

例：「三丁目15番地の2」を「3-15-2」と略さないこと。

カ 設置場所の地域別のうち防火地域別の欄は、都市計画法第8条第1項第5号に規定する区分により、「防火地域」、「準防火地域」、「指定なし」のうち該当するものを記入すること。

キ 設置場所の地域別のうち用途地域別の欄は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する区分により、該当するものを記入すること。

なお、「指定なし」に該当するうち、同法第7条第3項に規定する「市街化調整区域」に該当する場合には、「指定なし（市街化調整区域）」と記入すること。

ク 製造所等の別の欄は、「製造所」、「貯蔵所」、「取扱所」のうち該当するものを記入すること。

ケ 貯蔵所又は取扱所の区分の欄は、危険物令第2条及び第3条で規定する区分及び第2章第1節第2「危険物製造所等の定義」による区分を記入すること。

例：営業用の屋内給油取扱所の場合は、「給油取扱所（営業用屋内）」と記入すること。

- コ 危険物の類、品名（指定数量）、最大数量の欄は、第2章第1節第3「危険物製造所等の最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法」により算定した危険物の類、品名及び当該物品の化学名又は通称名、かっこ書による危険物令別表第3に基づく当該品名の指定数量（危険物規則様式第2備考4に該当する場合に限る。）及び最大数量を記入すること。

例：製造所において第4類第1石油類アセトン（水溶性液体）100リットル、第1石油類ガソリン2,000リットル、アルコール類メタノール500リットル、第2石油類灯油2,000リットルが最大取扱量の場合は、次のように記入すること。

第4類

第1石油類、アセトン (400リットル)、 100リットル

第1石油類、ガソリン (200リットル)、 2,000リットル

アルコール類、メタノール (400リットル)、 500リットル

第2石油類、灯油 (1,000リットル)、 2,000リットル

- サ 指定数量の倍数の欄は、次によること。

品名又は指定数量を異にする二以上の危険物の指定数量の倍数を求める場合には、それぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値を合計し、小数第2位を四捨五入して小数第1位までを指定数量の倍数の欄に記入すること。

例：一般取扱所において、第4類第1石油類ガソリン20,000リットル、第1石油類アセトン150リットル、第2石油類軽油5,200リットル、第4石油類潤滑油1,000リットルを取り扱う場合

ガソリン 20,000 ÷ 200 = 100.0

アセトン 150 ÷ 400 = 0.375

軽油 5,200 ÷ 1,000 = 5.2

潤滑油 1,000 ÷ 6,000 ≒ 0.166

計 105.741 ≒ 105.7

したがって、指定数量の倍数は、105.7となり、この数字を記入すること。

- シ 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄は、設置者が当該製造所等の適用にしたいが、条文を記入すること。

例：一面開放の上階のある屋内給油取扱所の場合は、当該欄に、「令第17条第2項（規則第25条の9及び規則第25条の10）」と記入すること。

- ス 位置、構造、設備の概要の欄は、当該製造所等の位置、主要構造、主要設備等を記入すること。

- セ 危険物の貯蔵又は取扱方法の概要の欄は、当該製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いの目的及び概要を記入すること。

- ソ 着工予定期日の欄は、「許可後即日」等許可後に着工する旨の内容を、完成予定期日の欄は、工事日数又は、完成予定年月日等を記入すること。

- タ その他必要事項の欄は、危険物令第23条を適用して特例を使用する場合は、その旨を、また当該製造所等が建て替え等廃止設置の場合は、廃止する製造所等の設置許可年月日及び番号、廃止届出が受理済みの場合は、廃止届出の受理年月日及び番号を記入すること。

チ 当該申請書の所定の欄に記入できない場合は、当該欄には、「別紙」と記入し、別紙に当該内容を記入すること。

(2) 移送取扱所設置許可申請書（危険物規則様式3）の記入方法は、別記2「移送取扱所設置許可申請書」の記入例を参考に(1)ア、イ、ウ、サ、セ、ソ、タ、チの例によるほか、次によること。

ア 設置場所のうち起点及び終点の欄は、当該移送取扱所のうち最も距離の長い配管の起点と終点の設置場所を記入すること。

なお、この場合も通称又は略称は使用しないこと。

イ 設置場所のうち経過地の欄については、危険物規則様式第3備考4のほか当該事業所構内のみ（当該事業所に接続されている栈橋を含む。）の移送取扱所にあつては、「製油所構内」、「油槽所構内」、「事業所構内」等と記入すること。また当該事業所と他の事業所及び海上部分等に設置された栈橋、係留ブイ間の移送取扱所にあつては、当該移送取扱所が主に設置又は通過する事業所の所在地又は海底、河川、道路、橋等の通称を記入すること。

ウ 配管の延長の欄は、当該移送取扱所のうち最も長い配管の距離を記入すること。

エ 配管の外径の欄は、当該移送取扱所の配管の外径を全て記入すること。ただし、1条の配管の途中で外径が変更するものは当該配管のうち最も距離が長い部分の外径を記入すること。

例：外径318.5mm（12B）の配管が2条、外径216.3mm（8B）の配管が5条、外径165.2mm（6B）の配管が3条、計10条の配管が設置されている移送取扱所の場合は、「318.5mm×2条、216.3mm×5条、165.2mm×3条」と記入すること。

オ 配管の条数の欄は、当該移送取扱所における配管の本数を記入すること。ただし、1本の配管が、途中で2本以上に分岐している場合は、当該配管の距離の長い部分の本数を当該配管の本数とすること。

例：総延長300メートルの配管の100メートル部分で2本に分岐（残り200メートル）している配管の本数は、2本とすること。

カ 危険物の類、品名（指定数量）及び化学名又は通称名の欄は、第2章第1節第3「危険物製造所等の最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法」により算定した危険物の類、品名及び当該品名の化学名又は通称名及びかつこ書きによる危険物令別表第3に基づく当該品名の指定数量（危険物規則様式第3備考5に該当する場合に限る。）を記入すること。

キ 危険物の移送量の欄は、第2章第1節第3「危険物製造所等の最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法」により算定した最大取扱数量を記入すること。

ク ポンプの種類等の種類・型式、全揚程、吐出量、基数の欄については、当該移送取扱所に設置されている全てのポンプについて記入すること。

なお、船舶に設置されているポンプ及び当該移送取扱所において、危険物の移送を行う屋外タンク貯蔵所の付属ポンプについては、記入する必要がないものであること。

(3) 変更許可申請書（移送取扱所を除く。）（危険物規則様式第5）の記入方法は、別記3「危険物製造所等変更許可申請書」の記入例を参考に(1)アからケ、サ、シ、ソ、チの例によるほか次によること。

ア 設置の許可年月日及び許可番号の欄は、当該製造所等の許可年月日及び番号を記入する

こと。ただし、移動タンク貯蔵所の常置場所の変更を伴う変更許可の場合は、許可行政庁も併せて記入すること。

イ 危険物の類、品名（指定数量）、最大数量の欄は、当該変更により危険物の類、品名（指定数量）、最大数量の変更がある場合は、変更前と変更後を記入すること。

ウ 変更の内容の欄は、当該製造所等の今回変更する部分を簡単に記入すること。

エ 変更の理由の欄は、当該製造所等の今回変更する理由を簡単に記入すること。

オ その他必要な事項の欄には、今回の変更内容で危険物令第23条を適用して特例を使用する場合にその旨を記入すること。

(4) 移送取扱所変更許可申請書（危険物規則様式第6）の記入方法は、別記4「移送取扱所変更許可申請書」の記入例を参考に(2)並びに(3)ア、オの例によるほか次によること。

ア 設置場所の起点の欄から配管の条数の欄及び危険物の類、品名（指定数量）及び化学名又は通称名の欄からポンプの種類等の基数の欄（以下この項において「移送取扱所の概要」という。）の変更前の欄には当該移送取扱所の設置又は前回の変更許可の概要を記入すること。

イ 移送取扱所の概要の変更後の欄は、今回の変更許可により変更する部分のみを記入し、変更しない場合は空欄とすること。

ウ 移送取扱所の概要の変更理由の欄は、(4)イで記入した欄のみ、変更の理由を記入すること。

製造所
危険物貯蔵所設置許可申請書
取扱所

横浜市長 ○○○○殿 <div style="text-align: right;"> 申請者 住所 横浜市○区○町○番○号 (電話 045-000-0000) ○○株式会社 ○○事業所 氏名 事業所長 横浜 太郎 </div>		○○○○年○○月○○日	
設置者	住所	横浜市○区○町○番○号 ○○株式会社 電話 045-000-0000	
	氏名	代表取締役 石川 菊雄	
設置場所		横浜市○区○○町○丁目○番地○号	
設置場所の地域別		防火地域別	用途地域別
		指定なし	工業地域
製造所等の別		取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分 一般取扱所
危険物の類、品名(指定数量)、最大数量		第4類 第2石油類 灯油 (1,000ℓ) 1,500ℓ	指定数量の倍数 1.5
位置、構造及び設備の基準に係る区分		令第19条 第2項 (規則第28条の57 第2項)	
位置、構造、設備の概要		上記設置場所位置の耐火構造建築物1階にボイラー室を設ける。第5種消火設備を設ける。	
危険物の貯蔵又は取扱方法の概要		ボイラーにて灯油を消費する。	
着工予定期日		許可後即日	完成予定期日 着工後6ヶ月
その他必要な事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	
		許可年月日	
		許可番号	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 この設置許可申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。
 - 3 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 4 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に()内に該当する指定数量を記載すること。
 - 5 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は()内に記載すること。
 - 6 ※印の欄は、記入しないこと。

移送取扱所設置許可申請書

横浜市長 ○○○○殿		○○○○年○○月○○日	
		申請者 住所 横浜市○区○町○番地 (電話 045-000-0000) ○○石油株式会社 横浜工場 氏名 工場長 横浜 誠	
設置者	住所	横浜市○区○○町○○番地 電話 045-000-0000	
	氏名	○○石油株式会社 代表取締役社長 蟹瀬 彰基	
設置場所	起点	横浜市○区○町○番地○○石油構内	
	終点	横浜市×区×町×番地××石油化学構内	
	経過地		
配管	延長	2.4km	
	外径	318.5mm (12B)	
	条数	318.5mm×1条、216.3mm×2条	
危険物の類、品名 (指定数量) 及び化学名又は通称名		第4類 第1石油類 原油 第4類 第2石油類 軽油	指定数量の倍数 27,000
危険物の移送量		原油 5,000kL/日 軽油 2,000kL/日	
ポンプの種類等	種類・型式	スクリーポンプ・ギアポンプ	
	全揚程	70・62 m	
	吐出量	500・300 kl/時	
	基数	1・1 基	
危険物の取扱方法の概要		○○石油から××石油化学へ移送する。	
着工予定期日		許可後即日	
完成予定期日		着工後3ヶ月	
その他必要な事項			
※受付欄		※経過欄	※手数料欄
		許可年月日 許可番号	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 - この設置許可申請書は、移送取扱所に用いるものであること。
 - 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 設置場所の欄中、起点及び終点の欄には、起点又は終点の事業所名を併記し、経過地の欄には、配管系が設置される市町村名を記入すること。
 - 品名 (指定数量) の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に () 内に該当する指定数量を記載すること。
 - ※印の欄は記入しないこと。
 - 総務大臣に申請する場合は、収入印紙 (消印をしないこと。) をはり付けること。

製造所
 危険物貯蔵所変更許可申請書
 取扱所

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日			
横浜市長 〇〇〇〇殿		申請者 住所 横浜市〇区〇町〇〇番地(電話 045-000-0000) 〇〇石油株式会社 △△油槽所 氏名 所長 横浜 太郎	
設置者	住所	横浜市〇区〇町〇〇番地 電話 045-000-0000	
	氏名	〇〇石油株式会社 △△油槽所 所長 横浜 太郎	
設置場所		横浜市〇区〇町〇〇番地	
設置場所の地域別		防火地域別	用途地域別
		指定なし	工業地域
設置の許可年月日及び許可番号		昭和〇〇年〇月〇〇日 第〇〇〇〇号	
製造所等の別		貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分 屋外タンク貯蔵所
危険物の類、品名(指定数量)、最大数量		第4類第1石油類 ガソリン(200ℓ) 200kℓ	指定数量の倍数 1,000
位置、構造及び設備の基準に係る区分		令第11条 第1項 (規則 第 条 第 項)	
変更の内容		配管の新設及び改造	
変更の理由		作業効率の向上及び品質の管理のため	
着工予定期日		許可後即日	完成予定期日 着工後10日
その他必要な事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	※ 手数料欄
		許可年月日 許可番号	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 この変更許可申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。
 - 3 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 4 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に()内に該当する指定数量を記載すること。
 - 5 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は()内に記載すること。
 - 6 ※印の欄は、記入しないこと。

移送取扱所変更許可申請書

横浜市長 ○○○○殿		○○○○年○○月○○日		
		申請者 住所 横浜市○区○町○番地 (電話 045-000-0000) ○○石油株式会社 ○○製油所 氏名 取締役所長 安善 一		
設置者	住所	東京都○○区○○丁目△番■号 電話 03-000-0000		
	氏名	河田 万年		
変更の内容		変更前	変更後	変更の理油
設置場所	起点	○○製油所棧橋		
	終点	○○製油所構内		
	経過地			
配管	延長	0.45m	km	
	外径	318.5、326.3mm	mm	
	条数	3条	条	
設置の許可年月日及び許可番号	昭和41年7月13日 第0045号			
危険物の類、品名(指定数量)及び化学名又は通称名	第4類第2石油類灯油 第4類第3石油類重油			
指定数量の倍数	4,400			
危険物の移送量	2,400、4,000 k l/日		k l/日	
ポンプの種類等	種類・型式	スクリュウポンプ		
	全揚程	66m	m	
	吐出量	灯油 300 重油 500 k l/時		k l/時
	基数	2基		基
その他の位置、構造及び設備	上記設置場所 (E 棧橋) に受入用ローディングアーム設置			
着工予定期日	平成○○年○月			
完成予定期日	平成○○年○月			
その他必要な事項				
※ 受付欄		※ 経過欄		※ 手数料欄
		許可年月日 許可番号		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 - この変更許可申請書は、移送取扱所に用いるものであること。
 - 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 設置場所の欄中、起点及び終点の欄には、起点又は終点の事業所名を併記し、経過地の欄には、配管系が設置される市町村名を記入すること。
 - 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に () 内に該当する指定数量を記載すること。
 - ※印の欄は記入しないこと。
 - 総務大臣に申請する場合は、収入印紙(消印をしないこと。)をはり付けること。

製造所
危険物貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請書
取扱所

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日			
横浜市長 〇〇〇〇殿		申請者 住所 横浜市〇区〇町〇番〇号 (電話045-000-0000) 〇〇石油株式会社〇〇油槽所 氏名 所長 横消 太郎	
設置者	住所	横浜市〇区〇町〇〇丁目〇番地 電話045-000-0000	
	氏名	〇〇石油株式会社 代表取締役社長 横防 浜消	
設置場所		横浜市〇区〇町〇番〇号	
設置場所の地域別		防火地域別	用途地域別
		指定なし	工業地域
設置の許可年月日及び許可番号		昭和56年6月1日 第0000号	
製造所等の別		取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分 一般取扱所
危険物の類、品名(指定数量)、最大数量		第4類第2石油類(1,000ℓ)2,000ℓ	指定数量の倍数 2倍
位置、構造及び設備の基準に係る区分		令第19条 第1項 (規則第 条 第 項)	
変更の内容		配管の新設及び改造	
変更の理由		作業効率の向上及び品質管理のため	
着工予定期日		許可後即日	完成予定期日 着工後10日
その他必要な事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	
		許可年月日 許可番号	

仮使用の承認を申請する部分		別添図面のとおり	
※ 受付欄		※ 経過欄	
		承認年月日 承認番号	
※ 手数料欄			

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この申請書は、移送取扱所以外の製造所等について、変更許可申請と仮使用承認申請を同時に行う場合に用いるものであること。
- 3 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に()内に該当する指定数量を記載すること。
- 5 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は()内に記載すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。

移送取扱所変更許可及び仮使用承認申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日				
横浜市長 〇〇〇〇殿				
申請者				
住所 横浜市〇区〇町〇番地 (電話 045-000-0000)				
〇〇石油株式会社 〇〇油槽所				
氏名 所長 大康 千年				
設置者	住所	横浜市中区〇〇町〇番地 電話 045-000-0000		
	氏名	〇〇石油株式会社 代表取締役社長 横防 浜消		
変更の内容	変更前	変更後	変更の理油	
設置場所	起点	〇〇製油所 棧橋	同左	
	終点	〇〇製油所 構内	同左	
	経過地			
配管	延長	0.45km	0.55km	配管ルートの変更
	外径	318.5・21.3mm	同左 mm	
	条数	3条	同左 条	
設置の許可年月日及び許可番号	昭和 53 年 12 月 13 日 第 0 0 0 0 号			
危険物の類、品名(指定数量)及び化学名又は通称名	第4類第2石油類灯油 第4類第3石油類重油	同左		
指定数量の倍数	4,400倍	同左		
危険物の移送量	灯油 2400 k l / 日 重油 4000 k l / 日	同左 k l / 日		
ポンプの種類等	種類・型式	スクリュウポンプ	同左	
	全揚程	66m	同左 m	
	吐出量	灯油 300 k l / 時 重油 500 k l / 時	同左 k l / 時	
	基数	2基	同左 基	
その他の位置、構造及び設備	上記設置場所 (E 棧橋) に受入用ローディングアームを設置			
着工予定期日	許可後即日			
完成予定期日	着工後 10 日			
その他必要な事項				
※ 受付欄	※ 経過欄		※ 手数料欄	
	許可年月日 許可番号			
仮使用の承認を申請する部分	別添図面のとおり			
※ 受付欄	※ 経過欄		※ 手数料欄	
	承認年月日 承認番号			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 2 この申請書は、移送取扱所について、変更許可申請と仮使用承認申請を同時に行う場合に用いるものであること。
 3 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 4 設置場所の欄中、起点及び終点の欄には、起点又は終点の事業所名を併記し、経過地の欄には、配管系が設置される市町村名を記入すること。
 5 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に () 内に該当する指定数量を記載すること。
 6 ※印の欄は記入しないこと。
 7 総務大臣に申請する場合は、収入印紙(消印をしないこと。)をはり付けること。

4 構造設備明細書の記入方法及び記入例

構造設備明細書の記入方法は次によること。

なお、当該構造設備明細書の所定の欄に記入できない場合は、当該欄には、「別紙○参照」又は「別添資料○参照」と記入し、別紙若しくは別添資料に当該内容を記入すること。

また、該当しない欄は、斜線を引くこと。

(1) 製造所・一般取扱所構造設備明細書（危険物規則様式第4のイ）の記入方法は、別記5「製造所・一般取扱所構造設備明細書」の記入例を参考に次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、当該製造所・一般取扱所の設置している事業所等の主たる事業の概要を記入すること。

イ 「危険物の取扱作業の内容」の欄は、危険物の取扱い及び取扱いに伴う貯蔵等の概要を記入すること。

ウ 「敷地面積」の欄は、製造所・一般取扱所として規制されるエリアの面積を記入すること。

なお、かっこ書きにより当該事業所の敷地面積を記入すること。

エ 1棟の建築物の全てが製造所・一般取扱所として規制される場合の「建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。

(ア) 「階数」の欄は、当該建築物の建築基準法施行令第2条第8号で規定する階数を記入すること。ただし、地階がある場合は、「地上○階、地下○階」と記入すること。

(イ) 「建築面積」の欄は、当該建築物の建築基準法施行令第2条第2号で規定する面積を記入すること。

(ウ) 「延べ面積」の欄は、当該建築物の建築基準法施行令第2条第4号で規定する面積を記入すること。

(エ) 「壁」のうち「延焼のおそれのある外壁」の欄は、当該建築物の外壁のうち、建築基準法第2条第6号の規定に該当する部分がある場合に、当該外壁の構造を記入すること。

なお、当該外壁に開口部がある場合は、かっこ書きで開口部の構造も併せて記入すること。

例：当該外壁の構造が、鉄筋コンクリート造であり、開口部が自動閉鎖式特定防火設備の場合は、「鉄筋コンクリート造（開口部：自動閉鎖式特定防火設備）」と記入すること。

(オ) 「壁」のうち「その他の壁」の欄は、当該建築物のうち、延焼のおそれのある外壁以外の外壁、仕切り壁等の構造及び当該構造の建築基準法における構造（「耐火構造」、「防火構造」、「不燃材料」等）をかっこ書きで記入すること。

例：当該壁が、石こうボードの場合は、「石こうボード」（防火構造）と記入す

ること。

(カ) 「柱」、「床」、「はり」、「屋根」の欄は、当該部分の構造を記入すること。

なお、建築基準法における構造も併せて記入すること。

(キ) 「窓」の欄は、外壁部分にある窓の材質（網入ガラス、普通ガラス等）及び窓枠の材質（スチールサッシ、アルミサッシ等）並びに建築基準法における耐火性能（特定防火設備、防火設備等）をかつこ書きで記入すること。

例：当該窓の材質が網入ガラス、窓枠がアルミサッシで防火設備の認定品の場合は、「網入ガラス、アルミサッシ（防火設備）」と記入すること。

(ク) 「出入口」の欄は、外壁部分にある出入口の材質（鉄製、アルミニウム製等）及び出入口の枠並びに建築基準法における耐火性能を記入すること。

(ケ) 「階段」の欄は、「屋内階段」、「屋外階段」の区分、階段の数、階段の構造、階段室の場合は、区画の有無及び区画構造を記入すること。

例：当該建築物に屋外階段（鉄製）が1箇所、屋内階段（耐火構造、階段室有（耐火区画））が2箇所ある場合は、「屋外階段（鉄製）1箇所、屋内階段（耐火構造、階段室有（耐火区画））2箇所」と記入すること。

オ 1棟の建築物の一部に設置した製造所・一般取扱所の場合の「建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。

(ア) 「階数」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている階数を記入すること。ただし、地階がある場合は、「地上〇階、地下〇階」と記入すること。

例：一般取扱所が、当該建築物の地上1階と地下1階部分の一部に設置されている場合は、「地上1階、地下1階」と記入し、一般取扱所が、当該建築物の2階部分の一部に設置されている場合は、「2階」と記入すること。

(イ) 「建築面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている部分の面積を記入すること。ただし、当該製造所・一般取扱所が、1階部分以外に設置されている場合も当該階をグラウンドラインと仮定して当該部分の面積を記入すること。

なお、複数の階にわたる場合は、グラウンドラインに近い階の部分の面積を記入すること。

例：製造所が、当該建築物の2階部分の一部（50平方メートル）及び3階部分の一部（100平方メートル）に設置されている場合は、2階部分の「50平方メートル」を記入すること。また、一般取扱所が、当該建築物の地下1階部分の一部（100平方メートル）及び地下2階部分の一部（200平方メートル）に設置されている場合は、地下1階部分の「100平方メートル」を記入すること。

(ウ) 「延べ面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が複数の階に設置されている場合に、当該製造所・一般取扱所の部分の合計面積を記入すること。

- (エ) 「壁」のうち「延焼のおそれのある外壁」の欄は、当該製造所・一般取扱所の外壁のうち、建築基準法第2条第6号の規定に該当する部分がある場合に、当該外壁の構造を記入すること。
- なお、当該外壁に開口部がある場合は、かっこ書きで開口部の構造も併せて記入すること。
- (オ) 「壁」のうち「その他の壁」の欄は、当該製造所・一般取扱所のうち、他用途部分との区画の壁、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造及び当該構造の建築基準法における構造（「耐火構造」、「防火構造」、「不燃材料」等）をかっこ書きで記入すること。
- (カ) 「柱」、「床」、「はり」の欄は、当該製造所・一般取扱所部分の該当する部分の構造を記入すること。
- なお、建築基準法における構造も併せて記入すること。
- (キ) 「屋根」の欄は、当該製造所・一般取扱所の屋根又は上階がある場合は、上階の床の構造を記入すること。
- (ク) 「窓」の欄は、当該製造所・一般取扱所の外壁部分にある窓又は他用途部分との区画に設置された窓の材質（網入ガラス、普通ガラス等）及び窓枠の材質（スチールサッシ、アルミサッシ等）並びに建築基準法における耐火性能（特定防火設備、防火設備等）をかっこ書きで記入すること。
- (ケ) 「出入口」の欄は、当該製造所・一般取扱所の外壁部分にある出入口又は他用途部分との区画に設置された出入口の材質（鉄製、アルミニウム製等）及び出入口の枠並びに建築基準法における耐火性能を記入すること。
- (コ) 「階段」の欄は、当該製造所・一般取扱所に接続された階段について「屋内階段」、「屋外階段」の区分、階段の数、階段の構造、階段室の場合は、区画の有無及び区画構造を記入すること。
- カ 1棟の建築物の全てが製造所・一般取扱所として規制される場合は「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」の欄は、記入せず斜線を引くこと。
- なお、1棟の建築物の一部に設置した製造所・一般取扱所の場合の「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。
- (ア) 「階数」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建築基準法施行令第2条第8号で規定する階数を記入すること。ただし、地階がある場合は、「地上○階、地下○階」と記入すること。
- (イ) 「建築面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建築基準法施行令第2条第2号で規定する面積を記入すること。
- (ウ) 「延べ面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体

の建築基準法施行令第2条第4号で規定する面積を記入すること。

(エ) 「建築物の構造概要」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建築基準法第2条第5号で規定する主要構造部の構造の概要を記入すること。

キ 「製造（取扱）設備の概要」の欄は、危険物を製造し、又は取り扱う機器、設備のうち、次に掲げるものを記入すること。

(ア) 蒸留塔、反応塔、中間ドラムその他これらに類する施設の設置基数及びそれぞれの最高地上高さ

(イ) 20号タンクに該当しない反応槽、かくはん槽、焼き入れ槽その他これらに類する施設の容量及び設置基数

(ウ) 熱交換器、凝縮器その他これらに類する施設の設置基数

(エ) 危険物を取り扱うポンプの設置基数

(オ) ボイラー、加熱炉その他これらに類する施設のそれぞれ性能及び設置基数

(カ) 工作機械、油圧機械その他これらに類する施設の設置基数

(キ) 危険物を出荷するローディングアームの設置基数

(ク) 危険物を出荷するノズル、固定給油設備その他これらに類する施設（ローディングアームを除く。）のそれぞれの性能、確認済機種にあっては危険物保安技術協会による確認番号及び設置基数

(ケ) 印刷機、塗料等の吹き付け機その他これらに類する施設の設置基数

(コ) 上記以外に危険物を製造し、又は取り扱う機器の概要

ク 「令第九条第一項第二十号のタンクの概要」の欄は、当該製造所・一般取扱所において設置されている20号タンクのそれぞれの容量及び設置基数並びに屋外貯蔵タンクにあっては防油堤の構造及び容量を記入すること。

ケ 「配管」の欄は、当該製造所・一般取扱所に設置されている配管又は附属配管の材質について、記入すること。

なお、この場合において、JIS記号でも認められるものであること。また、当該配管が地下埋設配管の場合は、配管外面の保護方法についても記入すること。

コ 「加圧設備」とは、危険物製造・取扱機器、配管等に外部から圧力を加える設備等をいい、当該欄には、加圧される危険物の化学名又は通称名、加圧を行う設備又は施設名、圧力及び加圧する物質を記入すること。ただし、正圧又は負圧で5キロパスカルを超えない設備については、該当しないものであること。

例：製造所において、植物油の20号タンクに窒素により200キロパスカルの圧力で加圧する場合は、「植物油20号タンク、200kPa加圧（窒素）」と記入すること。

サ 「加熱設備」とは、危険物を直接、間接的に加熱する設備等をいい、当該欄には、加熱される危険物の化学名又は通称名、加熱する設備又は施設名、最高加熱

温度及び加熱媒体を記入すること。

ただし、危険物を保温する設備は、当該設備には該当しないものであること。

例：製造所において、重油を加熱炉（直火）で摂氏200度まで加熱する場合は、「重油、加熱炉、200℃（直火）」と記入すること。

シ 「乾燥設備」とは、危険物を直接乾燥する設備又は危険物に含まれる溶剤等を蒸発させる設備をいい、当該欄には、乾燥される危険物の化学名又は通称名、乾燥する設備又は施設名、乾燥設備の最高温度、電気設備がある場合は、防爆のランク等を記入すること。

ス 「貯留設備」の欄には、当該製造所・一般取扱所に設置してある、ためます、拡散防止措置（側溝、囲い）、油分離槽等の有無及びそのサイズ又は排水系統を記入すること。

セ 「電気設備」の欄は、配線、スイッチ、照明、電動機等の構造及び防爆ランク等を記入すること。ただし、総合的に「電気設備の基準により設置」と記入することも認められるものであること。

ソ 「換気、排出の設備」の欄は、第2章第4節7を参照し、当該製造所・一般取扱所に設置する換気設備又は排出設備の種別を記入すること。

タ 「静電気除去設備」とは、危険物が流動する際に発生する静電気等を除去する設備をいい、当該欄には、「電気設備の技術基準の解釈（平成25年3月14日20130215商局第4号）第17条に定める接地工事の種類又は「アース」と記入すること。

なお、電動機等電気設備の設置により設置する接地は、該当しないものであること。

チ 「避雷設備」の欄は、当該製造所・一般取扱所に設置した「独立避雷針」、「独立架空地線」、「ケージ」のうち該当するものを記入すること。

なお、当該製造所・一般取扱所が他の施設の避雷設備の保護角内にあるため、避雷設備を設置しない場合は、他の施設の避雷設備の区分及びかっこ書きで他の施設の名称等を記入すること。

ツ 「警報設備」の欄は、令第7条第3項で規定する区分のうち、当該製造所・一般取扱所に設置したものを記入すること。

テ 「消火設備」の欄は、危険物令別表第5の消火設備の区分のうち、当該製造所・一般取扱所に設置したものを記入すること。ただし、当該製造所・一般取扱所の一部に設置したものについては、その部分をかっこ書きで記入すること。

ト 「工事請負者住所氏名」の欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称及び住所並びに当該法人における当該工事の責任者の氏名、電話番号を記入すること。

(2) 屋内貯蔵所構造設備明細書（危険物規則様式第4のロ）の記入方法は別記6「屋

内貯蔵所構造設備明細書」の記入例を参考に次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、(1)アの例によること。

イ 「建築物の構造」の欄は、「軒高」及び「階高」の欄を除き、(1)オの例によること。

なお、「軒高」及び「階高」の欄には、次によること。

(ア) 1棟の建築物の全てが屋内貯蔵所として規制される場合は、危険物令第10条第1項第4号で規定する軒高を記入すること。

(イ) 1棟の建築物の一部に設置した屋内貯蔵所の場合は、危険物令第10条第2項第1号で規定する階高を記入すること。

ウ 1棟の建築物が全て屋内貯蔵所として規制される場合の「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」の欄は、記入せず斜線を引くこと。

なお、1棟の建築物の一部に設置した屋内貯蔵所の場合の「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」の欄の記入方法は、(1)カの例によること。

エ 「架台の構造」の欄は、当該屋内貯蔵所に設置した架台の材質、段数、縦、横、高さ及び設置台数を記入すること。

なお、当該架台が、自動ラックの場合は、その旨も併せて記入すること。

オ 「採光、照明の設備」の欄は、当該屋内貯蔵所に設置した採光及び照明設備の種類等概要を記入すること。

カ 「換気、排気の設備」、「電気設備」、「避雷設備」の欄は、それぞれ(1)ソ、タ、チの例によること。

キ 「通風、冷房装置等の設備」の欄は、当該屋内貯蔵所に設置した通風、冷房及び暖房装置の概要を記入すること。

ク 「警報設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ(1)ツ、テ、トの例によること。

(3) 屋外タンク貯蔵所構造設備明細書（危険物規則様式4のハ）の記入方法は、別記7「屋外タンク貯蔵所構造設備明細書」の記入例を参考に次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、(1)アの例によること。

イ 「貯蔵する危険物の概要」の欄は、当該屋外タンク貯蔵所に貯蔵する危険物の引火点及び最高貯蔵温度を記入すること。

ウ 「基礎、据付方法の概要」の欄は、当該タンクの地盤の改良方法、基礎型式及びタンク固定方法の概要を記入すること。

なお、くい基礎、リング基礎については、「くい又はリングを用いた特定屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤に関する運用基準について」（昭和57年2月22日消防危第17号）に示す構造のものをいうこと。

エ 「タンクの構造、設備」の欄は、次によること。

(ア) 形状の欄は、形状及び屋根形状により次に掲げる区分等により記入すること。

- a 縦置円筒型（コーンルーフ）
- b 縦置円筒型（ドームルーフ）
- c 縦置円筒型（フローティング）
- d 縦置円筒型（インナーフローティング）
- e 横置円筒型
- f 角型

(イ) 「常圧・加圧（kPa）」の欄は、当該タンクの貯蔵方法に該当するものに○を付け加圧の場合はその圧力を記入すること。

なお、常圧とは、正圧または負圧で5キロパスカルを超えないものをいう。

(ウ) 「寸法」の欄は、次によること。

- a 縦置円筒型タンクの場合は、内径及び側板のトップアングルまでの高さを記入すること。
- b 横置円筒型タンクの場合は、内径、胴長（円筒部分の長さ）、鏡出及び全長を記入すること。
- c 角型タンクの場合は、縦、横及び高さを記入すること。

(エ) 「容量」の欄は、当該タンクの最大許容容量を記入すること。

(オ) 「材質、板厚」の欄は、当該タンクのそれぞれの部分の材質及び板厚を記入すること。ただし、材質については、JIS記号でも認められるものであること。

(カ) 「通気管」の欄は、当該タンクに設置された通気管の種別、設置数及び当該通気管の内径及び作動圧を記入すること。

なお、内径については必ず記入すること。

(キ) 「安全装置」の欄は、当該タンクが圧力タンクの場合、その種別、設置数、内径及び作動圧を記入すること。

(ク) 「液量表示装置」の欄は、当該タンクに設置した液面計の形式等を記入すること。

(ケ) 「引火防止装置」の欄は、当該タンクに設置されている通気管に引火防止装置がある場合は、有に○を付けること。

(コ) 「不活性気体の封入設備」の欄は、当該タンクに不活性気体を封入する設備がある場合、当該設備の概要を記入すること。

(サ) 「タンク保温材の概要」の欄は、当該タンクの外面に保温材がある場合、保温材の材質、固定方法等を記入すること。

オ 「注入口の位置」の欄は、当該タンクにドラム缶、移動タンク貯蔵所等（船舶又は他の許可施設を除く。）から受け入れる口がある場合、当該受入口の設置場所及び設置場所が防油堤の内側か外側かを記入すること。

カ 「注入口付近の接地電極」の欄は、当該注入口付近にローリーアース等がある場合は、有に○を付けること。

キ 「防油堤」の欄は、次によること。

(ア) 「構造」の欄は、当該防油堤の構造を記入すること。

(イ) 「容量」の欄は、当該防油堤の容量及びかっこ書きで、当該防油堤内にある最大貯蔵タンクの番号及び当該タンクの容量を記入すること。

(ウ) 「排水設備」の欄は、当該防油堤内の雨水等の排水系統を記入すること。

ク 「ポンプ設備の概要」の欄は、当該タンクの受払いを行っているポンプの種類及び最大吐出量、ポンプの原動機の種類及び防爆構造等を記入すること。

ケ 「避雷設備」の欄は、当該タンクに設置してある避雷設備を記入すること。

コ 「配管」及び「消火設備」の欄は、(1)ケ及びテの例によること。

サ 「タンクの加熱設備」の欄は、当該タンクに設置された加熱設備の概要及び加熱媒体を記入すること。

シ 「工事請負者住所氏名」の欄は、(1)トの例によること。

(4) 屋内タンク貯蔵所構造設備明細書（危険物規則様式第4のニ）の記入方法は、別記8「屋内タンク貯蔵所構造設備明細書」の記入例を参考に次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、(1)アの例によること。

イ 「タンク専用室の構造」の欄は、次によること。

(ア) 「壁」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は(1)エ(エ)及び(オ)、また当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、(1)オ(エ)及び(オ)の例によること。

(イ) 「床」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は(1)エ(カ)、また当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、(1)オ(カ)の例によること。

(ウ) 「出入口」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は(1)エ(ク)、また当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、(1)オ(ク)の例によること。

なお、しきい高さの欄は、当該屋内タンク貯蔵所に設置したしきい又は油止めの高さを記入すること。

(エ) 「屋根」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は(1)エ(カ)、また当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、(1)オ(キ)の例によること。

(オ) 「その他」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所の建築面積及びかっこ書きで当該屋内タンク貯蔵所に設置したしきい又は油止めの構造及び容量を記入すること。

ウ 「建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造」の欄は、(1)カの例によること。

エ 「タンクの構造、設備」の欄は、(3)エの例によること。

オ 「注入口の位置」、「注入口付近の設置電極」、「ポンプ設備の概要」の欄は、そ

れぞれ(3)オ、カ、クの例によること。

カ 「採光、照明設備」及び「換気、排出の設備」の欄は、(2)カ及び(1)ソの例によること。

キ 「配管」、「消火設備」、「警報設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ(1)ケ、テ、ツ、トの例によること。

(5) 地下タンク貯蔵所構造設備明細書（危険物規則様式第4のホ）の記入方法は、別記9「地下タンク貯蔵所構造設備明細書」の記入例を参考に次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、(1)アの例によること。

イ 「タンクの設置方法」の欄は、該当するものに○を付けること、この場合「漏れ防止」とは、危険物規則第24条の2の5で定める措置を講じたものをいう。

ウ 「タンクの種類」の欄は、該当するものを記入すること。

エ 「タンクの構造、設備」の欄は、「可燃性蒸気回収装置」の欄を除き(3)エの例によるほか、次によること。

(ア) 「外面の保護」の欄は危険物規則第24条に定めるものをいう。

(イ) 「危険物の漏れ検知設備又は漏れ防止構造の概要」の漏れ検知設備は、危険物令第13条第1項第13号及び危険物規則第24条の2の2中の設備の中で該当するものの種類等を記入すること。

(ウ) 「可燃性蒸気回収装置」の欄は、当該地下タンク貯蔵所に可燃性蒸気回収装置がある場合は、有に○を付け、かつこ内にその設備の概要を記入すること。

オ 「タンク室又はタンク室以外の基礎、固定方法の概要」の欄は、次によること。

(ア) タンク室の場合は、タンク室のふた、壁、底の構造、内部仕上げ方法等を記入すること。

(イ) 前記イの「漏れ防止」の場合は当該構造の概要を記入すること。

カ 「注入口の位置」、「注入口付近の接地電極」、「ポンプ設備の概要」の欄は、それぞれ(3)オ、カ、クの例によるほか、ポンプ設備を地下タンク内に設置するものは、その旨を記入すること。

キ 「配管」、「電気設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ(1)ケ、セ、テ、トの例によること。

(6) 簡易タンク貯蔵所構造設備明細書（危険物規則様式第4のへ）の記入方法は、別記10「簡易タンク貯蔵所構造設備明細書」の記入例を参考に次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、(1)アの例によること。

イ 「専用室の構造」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所を建築物内に設置する場合であり、記入方法は、次によること。

(ア) 「壁」、「床」、「屋根」の欄は、それぞれエ(エ)、(オ)、(カ)の例によること。

(イ) 「出入口」の欄は、(1)エ(ク)のほか、当該建築物に設置したしきいの高さがかっこ書きで記入すること。

- (ウ) 「その他」の欄は、当該建築物の建築面積を記入すること。
- ウ 「タンクの構造、設備」の欄は、次によること。
- (ア) 「形状」、「寸法」、「容量」、「材質、板厚」の欄は、それぞれ前記5(3)エの例によること。
- (イ) 「通気管」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所の通気管の構造等を記入すること。
- (ウ) 「給油、注油設備」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所に設置する給油又は注油設備の概要及び動力源について記入すること。
- エ 「タンクの固定方法」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所の固定方法の概要を記入すること。
- オ 「採光、照明設備」の欄は、(2)カの例によること。
- カ 「換気、排気の設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ(1)ソ、テ、トの例によること。
- (7) 移動タンク貯蔵所構造設備明細書（危険物規則様式第4のト）の記入方法は、別記11（移動タンク貯蔵所構造設備明細書記入例）を参考に次によること。
- ア 「車名及び型式」の欄は、当該タンクを固定又は積載する車両の名称及び当該車両の車検証に記載された型式を記入すること。
- イ 「製造事業所名」の欄は、車両にタンクの艀装を行った事業所の名称を記入すること。
- ウ 「危険物」の欄は、当該移動タンク貯蔵所に積載する危険物を全て記入すること。
- エ 「タンク諸元」、「防波板」、「タンクの最大常用圧力」、「安全装置」、「側面枠」、「防護枠」の欄は、それぞれ該当する項目に必要な事項記入すること。ただし、「材質記号」の欄は、JIS記号を記入すること。
- オ 「閉鎖装置」、「吐出口の位置」、「レバーの位置」、「接地導線」の欄は、それぞれ該当する項目に○を付すること。
- なお、レバーとは、緊急停止レバーを指すものであること。また、接地導線の欄は、かっこ内にその長さを記入すること。
- カ 「緊結装置」の欄は、積載式移動タンク貯蔵所又は国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所（箱枠のある移動タンク貯蔵所）のみ該当する項目を記入すること。ただし、「材質記号」の欄は、JIS記号を記入すること。
- キ 「消火器」の欄は、当該移動タンク貯蔵所に設置した消火器の種類、本数について記入すること。
- ク 「可燃性蒸気回収設備」の欄は、該当する項目に○を付けること。
- ケ 「備考」の欄は、特殊な移動タンク貯蔵所について、その概要及び最大積載重量を記入すること。
- (8) 屋外貯蔵所構造設備明細書（危険物規則様式4のチ）の記入方法は、別記12「屋

外貯蔵所構造設備明細書」の記入例を参考に次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、(1)アの例によること。

イ 「区画内面積」の欄は、当該屋外貯蔵所の面積を記入すること。

ウ 「さく等の構造」の欄は、さくの材質及び構造の概要を記入すること。

エ 「地盤面の状況」の欄は、地盤面の構造を記入すること。

オ 「架台の構造」の欄は、(2)エの例によること。

カ 「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、(1)テ、トの例によること。

(9) 給油取扱所構造設備明細書（危険物規則様式4のり）の記入方法は、別記13「給油取扱所構造設備明細書」の記入例を参考に次によること。

ア 「事業の概要」の欄は、(1)アの例によること。

イ 「敷地面積」の欄は、給油取扱所として規制される部分の敷地面積を記入すること。

ウ 「給油空地」の欄は、次によること。

(ア) 間口の部分は、当該給油空地の一边のうちに実際に自動車等が出入りできる長さを記入させること。

(イ) 奥行とは、当該給油空地の間口を長辺とした長方形の短辺の長さを記入すること。

エ 「注油空地」の欄は、有無に○を付けるとともに、有の場合は、()内の該当する項目に○を付けること。

オ 「空地の舗装」の欄は、コンクリート以外の場合には、その他に○を付け、仕様を記入すること。

カ 「建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造」の欄は、次によること。

(ア) 「階数」、「柱」、「床」、「はり」、「屋根」、「窓」、「出入口」の欄は、それぞれ(1)エによること。

(イ) 「建築面積」の欄は、当該給油取扱所の建築確認における建築面積を記入すること。

(ウ) 「水平投影面積」の欄は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積を記入すること。

(エ) 「壁」の欄は、外壁又は給油取扱所以外の用途との区画の構造を記入すること。

キ 「建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造」の欄は、給油取扱所を含めた建築物全体の構造を記入するものとし、次によること。

(ア) 「階数」、「延べ面積」、「建築面積」、「柱」、「床」、「はり」の欄は、(1)エの例によること。

(イ) 「壁」の部分は、当該建築物の外壁の構造を記入すること。

ク 「上階の有無（給油取扱所以外）」の欄は、給油取扱所の上階に給油取扱所以

外の用途がある場合には、有に○をつけること。

また、当該給油取扱所に上階がある場合、延焼防止の屋根又はひさしの有無及び屋根又はひさし外縁部から上階の外壁までの最短距離を記入すること。

ケ 「建築物の用途別面積」の欄は、給油取扱所の用に供する部分の建築物の用途別面積とし、次によること。

なお、建築物の用途については、第2章第13節第1「屋外給油取扱所及び共通事項」9(1)を参照すること。

(ア) 第1号「給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場」の欄は、「給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場」のうち床又は壁で区画された1階部分の床面積（ポンプ室、油庫、コンプレッサー室等）を記入すること。

なお、ポンプ室、油庫及び給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場と一体の建築物内に設けられた自動車等の点検・整備を行う作業場（壁等で区画されていないもの）は、給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場に含まれるものであること。

(イ) 第1号の2「給油取扱所の業務を行うための事務所」の欄は、「給油取扱所の業務を行うための事務所」のうち床又は壁で区画された部分の床面積（原則として従業員のみが立ち入る事務所、更衣室、階段室、風呂場、シャワー室、便所等）を記入すること。

(ウ) 第2号「給油取扱所に入入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場」の欄は、通常給油取扱所に入入りする客等が、立ち入る販売室、店舗、飲食店、展示場、階段室、便所等の部分の面積を記入すること。

(エ) 第3号「自動車等の点検・整備を行う作業場（壁等により区画された部分に限る。）」の欄は、リフト室、雑品庫等の面積を記入すること。

(オ) 第4号「自動車等の洗浄を行う作業場（壁等により区画された部分に限る。）」の欄は、自動車等の洗浄作業を行う部分面積を記入すること。

(カ) 第5号の欄は、給油取扱所の所有者、管理者、若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務（本社機能の事務所等）を行うための事務所の面積を記入する。

(キ) 「計」の欄は、「1階」にあつては、第1号から第5号までの面積の合計を、「2階以上を含む」の欄にあつては、床または壁で区画された部分のうち、係員のみが出入りする部分を除いた第1号の2から第3号までの面積の合計を記入すること。

コ 「周囲の塀又は壁」の欄は、防火塀又は上階がある場合の防火塀代替の壁の構造、高さ及びはめごろし戸の有無を記入するとともに、はめごろし戸がある場合は、仕様を記入すること。

サ 「固定給油設備等」の欄は、次によること。

- (7) 「型式」の欄は、設置する固定給油設備等の製造会社における型式機種名を記入すること。
- なお、確認済機種にあつては、確認番号（例：TA-01-002）を書き添えること。
- (イ) 「数」の欄は、設置する固定給油設備等の型式機種ごとにその設置数を記入すること。
- (ウ) 「道路境界からの間隔」及び「敷地境界からの間隔」の欄は、固定給油設備等のうち、給油ホースの根元から道路境界及び敷地境界までの距離が一番近いものの距離をそれぞれ記入すること。
- シ 「固定給油設備以外の給油設備」の欄は、当該給油取扱所に設置した固定給油設備以外の給油設備の種類を記入すること。
- ス 「附随設備の概要」の欄は、危険物規則第25条の5で規定する附随設備の種類、設置基数等を記入すること。
- セ 「電気設備」、「消火設備」、「警報設備」の欄は、それぞれ(1)セ、テ、ツの例によること。
- ソ 「避難設備」の欄は、当該給油取扱所に設置した避難設備の種類及びその概要を記入すること。
- タ 「事務所等その他火気使用設備」の欄は、給油取扱所の用に供する部分の販売室、事務所、その他の部分において使用する火気使用設備の種類、及び使用場所並びにボイラー等の機種、及び設置場所を記入すること。
- チ 「滞留防止措置」の欄は、地盤面に傾斜を設ける措置以外の場合は、その他の（ ）内に仕様を記入すること。
- ツ 「流出防止措置」の欄は、廃水溝、油分離装置を設ける以外の場合は、その他の（ ）内に仕様を記入すること。
- テ 「タンク設備」の欄は、次によること。
- (ア) 「専用タンク」、「廃油タンク等」の欄は、それぞれの区分に応じた設置基数及びかっこ書きでそのタンク形状を記入すること。
- 例：30KL×1基、20KL×1基、20KL中仕切（10:10）×1基
- (イ) 「可燃性蒸気回収設備」の欄は、該当する区分に○を付けるとともに、設置するタンクの油種を記入すること。
- (ウ) 「簡易タンク」の欄は、設置基数及びかっこ書きで当該簡易タンクの製造会社における機種型式を記入すること。
- ト 「工事請負者住所氏名」の欄は、(1)トの例によること。
- (10) 第1種販売取扱所・第2種販売取扱所構造設備明細書（危険物規則様式4のヌ）の記入方法は、別記14「第1種販売取扱所・第2種販売取扱所構造設備明細書」の記入例を参考に次によること。

- ア 「事業の概要」の欄は、(1)アの例によること。
- イ 「建築物の構造」の欄は、当該販売取扱所が設置されている建築物全体の構造を記入するものとし、次によること。
- (ア) 「階数」、「建築面積」、「延べ面積」の欄は、それぞれ(1)エ(ア)、(イ)、(ウ)の例によること。
- (イ) 「構造概要」の欄は、当該建築物の主要構造部の概要を記入すること。
- ウ 「店舗部分の構造」の欄は、当該販売取扱所部分の構造を記入するものとし、次によること。
- (ア) 「面積」の欄は、当該販売取扱所の床面積を記入すること。
- (イ) 「壁」、「床」、「柱」、「屋根又は、上階の床」の欄は、それぞれ(1)オ(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)の例によること。
- (ウ) 「天井」の欄は、当該販売取扱所の天井の構造及び材質を記入すること。
- (エ) 「はり」、「窓」、「出入口」の欄は、それぞれ(1)オ(カ)、(ク)、(ケ)の例によること。
- エ 「配合室」の欄は、当該販売取扱所において色調等を調整する等で危険物を取り扱う場所がある場合に記入するものとし、次によること。
- (ア) 「面積」の欄は、当該部屋の床面積を記入すること。
- (イ) 「排出の設備」の欄は、(1)ソの例によること。
- オ 「電気設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ(1)セ、テ、トの例によること。
- (11) 移送取扱所構造設備明細書（危険物規則様式4のル）の記入方法は、別記15「移送取扱所構造設備明細書」の記入例を参考に次によること。
- ア 「事業の概要」の欄は、(1)アの例によること。
- イ 「配管の設備」の欄は、それぞれ該当する項目に○を付けること。
- ウ 「配管の諸元」、「保安設備」の欄は、それぞれ該当する項目に必要な事項を記入すること。
- なお、「材料」の欄は、JIS記号を記入すること。
- エ 「ポンプ等」のうち「ポンプ」の欄は、次によること。
- (ア) 「種類・型式」の欄は、当該移送取扱所に設置されている全てのポンプの種類、ポンプ製造会社の型式及びかっこ書きで防爆性能を記入すること。
- (イ) 「全揚程」、「吐出量」の欄は、当該移送取扱所に設置されている全てポンプについて、記入すること。
- (ウ) 「基数」の欄は、当該移送取扱所に設置されているポンプの基数を記入すること。
- オ 「ポンプ等」のうち「ポンプ室の構造」の欄は、それぞれ(1)エによること。
- カ 「ポンプ等」のうち「ピグ取扱い装置」の欄は、該当する項目に○を付けるこ

と。

5 その他添付書類等

- (1) 添付書類若しくは図面を他の申請（他の製造所等の設置許可申請又は変更許可申請、建築確認申請等）と兼用する場合、又は当該書類若しくは図面の一部が申請に該当する場合は、当該申請に該当する部分と該当しない部分を区別し、申請の部分を明確にすること。
- (2) 変更許可申請の添付書類等で、変更前と変更後がふくそうする場合は、変更前と変更後について別の図面を添付するとともに、それぞれ変更前、変更後であることを明確にすること。

製造所
一般取扱所 構造設備明細書

事業の概要		化学薬品の製造					
危険物の取扱作業の内容		ベンゼン-1, 3-ジスルホン酸からレゾルシンを製造する。					
製造所（一般取扱所）の敷地面積		600.00 m ² (1000.00 m ²)					
建築物の構造	階数	地上1階	建築面積	340.00m ²	延べ面積	340.00m ²	
	壁	延焼のおそれのある外壁	RC造 (耐火構造)	柱	RC造 (耐火構造)	床	RC造 (耐火構造)
		その他の壁	RC造 (耐火構造)	はり	RC造 (耐火構造)	屋根	RC造 (耐火構造)
	窓	網入りガラス アルミサッシ (防火設備)	出入口	鉄製 (特定防火設備)	階段	屋外：鉄製1 屋内：耐火構造2	
建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造		階数	建築面積		m ²	延べ面積	m ²
要設備の概取		反応器 2基 蒸留塔 1基 3.5m 加熱設備 1基 熱交換器 2基					
の号一令 の項第 のタ第九 ン二条 ク十第		2,000l 原料タンク 2基 (防油堤 8m ³ RC造) 500l 中間タンク 1基 1,500l 製品タンク 1基 3,000l 溶媒タンク 1基					
配管		STPG、SUS		加圧設備		溶媒が750MPa加圧(窒素)	
加熱設備		原料60℃スチーム		乾燥設備		なし	
貯留設備		排水溝 10×10 油分離槽 60×60×60		電気設備		電気工作物に係る法令による	
換気、排出の設備		一部強制換気		静電気除去設備		第D種設置工事	
避雷設備		独立避雷針 (JIS A420:2003による)		警報設備		自動火災報知設備	
消火設備		第3種泡消火設備、第5種粉末消火器					
工事請負者住所氏名		横浜市〇〇区〇〇町××番地△△ 横浜工事(株) 担当 横浜 太郎 電話 045-×××-××××					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
- 3 令第9条第1項第20号のタンクにあっては、構造設備明細書（様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ）を添付すること。

屋内貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		倉庫業					
建築物の構造	階数	地上1階	建築面積	120.00㎡	延べ面積	120.00㎡	
	壁	延焼のおそれのある外壁	RC造 (耐火構造)	柱	鉄骨造ラスモルタル (耐火構造)	床	RC造 (耐火構造)
		その他の壁	RC造 (耐火構造)	はり	RC造 (耐火構造)	屋根又は 上階の床	RC造 (耐火構造)
	窓	網入りガラス アルミサッシ (防火設備)	出入口	鉄製 (特定防火設備)	階段	軒高 5.9 m	
建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造		階数		建築面積	㎡	延べ面積	㎡
		建築物の構造概要					
架台の構造	鉄製（幅3,600mm×奥行2,000mm×高さ5,400mm）1基						
採光、照明設備	蛍光灯（安全造防爆構造）						
換気、排出の設備	強制換気設備						
電気設備	電気設備の基準により設置						
避雷設備	独立避雷針						
通風、冷房装置等の設備	なし						
消火設備	第4種消火設備 第5種粉末消火設備						
警報設備	非常ベル装置						
工事請負者住所氏名	横浜市〇〇区〇〇町××番地△△ 横浜工事（株） 担当 横浜 太郎 電話 045-×××-××××						

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

屋外タンク貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		石油精製業			
貯蔵する危険物の概要		引火点	45℃	貯蔵温度	常温℃
基礎、据付方法の概要		杭基礎			
タンクの構造・設備	形状	縦置円筒型（コーンルーフ）		常圧・加圧（ kPa）	
	寸法	内径 32,940mm 高さ 12,210mm		容量	10,000 kℓ
	材質、板厚	アニュラ板 SM400C 12mm、底板 SS400 9mm、屋根板 SS400 4.5mm 側板 1段目 SM400C 2～8段目 SS400、19, 16, 14, 12, 10, 8, 6, 6, 6mm			
	通気管	種別	数	内径又は作動圧	
		オープンベント	2	200 mm kPa	
	安全装置	種別	数	作動圧	
		なし		kPa	
液量表示装置	フロート式自動液面計	引火防止装置	有・無		
不活性気体の封入設備	なし	タンクの保温材の概要	なし		
注入口の位置	タンク側板下部 防油堤内	注入口付近の接地電極	有・無		
防油堤	構造	容量	排水設備		
	鉄筋コンクリート造 80m×80m 高さ2m	12,800 kℓ	防油堤内に集水ますを設け、防油堤内に開閉弁を設ける		
ポンプ設備の概要		スクリーポンプ 吐出量 300 kℓ/分 1基 耐圧防爆構造			
避雷設備		タンクアース			
配管		SGP			
消火設備		第3種 泡消火設備 第5種 粉末消火器	タンクの加熱設備	なし	
工事請負者住所氏名		横浜市〇〇区〇〇町××番地△△ 横浜工事（株） 担当 横浜 太郎 電話 045-×××-××××			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

屋内タンク貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		ホテル業					
室タ の ン 構 ク 造 専 用	壁	延焼のおそれのある外壁	RC造 (耐火構造)		床	RC造 (耐火構造)	
		その他の壁	RC造 (耐火構造)		出入口	鉄製(特定防火設備) (しきいの高さ 20 cm)	
	屋根		RC造 (耐火構造)		その他	タンク室面積 20m ²	
建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造		階数	地上7階 地下1階	設置階	地下1階	建築面積	500.00m ²
		建築物の構造概要		RC造(耐火構造)			
タンク の 構 造 ・ 設 備	形状	縦置円筒型(コーンルーフ)			常圧・加圧 (kPa)		
	寸法	内径 650mm 高さ 1,650mm			容量	2,000ℓ	
	材質、板厚	材質 SS400 板厚 4.5mm					
	通気管	種別		数	内径又は作動圧		
		無弁通気管		1	50 mm kPa		
	安全装置	種別		数	作動圧		
なし			kPa				
液量表示装置		フロート式自動液面計			引火防止装置	有・無	
注入口の位置		1階東側外壁			注入口付近の 接地電極	有・無	
ポンプ設備の概要		ギヤポンプ 吐出量 60ℓ/分 2基					
採光、照明設備		蛍光灯		換気、排出の設備	強制換気設備		
配管		SGP					
消火設備		第3種 二酸化炭素消火設備 第5種 粉末消火器		警報設備	自動火災報知設備		
工事請負者 住所氏名		横浜市保土ヶ谷区〇〇町××番地△△ 横浜工事(株) 担当 横浜 太郎 電話 045-×××-××××					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

地下タンク貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		コンピューターソフトの開発			
タンクの設置方法		タンク室 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 直埋設 ・ 漏れ防止			
タンクの種類		鋼製タンク・強化プラスチック製二重殻タンク 鋼製二重殻タンク・ <input checked="" type="checkbox"/> 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク			
タンクの構造・設備	形状	横置円筒型	<input checked="" type="checkbox"/> 常圧・加圧（ kPa）		
	寸法	内径 2,100mm 鏡出 407mm 胴長 2,783mm	容量	10,000ℓ	
	材質、板厚	材質：SS400 板厚：胴板8mm、鏡板9mm			
	外面の保護	鋼製強化プラスチック製二重殻タンク			
	危険物の漏れ検知設備又は漏れ防止構造の概要	漏洩検知装置 フロート式（30mm以内検知） 本質安全防爆			
	通気管	種別	数	内径又は作動圧	
		無弁通気管	1	50 mm kPa	
	安全装置	種別	数	作動圧	
		/		/	
可燃性蒸気回収設備	<input checked="" type="checkbox"/> （ ベーパーリカバリー ） ・ 無				
液量表示装置	遠隔油面計	引火防止装置	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無		
タンク室又はタンク室以外の基礎、固定方法の概要	基礎は鉄筋コンクリート造、厚さ300mmとし、80×9mmの鋼製バンド、径19mmのアンカーボルトにて固定する。				
注入口の位置	遠方注入式	注入口付近の接地電極	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無		
ポンプ設備の概要	ギヤポンプ 吐出量 40ℓ/分 1基				
配管	SGP				
電気設備	電気設備の基準による。				
消火設備	第5種 粉末消火器				
工事請負者住所氏名	横浜市〇〇区〇〇町××番地△△ 横浜工事（株） 担当 横浜 太郎 電話 045-×××-××××				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「直埋設」とは、二重殻タンクをタンク室以外の場所に設置する方法（地下貯蔵タンクを危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置する方法を除く。）をいう。
- 3 「鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」とは、令第13条第2項第2号イに掲げる材料で造った地下貯蔵タンクに同項第1号ロに掲げる措置を講じたものをいう。

簡易タンク貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		運送業			
専用室の構造	壁	延焼のおそれのある外壁	床		
		その他の壁			
	出入口	(しきい高さ cm)		その他	
タンクの構造・設備	形状	角形	寸法		幅 1,000mm 奥行 600mm 高さ 800mm
	容量	500ℓ	材質、板厚		SS400・4.5mm
	通気管	内径25mm×1	給油、注油設備		給油設備20ℓ/分×1
タンクの固定方法		車止め			
採光、照明設備		なし			
換気、排気の設備		なし			
消火設備		第5種 粉末消火器			
工事請負者住所氏名		横浜市保土ヶ谷区〇〇町××番地△△ 横浜工事(株) 担当 横浜 太郎 電話 045-×××-××××			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

移動タンク貯蔵所構造設備明細書

車名及び型式		〇〇自動車 IN-123Y 単一車							
製造事業所名		△△工業株式会社							
危険物	類別	第4類		側面枳	当て板	材料	材質記号	SS400	
	品名	第三石油類				引張り強さ	410 N/mm ²		
	化学名	A重油				板厚	3.2 mm		
	比重	0.93				防護枳	材料	材質記号	SPHC
タ ン ク の 諸 元	断面形状	楕円形		防護枳	板厚	引張り強さ	280 N/mm ²		
	内測寸法	長さ	5,800 mm			装閉装置鎖	自動閉鎖装置	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
		幅	2,290 mm		手動閉鎖装置			<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
		高さ	1,300 mm					吐出口の位置	<input checked="" type="checkbox"/> 左 <input checked="" type="checkbox"/> 右 <input checked="" type="checkbox"/> 後
	最大容量	12,000 ℓ		レバールの位置	<input checked="" type="checkbox"/> 左 <input checked="" type="checkbox"/> 右 <input checked="" type="checkbox"/> 後				
	タンク室の容量	第1・4室 4,000 ℓ 第2・3室 2,000 ℓ		底弁損傷防止方法	配管の屈曲				
	材料	材質記号	SS400		接地導線	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (長さ 10 m) ・無			
		引張り強さ	410 N/mm ²		緊結装置	緊締金具 (すみ金具)		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	板厚	胴板	3.2 mm			Uボルト	材質記号	/	
		鏡板	3.2 mm				引張り強さ	/ N/mm ²	
間仕切板		3.2 mm		直径・本数	本 / mm・				
防 波 板	材料	材質記号	SS400		箱枳	材料	材質記号	/	
		引張り強さ	235 N/mm ²				引張り強さ	/ N/mm ²	
	板厚	2.0 mm		消火器	薬剤の種類		粉末	/	
	面積比 防波板面積 ×100 タンク断面積	第1,2,3室 51.6% 第4室 51.6%			薬剤量	3.5kg		/ k	
タンクの最大常用圧力	20 kPa		個数	2個		/ 個			
装 全 置	作動圧力	20 < P ≤ 24 kPa		可燃性蒸気回収設備		<input checked="" type="checkbox"/> 有・無			
	有効吹き出し面積	全室 25.5 cm ²		給油設備		有 (航空機・船舶) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無			
側 面 枳	材料	材質記号	SS400		備 考	最大積載量〇〇〇〇kg			
		引張り強さ	410 N/mm ²						
	板厚	3.2 mm							
	取付角度	38°							
接地角度	84°								

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4のトの2 (第4条、第5条関係)

別記11-2

積載式移動タンク貯蔵所 (移動貯蔵タンクが国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合するもの) 構造設備明細書

車名及び型式		○◇ TC 205		
製造事業所名		○◇車輛株式会社		
危険物	類別	第4類		
	品名	第2石油類		
	化学名	灯油		
	比重	0.8		
移動貯蔵タンクが国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合していることを承認した国名 (機関名) 及び承認番号		国名 (機関名) 米国 (BV) 承認番号 IM0:GB/BV98****1		
緊結装置	緊結金具	有 ・ 無		
	Uボルト	材質記号		
		引張り強さ		N/mm ²
		直径、本数	mm	本
消火器	薬剤の種類	粉末		
	薬剤量	3.5 kg	kg	
	個数	2 個	個	
備考				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

屋外貯蔵所構造設備明細書

事業の概要	油槽所
区画内面積	5m×10m 50m ²
さく等の構造	周囲に杭（ステンレス製1m）を2m間隔で設け、その間に鎖を設ける。
地盤面の状況	周囲の地盤面より10cm高くしたコンクリート舗装面とし、周囲に側溝（10cm×10cm×10cm）及び油分離槽を設ける。
架台の構造	なし
消火設備	第4種 大型粉末消火器 2本 第5種 小型粉末消火器 2本
工事請負者名 住所氏名	横浜市〇区〇〇町〇番〇号 (株) 防災エンジニアリング 担当 安全 第一 電話 (045) ***-****

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(表)

給油取扱所構造設備明細書

事業の概要	自動車燃料油及び灯油の販売、これに伴うサービス業務を行う。						
敷地面積	965.53		m ²				
給油空地	間口	19.5	m	奥行	12.0	m	
注油空地	① (容器詰替)・移動貯蔵タンクに注入)・無						
空地の舗装	コンクリート・その他 ()						
建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造	階数		建築面積		水平投影面積		
	2階		399.45 m ²		353.28 m ²		
	壁	柱	床	はり	屋根	窓	出入口
	RC造 (耐火構造)	RC造 (耐火構造)	RC造 (耐火構造)	RC造 (耐火構造)	RC造 (耐火構造)	網入りガラス アルミサッシ (防火設備)	網入りガラス アルミサッシ (防火設備)
建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造	階数	延べ面積	建築面積	壁	柱	床	はり
		m ²	m ²				
上階の有無 (給油取扱所以外)	有(用途)・② (有の場合、屋根又ははさしの有無 有(m)・無)						
建築物の用途別面積	項目 用途	床又は壁で区画された部分の1階の床面積		床又は壁で区画された部分(係員のみが出入りするものを除く。)の床面積(2階以上を含む。)			
	第1号	8.28 m ²					
	第1号の2	12.53 m ²		5.90 m ²			
	第2号	24.02 m ²		0 m ²			
	第3号	86.33 m ²		0 m ²			
	第4号	0 m ²					
	第5号	0 m ²					
	計	131.16 m ²		5.90 m ²			
周囲の塀又は壁	構造等	コンクリートブロック		高さ	2~3 m		
	はめごろし戸の有無 有(網入りガラス・その他())・③						

(裏)

固定給油設備等	項目	型式	数	道路境界線からの間隔	敷地境界線からの間隔
	設備				
	固定給油設備	AB12**	3	5.7 m	11.5 m
	固定注油設備	AC12**	1	17.8 m	1.2 m
固定給油設備以外の給油設備		なし			
附属設備の概要		コンプレッサー、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、クリーナー、マット洗い機、アーチ型洗車機、POS 設備			
電気設備		電気設備の基準により設置			
消火設備		第4種 大型粉末消火器 2本 第5種 小型粉末消火器 8本			
警報設備		事務所に一般加入電話			
避難設備		なし			
事務所等その他火気使用設備		休憩室に湯沸し器			
滞留防止措置		地盤面を高くし傾斜を設ける措置			
流出防止措置		排水溝及び油分離装置を設ける措置			
タンク設備		専用タンク	SF 二重殻タンク 40KL × 1 40KL(20 : 10 : 10) × 1	可燃性蒸気 回収設備	④・無
		廃油タンク等	SF 二重各タンク 2KL×1	簡易タンク	なし
工事請負者 住所氏名		横浜市〇〇区〇〇町××番地△△ (株) 横浜商事 所長 横浜 太郎 電話 045-×××-××××			

- 備考 1 この様式の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
- 3 建築物の用途別面積の欄中「用途」とは、第 2 5 条の 4 第 1 項各号又は第 2 7 条の 3 第 3 項各号に定める用途をいう。
- 4 専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクにあっては、構造設備明細書（様式第 4 のホ又は様式第 4 のへ）を添付すること。

第一種販売取扱所 構造設備明細書

事業の概要		塗料販売業				
建築物の構造	階数	地上2階	建築面積	39.6㎡	延べ面積	79.2㎡
	構造概要	鉄骨造（準耐火構造）				
店舗部分の構造	面積	26.4㎡	壁	延焼のおそれのある外壁	ALCパネル（耐火構造）	
	床	RC造（耐火構造）		その他の壁	ALCパネル（耐火構造）	
	柱	鉄骨ラスモルタル（耐火構造）	屋根又は上階の床	RC造（耐火構造）		
	天井	石膏ボード（不燃材料）	は	鉄骨ラスモルタル（耐火構造）		
	窓	網入ガラスアルミサッシ（防火設備）	出入口	網入ガラスアルミサッシ（防火設備）		
配居室	面積	6.00㎡				
	排出の設備	強制換気設備				
電気設備		電気設備の基準による				
消火設備		第5種 粉末消火器 2本				
工事請負者住所氏名		横浜市〇〇区〇〇町××番地△△ (株)横浜防災 所長 横浜太郎 電話 045-×××-××××				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 建築物欄は、第一種販売取扱所・第二種販売取扱所を設置する建築物について記入すること。

(表)
移送取扱所構造設備明細書

事業の概要		石油精製業					
配管の設置	地上設置	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	配管の諸元	溶接	方 法	ティグ及び被覆アーク溶接	
	地下設置	有・ <input type="checkbox"/> 無			機 器	直流及び交流溶接機	
	道路下設置	有・ <input type="checkbox"/> 無			材 料	K社製〇〇-50及びJISD4301	
	線路下設置	有・ <input type="checkbox"/> 無		伸縮吸収措置の方法		伸縮継手	
	河川保全区域内設置	有・ <input type="checkbox"/> 無		防食被覆	装材	塗 装 材 料	/
	海上設置	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無				覆 装 材 料	/
	海底設置	有・ <input type="checkbox"/> 無		防食被覆の方法		防食テープ巻	
	道路横断設置	有・ <input type="checkbox"/> 無		電気防食	対地電位平均値		/
	線路下横断設置	有・ <input type="checkbox"/> 無			電位測定端子間隔		km
	河川等横断設置	有・ <input type="checkbox"/> 無			防 食 の 種 類		/
	専用 ^{ずい} 隧道内設置	有・ <input type="checkbox"/> 無		加熱又は加温設備		<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	不等沈下等のおそれのある場所への設置	有・ <input type="checkbox"/> 無		漏えい拡散防止措置の方法		/	
橋への取付け設置	有・ <input type="checkbox"/> 無	運転状態の監視装置		<input type="checkbox"/> 要・不要 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)			
配管の諸元	配管	延 長	0.67 km	保安設備	配管系の警報装置		<input type="checkbox"/> 要・不要 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
		外 径	406.4 mm		安全制御装置		<input type="checkbox"/> 要・不要 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
		厚 さ	7.9 mm		圧力安全装置		<input type="checkbox"/> 要・不要 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
		材 料	STPG		圧力安全装置の材料		SUS 304
		条 数	2 条		漏えい検知装置		要・ <input type="checkbox"/> 不要 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
	最大常用圧力	700kPa	漏えい装置		流 量 測 定	秒	
	弁 の 材 料	SC			圧力測定器設置間隔	km	
	管継手	溶接管継手材料	S-25C		漏えい検知口設置間隔		m
		フランジ式継手材料	S-25C		緊急遮断弁		<input type="checkbox"/> 要・不要 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
		絶縁用継手材料	/		緊急遮断弁設置間隔		0.5km

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(裏)

移送取扱所構造設備明細書

保 安 設 備	危険物除去装置		要・ <input type="checkbox"/> 不要 (有 <input type="checkbox"/> 無)		ポ ン プ ポ ン プ 室 の 構 造 ピ グ 取 扱 い 装 置	種類・型式	遠心ポンプ	
	感震装置等		要・ <input type="checkbox"/> 不要 (有 <input type="checkbox"/> 無)			全揚程	66m	
	感震装置等	感震装置設置間隔		/ km		吐出量	500kl/時	
		強震計	設置間隔	/ km		基数	2基	
			性能			壁	/	
	通報設備		<input type="checkbox"/> 要・不要 (有 <input type="checkbox"/> 無)			床	/	
	警報装置の種類		/			柱	/	
	化学消防自動車		要・ <input type="checkbox"/> 不要 (有 <input type="checkbox"/> 無)			はり	/	
	化学消防自動車等	化学消防自動車	台数	1台		屋根	/	
			設置場所	事業所構内		窓	/	
		巡回監視車	台数	/ 台		出入口	/	
			設置場所	/		階数	/	
	資機材倉庫設置場所		事業所構内			建築面積	/ m ²	
	資機材置場設置間隔		/ km			延べ面積	/ m ²	
	予備動力源の容量		80KVA			ピグ取扱い装置 <input type="checkbox"/> 有・無		
保安用接地		<input type="checkbox"/> 有・無		消火設備 第3種 泡消火設備 第5種 粉末消火器				
標識等	位置標識設置間隔		/ m					
	注意標示設置間隔		/ m					
	注意標識設置場所		栈橋上					
その他必要な事項								

6 委任状の作成

(1) 委任状作成の要否について

委任行為については申請者と代理人（窓口実際に来庁した人）の間の権利関係行為であり、委任状等の書類の作成及びその書類への押印・署名を必須とするものではないため、委任行為の確認ができれば委任状によらなくとも差し支えない。

(2) 委任状作成の意義について

委任状は第三者に対し、代理人に代理権があることや、代理を行う権限の範囲を証するものである。したがって委任状を作成する場合は、代理を行う権限の範囲や、申請者と代理人の法人が異なる場合などに代理権があることを示すものとする。

(3) 訂正印の要否について

申請・届出は、申請者・届出者の押印・署名を求めていることから、その訂正においても申請者・届出者に押印・署名を求めることはない。したがって、代理人による訂正についても訂正印は不要であり、委任状に訂正印がなくとも差し支えない。申請・届出の内容を訂正する場合は訂正箇所にも二重線を引き、その上に正しい文言を記載する。

(4) 委任状の作成例

委任状を作成する場合は、次の事項及び記載例（別記16、17）を参考にすること。

ア 委任者の住所、事業所名、職名、氏名、委任年月日を記載する。

イ 被委任者の住所、事業所名、職名、氏名を記載する。

ウ 委任する製造所等の設置場所、製造所等の別及び区分並びに製造所等の名称等を記入する。

エ 委任する内容は次による。

(ア) 設置許可申請の場合

a 設置許可申請、当該設置許可申請の計画変更による変更許可申請、設置完成申請の手続きに関すること。

b 当該申請に関する申請内容の訂正及び変更並びにこれらに伴う申請書類の訂正に関すること。

c その他当該製造所等の前記の申請に関する一切の件

(イ) 変更許可申請の場合

a 変更許可申請及び変更完成申請の手続きに関すること。

b 当該申請に関する申請内容の訂正及び変更並びにこれらに伴う申請書類の訂正に関すること。

c その他当該製造所等の前記の申請に関する一切の件

委 任 状

私は、横浜市鶴見区〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇〇を代理人と定め、横浜市神奈川区〇〇町〇〇〇番地、危険物〇〇〇〇〇取扱所を設置することについて、下記の権限を委任いたします。

記

- 1 危険物の規制に関する法令の規定による設置許可、設置完成検査前の計画変更による変更許可、設置完成検査のそれぞれの申請の手続きに関する事。
- 2 前記1に掲げる申請に関する申請内容の訂正及び変更並びにこれらに伴う申請書類の訂正に関する事。
- 3 その他、〇〇貯蔵所の前記申請に関する一切の件

年 月 日

横浜市神奈川区〇〇町〇〇〇番地

〇〇〇株式会社〇〇〇事業所

常務取締役所長 〇〇〇〇

委 任 状

私は、横浜市磯子区〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇〇を代理人と定め、横浜市磯子区〇〇町〇〇〇番地、危険物一般取扱所(〇〇〇〇室)を変更することについて、下記の権限を委任いたします。

記

- 1 危険物の規制に関する法令の規定による変更許可及び変更完成検査の申請の手続きに関する事。
- 2 前記1に掲げる申請に関する申請内容の訂正及び変更並びにこれらに伴う申請書類の訂正に関する事。
- 3 その他、〇〇取扱所の前記申請に関する一切の件

年 月 日

横浜市磯子区〇〇町〇〇〇番地

〇〇〇株式会社〇〇〇事業所

常務取締役所長 〇〇〇〇

7 危険物の規制に関する政令第23条（特例）に関する事務処理（規程第5条）

(1) 危険物令第23条の適用に必要な書類

特例を適用する場合は、必要に応じて、設置又は変更許可申請に危険物製造所等特例適用内容書（規程第2号様式）を添付すること。

(2) 危険物令第23条の適用について

特例基準の適用は、許可行政庁が、危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに危険物施設の周囲の地形その他の状況等から判断して行うもので、次のア又はイによる客観的条件によるものである。

ア 危険物令第9条から第22条の基準によらなくても火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき。

イ 予想しない特殊の構造又は設備を用いることにより、危険物令第9条から第22条の基準による危険物施設の位置、構造及び設備の基準による場合と同等以上の効力があると認めるとき。

8 積載式移動タンク貯蔵所に関する事務処理（平成4年6月18日消防危第54号）

積載式移動タンク貯蔵所の事務処理については、次のとおりとする。

- (1) 積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車両の数と同一である。
- (2) 積載式移動タンク貯蔵所の車両に積載することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が30,000リットル以下となる数とするが、さらに設置者がその数以上の数のタンクコンテナ（以下「交換タンクコンテナ」という。）を保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は次によること。
 - ア 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、交換タンクコンテナを含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を受けること。
 - イ 設置許可を受けた後にあっては、交換タンクコンテナを保有しようとする際に、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を受けること。
- (3) (2)の許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、他の積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナとが緊結装置に同一性をもつものである場合には、既に許可を受けた当該他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができる。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされる。また、緊結装置に同一性をもつ場合には、国際、国内を問わず自由に載替えができる。
- (4) 積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量がタンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合には次によること。
 - ア 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、貯蔵することが予想される全ての品名及び最大貯蔵数量について、当該積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量として設置許可を受けること。
 - イ 設置許可を受けた後にあっては、貯蔵することが予想される全ての品名及び最大貯蔵数量について、法第11条の4に定める品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出をすること。
- (5) 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷下ろしに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解される。したがって、当該取扱い及び当該取扱いに伴う一時置きは、仮貯蔵仮取扱いには当たらない。（第29「危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請」参照）
- (6) 積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷下しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができる。

この場合、当該積載式移動タンク貯蔵所の車両に標識、表示を掲げたままであって差し支えない。

- (7) 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨車又は船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えない。この場合において、危険物規則第24条の5第4項第4号の表示について輸送先の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号の表示は不要とする。

9 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に関する事務処理（平成13年4月9日消防危第50号）

危険物令15条第5項に規定する移動タンク貯蔵所で、積載式のものの基準については次によること。

なお、IMDGコード型タンクコンテナと国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは同義である。

(1) 定義

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所とは、国際海事機関（International Maritime Organisation（IMO））が採択した危険物の運送に関する規程（International Maritime Dangerous Goods Code（IMDGコード））に定める基準に適合している旨を示す表示板（IMO表示板）が貼付されているタンクコンテナを移動貯蔵タンクとして積載する移動タンク貯蔵所をいう。

(2) 許可

ア 許可の単位

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両の数と同一であること。

イ 許可に係る手続

設置者が、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができるタンクコンテナの数以上の数の交換タンクコンテナを保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合の手続は次によること。

(ア) 積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受ける前

a 交換タンクコンテナを含めて当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を要すること。

なお、設置許可申請は、交換タンクコンテナが入港する前に受け付けて差し支えない。

b 貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量が、タンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、貯蔵することが予想される全ての品名及び貯蔵最大数量を危険物の品名及び貯蔵最大数量として、設置許可を要する。

c 許可申請にあたって添付を要するタンクコンテナの構造及び設備に係る書類は、当該タンクコンテナの国際基準への適合性が既に確認されていることにかんがみ、タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書等の写し等、必要最小限にとどめること。

(イ) 積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受けた後

保有しようとする交換タンクコンテナが、IMDGコードに適合するものであり、かつ、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に適合性がある場合は、

交換タンクコンテナの追加を、軽微な変更工事として取り扱って差し支えない。従って、変更許可及び完成検査は要しない。

なお、交換タンクコンテナの I M D G コードへの適合性、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置の適合性及び貯蔵する危険物を資料(注)の提出(郵送、ファックス等)により確認すること。この場合、不明な点があれば、事業者等に確認すること。

注：タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書の写し、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に係る規格(JIS、ISO等)等が確認できる書類及び貯蔵する危険物を明示した書類をいう。

(3) 完成検査

ア 完成検査に係る手続

(ア) 手続の迅速化

- a 完成検査の実施日はあらかじめ関係者と調整し、タンクコンテナが入港後速やかに行うこと。
- b 完成検査済証の交付は、「完成検査済証等の交付手続の迅速化について」(平成10年5月20日消防危第54号)を参考に、迅速に行うこと。

イ 完成検査の方法

- (ア) 完成検査は、タンクコンテナを車両に積載した状態で行うこと。この場合、タンクコンテナについては、I M O の表示板の確認及びタンクコンテナに漏れ、変形がなく健全な状態であることの確認にとどめることができること。車両については、標識、掲示板及び緊結装置の確認を行うこと。
- (イ) 同時に複数の交換タンクコンテナに係る完成検査を行う場合は、緊結装置に同一性がある場合は、代表する一つのタンクコンテナを積載した状態で行って差し支えない。
- (ロ) タンクコンテナの輸入時の行う完成検査は、危険物を貯蔵した状態で行って差し支えない。

(4) その他

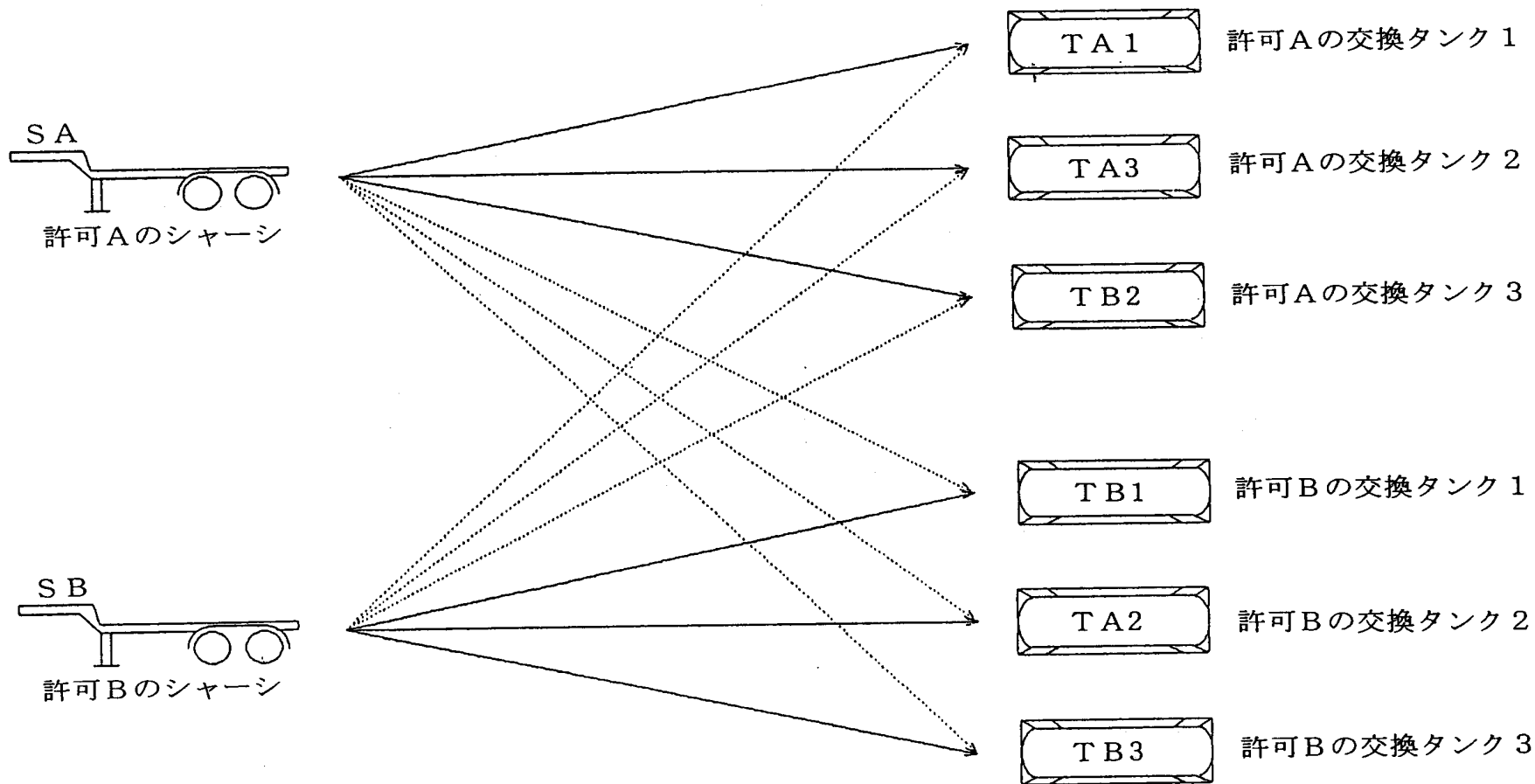
ア 移動タンク貯蔵所として許可を受けた国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、その緊結装置が他の積載式移動タンク貯蔵所の車両の緊結装置に適合性を有する場合には、当該車両にも積載することができる。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなす。(別図1参照)

イ 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナには、危険物令第15条第1項第17号に定める危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備及び危険物規則第24条の8第8号に定める表示がタンクコンテナごとに必要であるが、当該設備又は表示は、当該タンクコンテナを積載する国際輸送用積載式移動タンク貯蔵

所の車両に掲げることができる。

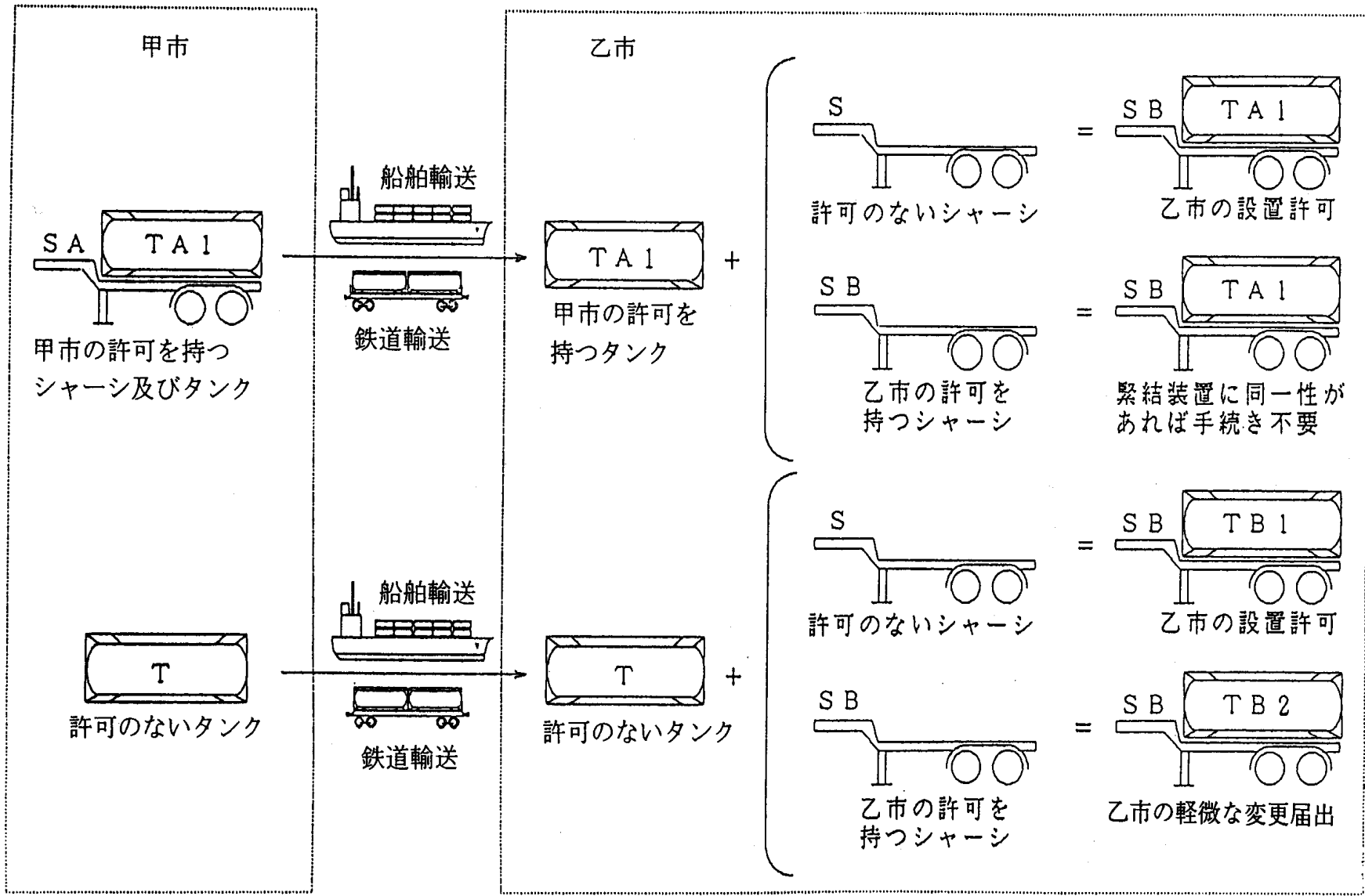
- ウ 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解す。
- エ 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷卸しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができる。
- オ 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨物、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えない。(別図2参照)
- カ 積載式移動タンク貯蔵所としての許可を受けた後、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量を変更しようとする場合は、法第11条の4に定める届出を要する。

別図1



- ※1 緊結装置に同一性があれば、他の許可車両への積み替えが可能であり、当該タンクコンテナは当該他の許可車両の移動貯蔵タンクと見なされ手続は不要であること。
- ※2 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所（以下「国際タンクコンテナ」という。）の交換タンク（許可を持たないものに限る。）の増設は、軽微な変更工事とすることとし、国際タンクコンテナ以外の積載式移動タンク貯蔵所の場合は変更許可とすること。

別図 2



10 IMDGコード型タンクローリー車に関する事務処理（平成16年3月23日消防危第35号）

危険物令第15条第5項に規定する移動タンク貯蔵所で、積載式以外のものの事務処理については、次のとおりとする。

(1) 定義

IMDGコード型タンクローリー車とは、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程(国際海上危険物規程、IMDGコード)に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所のうち、積載式以外のものをいう。

(2) 位置、構造及び設備の技術上の基準に係る特例規定

ア 「移動タンク貯蔵所の技術上の基準等（IMDGコード型タンクローリー車、運転要員の確保関係）に係る運用について」（平成16年3月23日消防危第35号。以下「35号通知」という。）の別添1の6.8（陸上タンク自動車に関する規定）がIMDGコード型タンクローリー車に係る構造及び設備の基準に該当する。

イ IMDGコード型タンクローリー車については、間仕切り及び防波板(危険物令第15条第1項第3号及び第4号)を設置しないことができるが、タンク本体の構造等について強化されている部分があるほか、移送時の充填率が20パーセント以下又は80パーセント以上に指定されているので管理上留意する必要がある。(従来のIMDGコード型タンクコンテナと同じ。)

(3) IMDGコード型タンクローリー車の許可・検査等

ア 設置許可にあたっては、当該タンクローリー車にIMO表示板（35号通知別添1の6.7.2.29を参照）が貼付されている場合には、IMO表示板の交付に係る各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書等（35号通知別添2参照）の写し等をもって、設置許可申請において必要とされる添付書類とすることができる。

イ 完成検査前検査については、IMDGコード型タンクローリー車に関しても危険物令第8条の2第4項第3号の規定を適用し、簡素化を図ることができる。

ウ 完成検査にあたっては、移動貯蔵タンクに漏れや変形がなく健全な状態であることの確認、IMO表示板の確認並びに標識及び掲示板の確認により行うことができる。また、当該タンクローリー車の輸入時に行う完成検査については、危険物を貯蔵した状態で行って差し支えない。

エ 漏れの点検については、IMDGコード型タンクローリー車に関しても「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用指針について」（平成16年3月18日消防危第33号）第2により実施することができる。

第6 危険物製造所等の仮使用承認申請

(法第11条第5項ただし書、市規則第6条、規程第11条から第14条、危険物規制事務処理実施要領第2、第3及び第9から第11)

1 仮使用承認申請に必要な書類及び編さん

仮使用承認申請書に必要な添付書類は、次の書類とする。

なお、編さん順序は、必要な添付書類の掲載順に編さんすること。

- (1) 仮使用承認申請書（危険物規則様式第7、様式第7の2又は様式第7の3）
- (2) 工事計画書（工事の内容、方法、工程、火災予防上必要な安全対策及びこれに係る設備等の設置方法、仮設備の位置及び構造、使用器具（火気及び火花を生ずるおそれのあるもの）等を記載すること。）
- (3) 平面図（仮使用部分、工事計画書に記載された事項の設置場所及び掲示板の位置を記載すること。）
- (4) 変更申請書において重複する図面等は、省略することができる。（変更許可申請書と同時に提出された場合に限る。）

2 申請の方法

- (1) 仮使用承認申請は、原則として、製造所等の変更許可申請時に一括して提出すること。
- (2) 仮使用の承認を受けた製造所等について、完成検査を受ける前に別の変更許可申請をした場合は、再度仮使用承認申請すること。ただし、仮使用の範囲に変更のないものは、この限りではない。

3 仮使用の範囲

- (1) 仮使用の範囲は、変更工事に係る部分以外の部分（以下「仮使用範囲」という。）とし、かつ、当該変更工事の内容が火災予防上支障がないと認められる場合に限ること。
- (2) 製造所等の変更許可後、変更工事の一部が完成した場合において、当該部分の仮使用は認められない。
- (3) 製造所等の部分的な変更であっても、当該変更部分の工事を行うことにより、当該製造所等が事実上使用不能となる次の場合は、仮使用承認申請は必要としない。
 - ア 全ての固定給油設備等を取り替える場合等で、地下タンクに危険物が残存していても物理的に給油行為ができない場合
 - イ 屋外タンク貯蔵所で保安検査又は内部開放検査等によりタンク本体を開放している場合
- (4) 一連の変更工事を行うものの当該変更工事に係る仮使用については、次によるこ

と。

- ア 一の変更許可申請で図4-6-1のA、B、C及びDの部分の変更工事が同時に行われる場合は、仮使用範囲は存在しないことになる。
- イ 一の変更許可申請で変更工事が図4-6-1のA、B、C及びDの各部分ごとに分割して順次行われる場合の当該変更工事の進行に伴う仮使用範囲については、次によること。
- (ア) 変更工事がAの部分に限られる場合における仮使用範囲は、B、C及びDの部分となる。
- なお、この場合の当該仮使用承認申請は、Aの部分の工事着手前に仮使用の承認を受けなければならない。
- (イ) Aの部分の変更工事に引き続き変更工事がBの部分となる場合における仮使用範囲は、C及びDの部分となる。
- (ロ) Bの部分の変更工事に引き続き変更工事がCの部分となる場合における仮使用範囲は、Dの部分となる。
- (エ) Cの部分の変更工事に引き続き変更工事がDの部分となる場合は、仮使用範囲は存在しないことになる。

A	C
B	D

図4-6-1 仮使用範囲

ウ 一の製造所等において、複数の変更工事を行う場合の変更許可申請に伴う仮使用範囲については、「製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続きについて」(平成11年3月23日消防危第24号)によること。

4 仮使用の承認期間

- (1) 仮使用の承認期間は、仮使用の承認後から完成検査済証の交付までとするが、必要最小限の日数とすること。
- (2) 仮使用期間が3箇月以上の長期におよぶ場合は、必要に応じて工事の進捗状況等について報告を求めること。

5 掲示板

仮使用承認済の掲示板は、図4-6-2の例によるものとし、仮使用期間中、見やすい箇所(変更工事箇所と仮使用範囲とが離れている場合は、工事箇所)に掲出すること。

なお、変更工事が2箇所以上となる場合は、原則としてその箇所ごとの掲出とする

こと。

350ミメートル以上		250 ミメートル 以上
消防法による仮使用承認済		
製造所等の別		
承認年月日番号	年 月 日 第 号	
承認行政庁名	横 浜 市 長	

備考1 文字は黒

2 地色は白

図4-6-2 仮使用承認掲示板

第7 危険物製造所等軽微な変更工事届出

(市規則第16条第1項、規程第24条、危険物規制事務処理実施要領第2、第3及び第19)

1 軽微な変更工事届出に必要な書類及び編さん

軽微な変更工事届出に必要な添付書類は、次の書類とする。

なお、編さん順序は、必要な添付書類の掲載順に編さんすること。

(1) 軽微な変更工事届出書（市規則第24号様式）

(2) 工事計画書（工事の内容、方法、工程、火災予防上必要な措置に係る設備の設置方法、仮使用設備の位置及び構造、使用器具（火気及び火花を生ずるおそれのあるもの）等を記載すること。）

(3) その他（工事部分の概略図面、計算書等）

2 現場調査

必要に応じ現場調査を行うこと。

3 その他

資料提出を要する軽微な変更工事に関する基本的な考え方は、第2 2(3)を参照のこと。

第8 危険物製造所等火気使用工事届出

(市規則第16条第2項、規程第24条、危険物規制事務処理実施要領第2、第3及び第19)

1 火気使用工事届出に必要な書類及び編さん

火気使用工事届出に必要な添付書類は、次の書類とする。

なお、編さん順序は、必要な添付書類の掲載順に編さんすること。

- (1) 危険物製造所等火気使用工事届出書（市規則第24号様式の2）
- (2) 案内図
- (3) 配置図
- (4) 安全対策
- (5) 火気使用器具
- (6) 火気使用場所図面

2 申請の方法

変更許可を要さない変更工事（市規則第16条第1項により資料提出をした場合を除く。）で、当該工事において火気を使用するものにあつては危険物製造所等火気使用工事届出が必要となる。

なお、同一敷地内は、一括して受理することができるものとする。

3 安全対策の内容

安全対策の内容には少なくとも次の留意事項が含まれていること。

- (1) 工事前には、関係者と十分な打合せを行い、工事内容、安全対策、通報体制等について確認すること。
- (2) 火気使用中は、事業所担当者が立会い、安全管理に努めること。
- (3) 工事中は、災害に備え消火器の増設等の対策を講ずること。
- (4) 工事内容に変更が生じた場合、届出者は消防署総務・予防課予防係と協議すること。
- (5) その他、予防規程及び社内の安全規程等を遵守すること。

4 火気使用工事届出の例外

火気使用工事を行うにあたり、防火塀の設置を伴うものを除き、自主安全対策におおむね次の事項が示され、それを消防署長が認めた場合には、3か月間火気使用届出を提出しないことができるものとする。

(1) 事前対策

ア 工事着工前に事業者と工事担当者が事前打ち合わせを行い、安全対策及び災害

時の通報、消火対策について確認を行う。

イ 火気使用工具等について、事業者が立ち会い、安全性の確認を行う。

ウ 可燃性蒸気の発生又は滞留する場所については、工事着工前にガス検知を行い安全を確認する。

エ 工事場所には消火栓又は消火器を2本以上常備し、状況に応じて散水、耐火シート等の措置を講じる。

オ その他状況に応じて、必要な事項。

(2) 工事中の対策

ア 火気使用工事中は事業者が立ち会い、安全確保に努める。

イ 事業者は工事担当者に対して、気象状況に応じて静電気防止対策等の適切な指導を行う。

ウ 工事中についても、工事の内容によりガス検知を継続する。

エ 工事中の喫煙管理等の指導を行う。

オ 消火配管の変更工事を行う場合、当該消火配管の使用不能期間中の代替措置を講ずる。

カ その他状況に応じて、必要な事項。

第9 現場調査

(規程第4条、第5条及び第22条から第22条の3)

事前に関係者と連絡をとり、縄張り、白線等により主要施設部分又は変更部分を明示して、申請図書の内容と照合すること。

1 設置許可における現場調査

(1) 給油取扱所以外の製造所等の場合

- ア 保安距離、保有空地及び延焼のおそれのある部分の確認
- イ 構内道路の確認
- ウ 既存の設備等を用いる場合は、当該設備の確認
- エ その他必要事項の確認

(2) 給油取扱所の場合

- ア 給油取扱所求積図等による現場確認
 - (ア) 給油取扱所敷地の計測（四隅程度）
 - (イ) 前面道路の幅員の計測
 - (ウ) 敷地勾配
- イ 平面図、配置図等による敷地周囲の状況の確認
 - (ア) 給油取扱所の空地
 - (イ) 歩道切下げ、電柱、バス停、街路樹等の位置
 - (ウ) 高圧電線、共同溝、地下鉄又は地下街からの距離
 - (エ) 直流電気鉄道の軌道、変電所等がほぼ1キロメートルの範囲にある場合における大地比抵抗、大地電位勾配又は配管等の対地電位
 - (オ) 隣地及び隣地建物に対する防火塀、通気管等の位置等
- ウ その他必要事項の確認

2 変更許可における現場調査

次により現場調査を行うこと。

- (1) 変更図面等による変更部分の確認
- (2) 変更によって新しく生じる法令等の不適合部分の確認
- (3) 立入検査等による指摘箇所の確認

3 仮使用における現場調査

仮使用における調査は、原則として、変更許可申請に伴う現場調査と並行して行い、調査項目は次による。

- (1) 仮使用承認基準事項の確認

(2) 消火設備、警報設備及び避難設備の変更では、工事中使用が不能となる設備の確認と、当該設備の代替措置の確認

4 その他現場調査

軽微な変更工事届出等各種申請又は届出において現場調査が必要と思われる場合は、現場調査を実施すること。

第10 工事整備対象設備等着工届出

(法第17条の14、規程第24条、危険物規制事務処理実施要領第2、第3及び第19)

危険物施設において消防用設備等の工事をしようとするときは、法第17条の14の規定により規則第33条の18による「工事整備対象設備等着工届出書」（規則別記様式第1号の7）の届出が必要となる。

ただし、消防用設備等設置規則事務審査基準第2章第2節第7-4表に掲げる軽微な工事に該当するものについては、届出を要しないことができる。

なお、工事整備対象設備等着工届出書の正本は、完成検査を受けるまでに、当該工事の申請に係る設置許可申請書又は変更許可申請書に差入れること。

添付図書については、「設置届及び着工届の添付図書等に関する運用について」（令和5年3月30日消防予第196号、消防危第68号）によるほか、次によること。

- (1) 危険物施設ごとに届出を行うよう指導すること。
- (2) 危険物施設における着工届の提出の際は、原則、事前に許可を受けている必要があることに留意すること。
- (3) 消防用設備等試験結果報告書は、完成検査の資料として受領し確認すること。

第11 中間検査

中間検査とは、完成検査時に検査する事ができない項目又は工事の工程から完成検査前に検査する必要があると認められる項目について検査するものであり、消防機関が直接検査するか事業所等の工事施工記録又は自主検査報告書を消防機関が書類審査又は抜取検査を行うことにより確認することをいう。

なお、事業所等の工事施工記録又は自主検査報告書には、検査の年月日、場所、実施者名（検査資格が必要な場合は資格証明書の写し又は番号）、方法、器具、結果、合否及び検査における責任者名の記載が必要である。

中間検査の項目及び確認方法は、おおむね次のとおりとする。

1 共通事項

(1) 配管検査

ア 経路（現場確認）

イ 漏えいの有無（次に示す方法で行った水圧（気密）試験結果報告書又は現場抜取検査）

(ア) 試験媒体は、陸上部分では水又は窒素等の不燃性気体（新設配管の場合は、空気でも可）、海上部分では水で行うこと。

(イ) 試験圧力は、当該配管の最大常用圧力の1.5倍以上とする。

(ウ) 試験方法は、試験配管の末端をふさぎ、当該配管全体に規定の圧力をかけ、陸上部分では30分以上、海上部分では4時間以上放置後圧力に変化の無いことを確認し、点検ハンマー等により溶接箇所等の漏れを確認する。窒素等を用いる場合は、溶接箇所等の継手部に発泡剤（石けん水等）を塗布し漏れを確認する。

ウ 試験圧力の確認（現場又は写真により確認）

エ 海上部分では、配管溶接部全線の放射線透過試験又は浸透探傷試験を実施すること。

オ 配管防食措置（現場又は写真により確認）

(2) 消火設備（第4種及び第5種を除く。）

作動試験（消防用設備等試験結果報告書及び現場作動試験）

(3) 警報設備

作動試験（消防用設備等試験結果報告書及び現場作動試験）

(4) 避難設備

作動試験（消防用設備等試験結果報告書及び現場作動試験）

2 屋外タンク貯蔵所

- (1) 鉄筋コンクリート製の防油堤及び基礎の配筋検査
 - ア 配筋の太さ（現場又は写真により確認）
 - イ 配筋の間隔（現場又は写真により確認）
 - ウ 配筋の結着状況（現場又は写真により確認）
 - エ コンクリートの厚さ（現場又は写真により確認）
- (2) タンク基礎の水平度（防油堤基礎一体のものは除く。）（現場又は水平度測定結果報告書により確認）
- (3) タンク本体に係る溶接線の目視検査（現場又は写真により確認）
- (4) タンク本体に係る溶接線の非破壊検査（現場施工のものに限る。）（現場又は非破壊検査試験結果報告書により確認）
- (5) 基礎・地盤の標準貫入試験及び平板載荷試験（現場又は標準貫入試験及び平板載荷試験結果報告書により確認）
- (6) 屋根の漏れ試験（現場又は屋根の漏れ試験結果報告書により確認）

3 地下タンク貯蔵所

- (1) タンク室検査（基礎、壁面及び上部スラブ）
 - ア 配筋の太さ（現場又は写真により確認）
 - イ 配筋の間隔（現場又は写真により確認）
 - ウ 配筋の結着状況（現場又は写真により確認）
 - エ コンクリートの厚さ（現場又は写真により確認）
 - オ タンク室の大きさ（現場又は写真により確認）
 - カ タンク枕の状況（現場又は写真により確認）
 - キ タンク室防水措置（現場確認）
- (2) タンク防食措置の検査（膜厚検査）
 - ア エポキシ樹脂等による防食措置の場合は、次によること。
 - (ア) 塗膜の厚さ
基本的に自主検査にて500ミリメートル間隔で計測することとするが、自主検査報告書の記載は最大値、最小値のみとして差し支えない。
現場検査は、抜き取りで実施する。
 - (イ) 傷の有無（現場確認）
 - イ ア以外の方法による防食措置の場合は、消防署総務・予防課予防係担当者は保安課と協議すること。
- (3) タンク据え付け状況
 - ア タンク据え付け時のタンク室の乾燥状況（現場確認）
 - イ タンクとタンク室との間隔（現場又は写真により確認）

(4) 二重殻タンク

- ア 鋼製二重殻タンク（S Sタンク）
第3章第26 4(2)によること。
- イ 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク（S Fタンク）
第3章第28 4及び5によること。
- ウ 強化プラスチック製二重殻タンク（F Fタンク）
第3章第29 4及び5によること。

4 給油取扱所

1及び3による。

5 移送取扱所

(1) 放射線透過試験等の非破壊試験は危険物規則第28条の27により実施すること。

なお、放射線透過試験結果は、フィルムにより確認する。

(2) 漏えいの有無（次に示す方法で行った水圧（気密）試験結果報告書又は現場抜取検査）

ア 試験媒体は、水（事業所の敷地内の陸上部分は、窒素等の不燃性気体（新設配管の場合は、空気でも可））で行うこと。

イ 試験圧力は、当該配管の最大常用圧力の1.5倍以上とする。

ウ 試験方法は、試験配管の末端をふさぎ、当該配管全体に規定の圧力をかけ、24時間以上放置後圧力に変化のないことを確認し、点検ハンマー等により溶接箇所等の漏れを確認する。窒素等を用いる場合は、溶接箇所等の継手部に発泡剤（石けん水等）を塗布し漏れを確認する。

ただし、試験圧力を当該配管の最大常用圧力の2倍以上とした場合は放置時間を4時間とすることができる。（海底配管を除く。）

(3) 試験圧力の確認（現場又は写真により確認）

(4) 配管防食措置（現場又は写真により確認）

6 2から5以外の製造所等

状況に応じ、現場検査、抜取検査、試験結果報告書等により確認すること。

なお、タンクにあつては、2及び3の例によること。

第12 危険物製造所等の完成検査前検査申請

(法第11条の2、危険物令第8条の2、第8条の2の2、市規則第7条、規程第15条、危険物規制事務処理実施要領第2、第3及び第12)

1 基礎地盤検査・溶接部検査

(1) 完成検査前検査（基礎地盤検査・溶接部検査）申請に必要な書類及び編さん

完成検査前検査（基礎地盤検査・溶接部検査）申請に必要な添付書類は、次の書類とする。

なお、編さん順序は、必要な添付書類の掲載順に編さんすること。

ア 危険物製造所等完成検査前検査申請書（危険物規則様式第13）

イ 設置許可又は変更許可申請書の写し

ウ 案内図、構内配置図

エ 工程表

オ 施工要領書

(ア) 基礎地盤の場合

a 基礎地盤施工要領書

b 計算書

c 基礎地盤構造図

(イ) 溶接部の場合

a 溶接施工要領書

b タンク本体図

c 溶接施工構造図

カ その他必要な図面等

(2) 申請の方法

ア 完成検査前検査申請は、タンク1基ごととすること。

イ 完成検査前検査（溶接部検査）申請後、再び溶接部検査を必要とする変更許可申請が行われたときは、次によること。

(ア) 溶接部検査の終了後に変更申請した場合には、再度溶接部検査の申請が必要であること。

(イ) 溶接部検査を受けていない場合は、個々の変更申請について溶接部検査の申請を必要とせず、1件の申請で足りるものであること。

(ウ) 溶接部検査を受けているか否かの判断は、実質的に検査が開始されているか否かによるものであること。

ウ 完成検査前検査（基礎地盤検査）については、前記イに準じること。

(3) 溶接部検査が必要となる変更工事

図4-12-1を参考とすること。

2 水張検査・水圧検査（法第11条の2、危険物令第8条の2・8条の2の2、市規則第7条、規程第15条及び危険物規制事務処理実施要領第2・3・12）

(1) 完成検査前検査（水張検査・水圧検査）申請に必要な書類及び編さん

完成検査前検査（水張検査・水圧検査）申請に必要な添付書類は、次の書類とする。

ただし、イ及びウの書類について、設置又は変更許可申請において、タンクの構造等が確認できる場合は、省略することができるものとする。

ア 危険物製造所等完成検査前検査申請書（危険物規則様式第13）

イ タンクの容量計算書

ウ タンクの構造、材質、及び寸法が記載された書類

(2) 申請の方法

ア 完成検査前検査申請は、タンク1基ごととすること。

イ 圧力タンクは5キロパスカルを超える圧力がかかるものとする。こと。（昭和52年3月30日消防危第56号）

(3) 完成検査前検査（水張検査・水圧検査）が必要となるタンク

完成検査前検査（水張検査・水圧検査）が必要となるタンクは、次のとおりとする。

ただし、20号タンクで容量が指定数量未満のもの及び危険物令第8条の2第4項各号の規定に該当するものは、必要ないものとする。

ア タンクの新設

イ 製造所等の用途廃止に伴い転用するタンク（廃止する前のタンク検査済証が当該タンクに貼付されており、かつ、変形又は損傷がないと認められるものを除く。）

ウ 直前の水張検査及び水圧検査の容量より容量を増大するタンク

エ 完成検査前検査を設置場所で行わないタンクで、完成検査時又はタンク備え付け（中間検査）時に検査を行った際、タンクの形状、大きさ、変形の有無及び溶接線の形状等に異状があると認められたタンク

オ 上記のアからエのほか図4-12-1に示される水張検査を必要とする変更工事を行ったタンク

(4) 検査要領

水張検査は、基礎の沈下状態が安定した段階で、次の項目について検査を行うこと。

なお、20号タンクでタンク内部をグラスライニングしたもの又はジャケット付のもの等で、本来の水張検査又は水圧検査の方法をもってしては支障があり、又は困難な場合は、真空試験及び非破壊試験によることができるものとする。

- ア タンク本体の形状・大きさ（寸法）・板厚・材質の確認
- イ 水量の確認（許可容量以上）
- ウ 溶接線の形状等目視検査
- エ 変形の有無
- オ 漏れの有無（塗装しない状態で行うこと。）

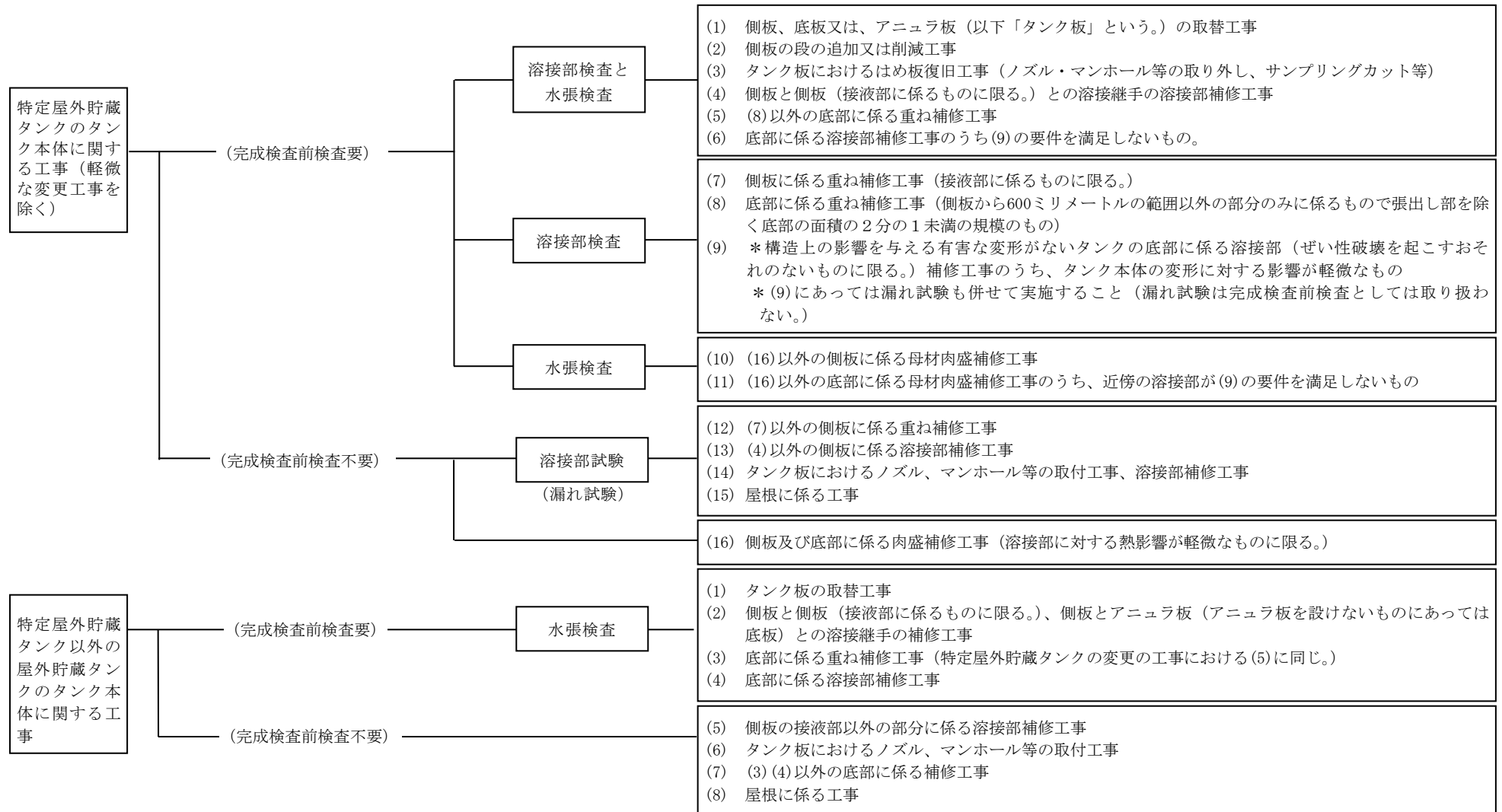
(5) 自主検査結果を活用し現地に赴かず完成検査前検査を実施する場合

認定事業所が行う自主検査結果を活用し現地に赴かず完成検査前検査を実施することについては、「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」（平成11年3月17日消防危第22号（平成20年1月28日消防危第16号改正））、「危険物施設の変更工事に係る完成検査等における自主検査結果の活用に関する運用について」（平成13年3月30日消防危第44号）、「認定事業所が行う変更工事に係る完成検査済証等の交付の迅速化に向けた手法について」（平成24年3月30日消防危第89号）及び「危険物施設の変更工事に係る完成検査等における自主検査の活用に係る事務処理実施要領」（平成11年4月14日消危第145号（平成20年1月9日安指第422号及び平成24年9月21日消指第196号改正））によること。

(6) 海外で製作された液体危険物タンクの場合

海外で製作された液体危険物タンクの水張又は水圧検査については、「海外で製作された液体危険物タンクの水張検査又は水圧検査について」（平成13年3月23日消防危第35号）によること。

屋外貯蔵タンクのタンク本体に関する変更工事に係る完成検査前検査等



※表4-2-1（別添）に掲げる「確認を要する変更工事とする小規模な溶接工事」を除く。

第13 完成検査を受ける前日までに確認する書類

完成検査を受ける前日までに次の書類のうち当該製造所等に係るものを提出されているか確認を行うこと。

なお、当該製造所等が法第8条により防火管理者及び消防計画（建築物全体を対象）の提出が必要となる場合があるので、提出時期等について別途指導すること。

- 1 危険物保安監督者選任届書（複数の選任とすること。）
- 2 予防規程制定（変更）認可申請書
- 3 運営管理委任に関する書類（危険物製造所等運営管理委任届出書及び賃貸契約書の写し等）

第14 危険物製造所等の完成検査申請

(法第11条第5項、危険物令第8条、市規則第5条、規程第8条、第10条、危険物規制事務処理実施要領第2、第3、第7及び第8)

1 危険物製造所等完成検査申請書（危険物規則様式第8又は様式第9）の記入方法等
危険物製造所等完成検査申請書の記入方法は設置許可申請書に準じることとし、受け付けた申請書類は検査対象の設置許可申請書又は変更許可申請書の上に編さんすること。

2 申請の方法

完成検査前の同一許可施設において、設置又は変更許可後、完成検査前に変更許可を複数受け、それらの完成検査を同時に行うものにあつては、完成検査申請は1件（同時完成検査）として取り扱うこと。ただし、特に必要があつて完成検査の日を違えてそれぞれ別個に行う場合は、別件として取り扱うこと。

3 完成検査時に確認する自主検査結果（レポート）等

完成検査にあつては、当該施設が技術上の基準に適合していることを確認すること。この場合、必要に応じ次に掲げる自主検査結果等（設置者が事前に実施したもの）を活用することができる。

(1) 共通項目

ア 配管の水圧（気密）試験成績（第11 1 (1)参照）

イ 地下埋設配管で電気防食を行うものは、防食電位測定結果

ウ 電気機器等の接地抵抗値

固定注油設備等の確認済機種は固定給油設備等のアースボックスと地面の間、確認済機種以外のは給油ノズルと地面の間1,000オーム以下。

タンクの注入口の接地電極等は100オーム以下。

その他、表4-14-1参照。

表 4-14-1 接地工事の種類と抵抗値

接地工事の種類	接 地 抵 抗 値
A種接地工事	10Ω
B種接地工事	変圧器の高圧側又は特別高圧側の電路の一線地絡電流のアンペア数で、150（変圧器の高圧側の電路と低圧側の電路との混触により、低圧電路の対地電圧が150Vを超えた場合に2秒以内に自動的に高圧電路を遮断する装置を設けるときは、300）を除いた値に等しいオーム数
C種接地工事	10Ω（低圧電路において、当該電路に地気を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を接地するときは、500Ω）
D種接地工事	100Ω（低圧電路において、当該電路に地気を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を接地するときは、500Ω）

エ 絶縁抵抗値（附属設備）

表 4-14-2 の左欄に掲げる電路の使用電圧の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以上でなければならない。

表 4-14-2 絶縁抵抗値（附属設備）

電 路 の 使 用 電 圧 の 区 分		絶縁抵抗値
300V 以下	対地電圧（接地式電路においては電線と大地との間の電圧、非接地式電路においては電線間の電圧をいう）が150V以下の場合	0.1MΩ
	その他の場合	0.2MΩ
300Vをこえるもの		0.4MΩ

オ 消防用設備等試験結果報告書

(7) 消火設備（第4種、第5種を除く。）

新たに固定消火設備（泡混合装置）を設けるものにあつては、実際に泡放射試験を行い、許可内容どおり完成しているかを確認すること。ただし、既設固定消火設備（泡混合装置）を用いて新たに配管及び放出口を設けたものにあつては、水放射試験を行うこと。

なお、固定消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所のうち一の泡混合装置を共用するものにあつては、吐出量が最大となる屋外タンク貯蔵所及び補助泡消火栓3個（3個未満のものにあつてはその数）を同時に泡を放射する実験を行い、

泡放射をしない屋外タンク貯蔵所にあつては、水放射試験を行うこと。

また、冷却用散水設備及び水幕設備についても同様とする。

(イ) 警報設備（新たに設けるものにあつては、実際に鳴動試験を行うこと。）

(ウ) 避難設備

カ タンク検査済証（正）の写し（タンクがある場合）

キ その他（中間検査で確認していないもの）

(2) 屋外タンク貯蔵所（必要に応じて次のア～サに掲げる資料を添付すること。）

ア タンク本体の溶接線の非破壊検査結果（100キロリットル以上）

イ 屋根板の漏れ試験結果（圧力タンクを除く。）

ウ タンク基礎の水平度測定結果（防油堤基礎一体のものは除く。）

エ 水張検査前・中・後の側板最下段の水平度測定結果（現場施工のもの）

オ タンク開口穴の補強板の漏れ試験結果（テルテールホールのあるもの）

カ 基礎・防油堤の打設コンクリートの強度試験結果

キ タンク垂直度の測定結果（300キロリットル以上）

ク タンク真円度の測定結果（300キロリットル以上）

ケ 水張検査前・後の側板と底板の角度測定結果（300キロリットル以上で現場施工のもの）

コ 側板と底板の隅肉脚長測定結果（300キロリットル以上で現場施工のもの）

サ タンク底板で電気防食を行うものは、防食電位測定結果

(3) 移動タンク貯蔵所

ア 安全装置検査済証正本の写し

4 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所

「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る細部運用について」（平成10年4月2日消危第4号）別添に留意して実施すること。

5 自主検査結果を活用し現地に赴かず完成検査を実施する場合

認定事業所が行う自主検査結果を活用し現地に赴かず完成検査を実施することについては、「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」（平成11年3月17日消防危第22号（平成20年1月28日消防危第16号改正））、「危険物施設の変更工事に係る完成検査等における自主検査結果の活用に関する運用について」（平成13年3月30日消防危第44号）、「認定事業所が行う変更工事に係る完成検査済証等の交付の迅速化に向けた手法について」（平成24年3月30日消防危第89号）及び「危険物施設の変更工事に係る完成検査等における自主検査の活用に係る事務処理実施要領」（平成11年4月14日消危第145号（平成20年1月9日安指第422号及び平成24年9月21日消指第196号改正））によること。

第15 危険物保安監督者選任・解任届出

(法第13条第2項、規程第24条、危険物規制事務処理実施要領第2、第3及び第19)

- 1 危険物保安監督者選任・解任届出に必要な書類及び編さん
危険物保安監督者選任・解任届出に必要な添付書類は、次の書類とする。
なお、編さん順序は、必要な添付書類の掲載順に編さんすること。
 - (1) 危険物保安監督者選任・解任届出書（危険物規則様式第20）
 - (2) 危険物取扱者免状の写し
 - (3) 実務経験証明書（平成元年3月31日以前の有資格者を除く。）（危険物規則様式第20の2）

- 2 危険物保安監督者選任・解任届出書の記入方法等
 - (1) 危険物保安監督者選任・解任届出書の届出者の欄等は、第5「危険物製造所等の設置・変更許可申請」4(1)設置・変更許可申請書記入方法及び記入例に準ずること。
 - (2) 1人の危険物保安監督者が多数の製造所等にわたる場合は、選任届出書の記載欄は代表的なものを記入し、その他は別表とし、保安監督する製造所等の色別した配置図等を添付すること。
 - (3) 選任数については、複数となるよう指導すること。
 - (4) 6か月以上の実務経験には、危険物取扱者免状の交付を受ける前の製造所等での危険物取扱いの実務経験を含める。

- 3 危険物取扱者の資格種別における実務経験の違いについて
危険物保安監督者に必要とされる実務経験の内容は次のとおりである。
 - (1) 甲種危険物取扱者たる危険物保安監督者については製造所等におけるいずれかの類の危険物の取扱いの実務経験
 - (2) 乙種危険物取扱者たる危険物保安監督者については、製造所等における自らが取扱い、又はその取扱作業に関して立ち会うことのできる類の危険物の取扱いの実務経験

第16 危険物保安統括管理者選任・解任届出

(法第12条の7第2項、規程第24条、危険物規制事務処理実施要領第2、第3及び第19)

1 危険物保安統括管理者選任・解任届出に必要な書類

- (1) 危険物保安統括管理者選任・解任届出書（危険物規則様式第19）
- (2) 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。

2 危険物保安統括管理者選任・解任届出受理上の留意事項

危険物保安統括管理者の資格は特に定められていないが、その責務が事業所における危険物及び危険物施設の保安に関する業務全てを統括管理することであり、また防災に関する最終的な責任を持っていることから、当該事業所の最高責任者をもってあてることが望ましい。

第17 予防規程制定・変更認可申請

(法第14条の2第1項、危険物令第37条、危険物規則第60条の2、第62条、市規則第9条、規程第17条、危険物規制事務処理実施要領第2、第3、第13、第14及び昭和40年11月2日自消丙予発第178号)

1 予防規程制定・変更認可申請に必要な書類

- (1) 予防規程制定・変更認可申請書（危険物規則様式第26）
- (2) 当該認可を受けようとする予防規程

2 予防規程作成単位

同一事業所内に複数の予防規程作成施設が存在する場合は、個々の施設ごとに作成するのではなく、事業所単位に該当する全ての施設（該当しない施設も加えることが望ましい。）を網羅した予防規程とすること。

3 内容の具体性

予防規程の内容は、できるだけ具体的に記載することが望ましいが、綿密かつ詳細なものまで要求しているのではなく、個々の作業にわたる基準や防災計画まで記載するようなことは避け、従業員等に対して火災予防上の指針となる事項を概括的に記載すること。

4 予防規程制定・変更認可申請書の記入方法

- (1) 予防規程制定・変更認可申請書の宛先、申請者、設置者及び設置場所の欄は、第5、4(1)設置・変更許可申請書記入方法及び記入例によること。
- (2) 複数の予防規程作成施設が存在する場合には、製造所等の別、貯蔵所又は取扱所の区分、設置の許可年月日及び許可番号、危険物の類、品名（指定数量）、最大数量、指定数量の倍数の欄は、代表的な施設を記入し、その他の施設については、これらの項目を一覧表にしたものを添付すること。

5 記載事項

危険物規則第60条の2で規定する全ての事項について記載するものとするが、軽微な施設については、その一部を省略することができること。

6 他法令の適用を受ける危険物施設に対する取扱い

他法令の適用を受ける危険物施設に対する取扱いは、次によること。

- (1) 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第10条第1項の規定による保安規程を定めている製造所等及び火薬類取締法（昭和24年法律第149号）第28条の規定による危害

予防規程を定めている製造所等は、予防規程を定めなければならない製造所等から除外されているが、法第16条の5の規定に基づき当該事業所で定めた保安規程又は危害予防規程の提出を求めること。

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく保安規程の適用を受けている危険物施設については、当該保安規程の認可に影響を与えないように考慮すること。

7 その他

予防規程の認可基準は、第2章第2節第3「予防規程制定・変更認可申請に関する認可基準」による。

第18 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査申請

(法第14条の3、危険物令第8条の4、市規則第11条、規程第19条及び危険物規制事務処理実施要領第15)

1 保安検査申請に必要な書類及び編さん

特定屋外タンク貯蔵所の保安検査申請に必要な添付書類は、次の書類とする。ただし(2)から(6)について、タンク開放に伴う工事のための変更許可が申請されているものはこの限りではない。

なお、編さん順序は、必要な添付書類の掲載順に編さんすること。

- (1) 屋外タンク貯蔵所保安検査申請書（危険物規則様式第27）
- (2) 案内図、配置図
- (3) タンク本体図（タンクの寸法等概要がわかるもの）
- (4) 底部溶接詳細図
- (5) 保安検査工程表
- (6) その他必要な書類

2 事務処理実施上の留意事項

- (1) 危険物令第8条の4第2項第1号に規定する保安に関する検査を受けた日とは、保安検査済証交付日とする。
- (2) 保安検査と同時期に側板に係るタンク本体の変更工事を行う場合は、保安検査申請のほかに完成検査前検査申請（溶接部に係る事項）が必要であること。（図4-12-1参照）

第19 保安検査時期変更承認申請

(危険物令第8条の4、危険物規則第62条の2、市規則第10条、規程第20条、危険物規制事務処理実施要領第2、第3及び第16)

1 保安検査時期変更承認申請に必要な書類

- (1) 保安検査時期変更承認申請書（危険物規則様式第29）
- (2) 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。

2 事務処理実施上の留意事項

- (1) 危険物規則第62条の2第2号の「保安上の必要」には、特定屋外タンク貯蔵所の所有者が当該貯蔵タンクの保守管理上必要が生じたと判断した場合も該当するものであること。
- (2) 危険物規則第62条の2第3号の「危険物の貯蔵及び取扱いが休止」となった場合は、次によること。
 - ア 現場調査を行い、休止措置（危険物の除去、危険物の誤流入防止、休止の旨の掲示）の確認を行うこと。
 - イ 「危険物製造所等使用休止・再開届」を併せて届け出ること。
 - ウ その他、運用については、「危険物の貯蔵及び取扱いを休止している屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所についての運用に係る留意事項について」（平成21年10月27日消防危第193号）によること。
- (3) 危険物規則第62条の2第4号の「使用の状況（計画を含む。）等に変更が生じた」には、貯蔵する危険物の種類を変更する場合も含めるものとする。
- (4) 危険物令第8条の4第5項の事由が発生した場合は、直ちに臨時保安検査の申請を行うとともに、内部開放を行うこと。
- (5) 臨時保安検査を行った特定屋外貯蔵タンクは、保安検査済証が交付されるまでの間、当該タンクの使用はできない。

第19の2 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請

(危険物令第8条の4、危険物規則第62条の2の3、規程第21条、危険物規制事務処理実施要領第2・3・17)

1 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書に必要な書類及び編さん

特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書に必要な添付書類は、次のとおりとし、編さん順序は、必要な添付書類の掲載項順に編さんすること。

(1) タンクの腐食防止等の状況に係る申請及び危険物の貯蔵管理等の状況に係る申請の共通書類

ア 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書（タンクの腐食防止等の状況）（危険物規則様式第26の2）又は特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書（危険物の貯蔵管理等の状況）（危険物規則様式第26の3）

イ アスファルトサンド等の敷設又は電気防食措置の設置等、タンク底部外面の腐食防止措置に関する施工図面

ウ アニュラ板等の側板外面張出し部における雨水浸入防止措置に関する施工図面

エ 第3章第13「特定屋外タンク貯蔵所の内部点検及び補修に関する指針」の内部点検要領に基づいて行われた点検資料

オ タンク本体（底部板及び側板に限る）の現状を示す図面

カ タンク本体の経年（3年間以上）沈下量測定記録と測定時の液面高さを示した書類

キ 過去1年間の教育訓練実施記録及び施設の巡視・点検記録並びにこれらの実施計画、実施要領を記載した書類

(2) タンク腐食防止等の状況に係る申請の場合

ア 「特定屋外貯蔵タンク内部の腐食を防止するためのコーティングに関する指針について」（平成6年9月1日消防危第74号）別紙1及び2に基づくチェックリスト

イ 危険物保安技術協会が実施する屋外貯蔵タンクのコーティング管理技術者に対する講習会の修了証写し等、コーティングの施工に関して専門的技術及び経験を有すると認める事のできる書類

ウ その他

(3) 危険物の貯蔵管理等の状況に係る申請の場合

ア 貯蔵危険物の水分管理要領及び管理記録書類

イ タンク材料に対する腐食性の有無が確認できる書類

ウ その他

(4) 危険物保安技術協会の技術援助を受けた場合

ア (1)アの書類

- イ 「タンク開放周期の個別延長に係る技術援助報告書」の写し
- ウ その他

2 事務処理上の留意事項

- (1) 保安検査時期延長申請は、保安検査のたびに申請するものとし、保安検査後速やかに提出すること。
- (2) 当該特定屋外タンク貯蔵所の維持管理に起因する事故の発生等、危険物規則第62条の2の2に掲げるいずれかの要件が欠けた場合、又は危険物の貯蔵管理等の状況が良好なことにより内部点検の時期延長が認められた特定屋外タンク貯蔵所の中途での油種、管理方法等の変更が生じた場合等は原則として当該延長は取り消されるものであること。

第20 定期点検に関する事務処理

(平成3年5月28日消防危第48号)

- 1 製造所等に設置されている消火設備、警報設備及び避難設備の点検項目等は、法第17条の3の3による点検に準じて行うこと。
- 2 屋外貯蔵タンクの定期点検のうち内部開放点検については、第21から第21の3を参照のこと。

第21 屋外貯蔵タンク内部点検期間延長届出

(危険物規則第62条の5、市規則第12条、規程第24条、危険物規制事務処理実施要領第2、第3及び第19)

1 屋外貯蔵タンク内部点検期間延長届出に必要な書類

- (1) 屋外貯蔵タンク内部点検期間延長届出書（市規則第20号様式）
- (2) 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。

2 危険物規則第62条の5 ただし書の適用基準

- (1) 危険物規則第62条の5 ただし書の適用による内部点検期間の延長は、保安上の観点から判断し必要最小限のものに限り適用されるものであり、次によること。（昭和57年3月31日消防危第42号）
 - ア 災害その他非常事態が生じた場合
 - イ 保安上の必要が生じた場合
- (2) 保安上の理由以外は認められないものであること。

第21の2 特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出

(危険物規則第62条の5、規程第24条及び危険物規制事務処理実施要領第2・3・19)

1 特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書に必要な書類及び編さん

特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書に必要な添付書類は、次のとおりとし、編さん順序は、必要な添付書類の掲載項順に編さんすること。

(1) タンクの腐食防止等の状況に係る届出及び危険物の貯蔵管理等の状況に係る届出の共通書類

ア 特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書（タンクの腐食防止等の状況）（危険物規則様式第33）又は特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書（危険物の貯蔵管理等の状況）（危険物規則様式第34）

イ アスファルトサンド等の敷設または電気防食措置の設置等、タンク底部外面の腐食防止措置に関する施工図面

ウ アニュラ板等の側板外面張出し部における雨水浸入防止措置に関する施工図面

エ 第3章第13「特定屋外タンク貯蔵所の内部点検及び補修に関する指針」の内部点検要領に基づいて行われた点検資料

オ タンク本体（底部板及び側板に限る）の現状を示す図面

カ タンク本体の経年（3年間以上）沈下量測定記録と測定時の液面高さを示した書類

キ 過去1年間の教育訓練実施記録及び施設の巡視・点検記録並びにこれらの実施計画、実施要領を記載した書類

(2) タンク腐食防止等の状況に係る届出の場合

ア 「特定屋外貯蔵タンク内部の腐食を防止するためのコーティングに関する指針について」（平成6年9月1日消防危第74号）別紙1に基づくチェックリスト

イ 危険物保安技術協会が実施する屋外貯蔵タンクのコーティング管理技術者に対する講習会の修了証写し等、コーティングの施工に関して専門的技術及び経験を有すると認める事のできる書類

ウ その他

(3) 危険物の貯蔵管理等の状況に係る届出の場合

ア 貯蔵危険物の水分管理要領及び管理記録書類

イ タンク材料に対する腐食性の有無が確認できる書類

ウ その他

(4) 危険物保安技術協会の技術援助を受けた場合

ア (1)アの書類

イ 「タンク開放周期の個別延長に係る技術援助報告書」の写し

ウ その他

2 事務処理上の留意事項

- (1) すでに施工されているコーティングについては、保安のための措置には該当しないものであること。
- (2) 当該特定屋外タンク貯蔵所の維持管理に起因する事故の発生等、危険物規則第62条の2の2に掲げるいずれかの要件が欠けた場合、又は危険物の貯蔵管理等の状況が良好なことにより内部点検の時期延長が認められた特定屋外タンク貯蔵所の中途での油種、管理方法等の変更が生じた場合等は原則として当該延長は取り消されるものであること。

第21の3 休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長申請

(危険物規則第62条の5の2、第62条の5の3、規程第23条の2・23条の3、危険物規制事務処理実施要領2・3)

1 休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長申請に必要な書類及び編さん

休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長申請に必要な添付書類は、次のとおりとし、編さん順序は、必要な添付書類の掲載項順に編さんすること。

- (1) 休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書（危険物規則様式第42）又は休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書（危険物規則様式第43）
- (2) 理由書
- (3) 危険物の除去方法、危険物又は可燃性蒸気の流入防止措置に関する書面
- (4) 対象となる地下貯蔵タンク又は地下埋設配管が判別できる資料（平面図等）

2 事務処理上の留意事項

- (1) 次の事項について現場調査等により確認すること。

ア 危険物が清掃等により完全に除去されていること。

確認事項としては、タンク底部まで吸い込み管を伸ばし可搬式エアーポンプを使用するなどにより、可能な限り危険物が除去されていることとする。

イ 危険物又は可燃性蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 製造所等の20号タンク、給油取扱所の専用タンク又は地下埋設配管等の場合については、当該施設に附属する地下貯蔵タンク等1基ごと又は配管1本ごとに漏れの点検期間の延長をすることができる。

また、申請書は1の危険物施設ごとに提出することとし、1の申請書に附属する複数の地下貯蔵タンク等について記載することができる。

- (3) 地下貯蔵タンク本体又は二重殻タンク外殻の漏れの点検期間を延長する際、当該タンクの存する危険物施設に附属する地下埋設配管の漏れの点検期間も併せて延長する場合は、危険物規則別記様式第42及び別記様式第43の両方の申請が必要になることに留意すること。

第22 危険物製造所等品名・数量又は指定数量の倍数の変更届出

(法第11条の4第1項、規程第24条、危険物規制事務処理実施要領第2、第3及び第19)

- 1 危険物製造所等品名・数量又は指定数量の倍数の変更届出に必要な書類
 - (1) 危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書（危険物規則様式第16)
 - (2) 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。

- 2 危険物製造所等品名・数量又は指定数量の倍数の変更届出受理上の留意事項
 - (1) 危険物製造所等品名・数量又は指定数量の倍数の変更届出は、品名・数量を変更しても位置、構造及び設備の変更を伴わないことを確認する。

なお、位置、構造及び設備の変更を伴う場合は、変更許可が必要である。ただし、屋外タンク貯蔵所の一時的な内容油種の変更に伴い、保有空地の幅が増減する場合で、既に許可を受けている大なる保有空地を確保したままでの油種変更は、位置、構造及び設備の変更を伴わないものとみなし品名・数量又は指定数量の倍数の変更届出により処理する。
 - (2) 指定数量の倍数の増大により新たに避雷設備、第3種若しくは第4種消火設備又は警報設備（自動火災報知設備等）の設置が必要となる場合があるので留意すること。
 - (3) 特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所においては、品名の変更により貯蔵物の比重が増加する場合、設計比重を超えないよう留意すること。
 - (4) 品名・数量については、消防法による規制のほか、他の法令により規制される場合があるので、第3「危険物関係法令と他法令との関係」に留意すること。

第23 危険物製造所等譲渡引渡届出

(法第11条第6項、規程第24条、危険物規制事務処理実施要領第2、第3及び第19)

1 危険物製造所等譲渡引渡届出に必要な書類

- (1) 危険物製造所等譲渡引渡届出書（危険物規則様式第15）
- (2) 譲渡又は引渡の登記の写し若しくは譲渡人又は引渡人の発行した証明書（当事者の連名によるもの）

2 危険物製造所等譲渡引渡届出書の記入方法

危険物譲渡引渡届出書の、届出者の欄等は、第5「危険物製造所等設置・変更許可申請」4(1)設置・変更許可申請書記入方法及び記入例に準ずること。

3 譲渡又は引渡の意義

譲渡又は引渡の意義については、次によること。

- (1) 譲渡とは、贈与、売買等債権契約により所有権を移転することをいう。
- (2) 引渡とは、競売、競落、賃貸借、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、物の事実上の占有権が移転することをいう。

第24 危険物製造所等設置者の住所・氏名・名称変更届出

(市規則第14条、規程第24条、危険物規制事務処理実施要領第2、第3及び第19)

- 1 設置者の住所・氏名・名称変更届出に必要な書類
 - (1) 設置者の住所・氏名・名称変更届出書（市規則第22号様式）
 - (2) 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。

- 2 危険物製造所等設置者の住所・氏名・名称変更届出受理上の留意事項
代表者の交代や、役職名の変更等も届出の対象となること。

第25 危険物製造所等運営管理委任届出

(市規則第16条の2、規程第24条、危険物規制事務処理実施要領第2、第3及び第19)

1 危険物製造所等運営管理委任届出に必要な書類

- (1) 危険物製造所等運営管理委任届出書（市規則第24号様式の3）
- (2) 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。

2 危険物製造所等運営管理委任届受理上の留意事項

- (1) 記入方法は別記18を参考にすること。
- (2) 委任の概要欄には、被委任者の氏名、法人名若しくは部署名等、並びに委任する事項を明確にすること。

なお、被委任者については、個人に委任されるものでない場合は、代表者等の氏名が記載されていなくても差し支えない。

危険物製造所等運営管理委任届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住 所 横浜市保土ヶ谷区〇〇町〇〇丁目〇番地
〇〇石油株式会社（電話 045-000-0000）

代表取締役社長 横浜 太郎
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

設 置 者	住 所	横浜市保土ヶ谷区〇〇町〇〇丁目〇番地 電話 045-000-0000		
	氏 名	〇〇石油株式会社		
設 置 場 所		横浜市保土ヶ谷区〇〇町〇〇丁目〇番地		
製 造 所 等 の 別	貯 蔵 所	貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	屋 内 貯 蔵 所	
設 置 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	〇〇〇〇年	〇〇月	〇〇日	第〇〇〇〇号
完 成 検 査 年 月 日 及 び 完 成 検 査 番 号	〇〇〇〇年	〇〇月	〇〇日	第〇〇〇〇号
委 任 の 概 要	施設の維持管理及び届出申請の全てを下記に委任する。 横浜市鶴見区〇〇町〇〇丁目〇番地 〇〇設備管理株式会社（電話 045-111-1111） 代表取締役社長 鶴見 太郎			
そ の 他 必 要 な 事 項				

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- (注意) 1 設置者が法人の場合は、所在地及び名称・代表者の氏名を記入してください。
2 ※印の欄は、記入しないでください。

第26 危険物製造所等使用休止・再開届出

(市規則第15条、規程第24条、危険物規制事務処理実施要領第2、第3及び第19)

1 危険物製造所等使用休止・再開届出に必要な書類

- (1) 危険物製造所等使用休止・再開届出書（市規則第23号様式）
- (2) 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。

2 事務処理実施上の留意事項

- (1) 危険物施設は休止中であっても、法第14条の3の2による定期点検を実施する必要があること。

なお、危険物規則第62条の5から第62条の5の3による点検については、それぞれ「休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長申請書」、「休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書」及び「休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書」により申請されている場合は不要である。

- (2) 休止中の危険物施設の使用を再開する場合は、定期点検の期限前であっても、定期点検（屋外タンク貯蔵所にあつては内部点検等）を行うこと。

第27 危険物製造所等廃止届出

(法第12条の6、規程第24条、危険物規制事務処理実施要領第2、第3及び第19)

1 危険物製造所等廃止届出に必要な書類及び編さん

危険物製造所等廃止届出に必要な添付書類は、次の書類とする。

なお、編さん順序は、必要な添付書類の掲載順に編さんすること。

- (1) 危険物製造所等廃止届出書（危険物規則様式第17）
- (2) 当該製造所等の設置及び変更に係る全ての許可書、完成検査済証並びにタンク検査済証の正本、及び副本
- (3) 廃止後の解体、用途変更等の計画書

2 事務処理実施上の留意事項

- (1) 危険物製造所等廃止届出書を受理する際には、当該製造所等の危険物が完全に除去されていることを現場調査等により確認するとともに、施設解体時の安全対策について指導を行うこと。
- (2) 施設解体時の安全対策については、特に次の点を確認し指導すること。
 - ア タンクの解体は、市街地を避け安全な場所で行うとともに、残留危険物を水の充填などにより完全に除去し、溶断など火気使用前のガス検知による安全確認や、爆発防止として開口部の確保後の火気使用などの安全対策を実施して行うこと。
 - イ 危険物配管の解体は、溶断など火気使用せずに行うこと。

なお、やむを得ず溶断を行う場合は内部の水洗いなどにより危険物を完全に除去後行うこと。
- (3) 地下貯蔵タンクを掘り出さないで廃止する場合には、タンク内部を洗浄後、水又は砂等で充填すること。

第28 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請

(法第10条第1項ただし書、市規則第3条、規程第4条、危険物規制事務処理実施要領第2、第3及び第4)

1 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請に必要な書類及び編さん

危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請に必要な添付書類は、次の書類とする。

なお、編さん順序は、必要な添付書類の掲載順に編さんすること。

- (1) 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書（危険物規則様式第1の2）
- (2) 案内図
- (3) 仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）の場所の構造図及び敷地の見取図
- (4) 消火設備の設置場所、標識及び掲示板の設置場所を示した図
- (5) その他必要な書類（危険物取扱者免状の写し等）

2 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書の記入方法

別記19及び別記20を参考にするとともに、申請者の欄等は、第5「危険物製造所等設置・変更許可申請」4(1)設置・変更許可申請書記入方法及び記入例によること。

3 事務処理実施上の留意事項

- (1) 承認の際は必ず現場調査を行い、原則として法定期間（10日間）終了後は、反復して仮貯蔵等を行わないこと。
- (2) 仮貯蔵と仮取扱いが同一の場所で、かつ、同時に行われる場合の申請は、個々の申請とせず一括とすること。
- (3) 仮貯蔵と仮取扱いの区分については、貯蔵量と取扱量との比重及び時間的な関係等を考慮し区分すること。

4 タンクコンテナ等における仮貯蔵

(平成4年6月13日消防危第52号（令和4年12月13日消防危第275号改正）、令和4年12月21日消保安第542号)

- (1) 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所（複数のタンクコンテナ等の仮貯蔵をする場合に、一の標識で容易に視認できる範囲内の場所）で複数のタンクコンテナ等の仮貯蔵をする場合は、一の仮貯蔵とすることができること。
- (2) タンクコンテナ等の安全性及び輸送行程の複雑さを考慮し、仮貯蔵の承認に係る事務の迅速化を図るため、図面等から仮貯蔵を行う場所、周囲の状況及び火災予防上の安全が容易に把握できる場合には、現場調査を省略することができる。
- (3) 仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、必要最小限にとどめ、申請者に

過重な負担をかけないようにすること。

- (4) 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできないこと。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、感染症等の影響により、船員や港湾労働者の確保ができないなど、港湾の稼働状況が悪化した結果による船舶の遅延、鉄道の不通等の申請者等の責によらないやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎて同一の場所で仮貯蔵を継続する必要性が生じた場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものであること。

仮貯蔵の繰り返し承認は、最小限度の期間にするとともに、申請者に再度仮貯蔵申請を行わせ、所定の手数料を徴収すること。

なお、手数料の減免については「消防手数料の減免に関する要綱」（平成12年3月31日消危第166号）によること。（第3章第44「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きの運用」別添5参照）

- (5) 次の場合においては、仮貯蔵等の承認は要しないものであること。

なお、タンクコンテナ等をコンテナヤード等に長期間とどめておく行為は、仮貯蔵承認を要することに留意すること。

ア 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶並びに船舶から船舶及び貨車から貨車へタンクコンテナ等を積み込むために、栈橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナ等を車両に積載して運ぶ場合。

イ コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合。

ウ 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合。

なお、タンクコンテナが到着する前に、積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けている必要があることに留意すること。

5 その他

- (1) 仮貯蔵等の承認基準は、第2章第2節第1「危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請に関する承認基準」による。
- (2) 震災時等における仮貯蔵等の運用については、第3章第44「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きの運用」によること。

(仮貯蔵)
危険物 仮取扱い 承認申請書

○○消防署長殿 <div style="text-align: right;"> 申請者 住所 横浜市○区○町○番地 (電話○○-○-○○) 氏名 ○○倉庫株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○ </div>		○○○○年○○月○○日	
危険物の所有者、管理者又は占有者	住所	横浜市磯子区○○町○丁目○番地 電話○○-○○○○	
	氏名	横浜 太郎	
仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地・名称	横浜市○○区○○町○丁目○番地○号	
危険物の類、品名及び最大数量	第4類第1石油類イソアン酸メチル 4,000L	指定数量の倍数	20倍
仮貯蔵・仮取扱いの方法	ドラム缶にて貯蔵		
仮貯蔵・仮取扱いの期間	○年 ○月 ○日から ○年 ○月 ○日まで 10日間		
管理の状況 (消火設備の設置状況を含む)	定期的に巡回し、出火、漏洩等を監視する。 (第5種粉末消火設備2本設置)		
現場管理責任者	住所	横浜市○○区○○町○丁目○番地○号 ○○倉庫株式会社 緊急連絡先○○-○○○○	
	氏名	横浜 次郎 【危険物取扱者免状：有 (種類：乙種4類)・無】	
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理	取引先企業から臨時的に保管の依頼を受けたため、出荷までの間貯蔵する。		
その他必要事項			
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄	
	承認年月日 承認番号		

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

危険物^{仮貯蔵}仮取扱い承認申請書

〇〇消防署長殿		〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	
		申請者 住所 横浜市〇区〇町〇番地 (電話〇〇-〇-〇〇) 氏名 〇〇企画株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
危険物の所有者、管理者又は占有者	住所	横浜市磯子区〇〇町〇丁目〇番地 電話〇〇-〇〇〇〇	
	氏名	横浜 三郎	
仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地・名称	横浜市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇号	
危険物の類、品名及び最大数量	第4類第2石油類軽油 2,200L	指定数量の倍数	2.2倍
仮貯蔵・仮取扱いの方法	電源車にて発電用燃料として使用する。		
仮貯蔵・仮取扱いの期間	〇年 〇月 〇日から 〇年 〇月 〇日まで 2日間		
管理の状況 (消火設備の設置状況を含む)	電源車の運用は危険物取扱者免状所有者が行う。 (第5種粉末消火設備2本設置)		
現場管理責任者	住所	横浜市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇企画株式会社 緊急連絡先〇〇-〇〇〇〇	
	氏名	横浜 四郎 【危険物取扱者免状：有 (種類：乙種4類)・無】	
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理	イベントの電源供給のため、イベント終了後電源車が引き揚げるまでとする。		
その他必要事項			
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄	
	承認年月日 承認番号		

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

第29 事前相談に関する事務処理

- 1 危険物に関する相談については、年月日、場所、相談者、相談内容、指導を行った者及び指導内容等を明らかにするために、事前相談カード（別記21参照）に必要な事項を記載すること。
- 2 製造所等において行われる変更工事に変更許可申請に該当するかどうか明らかでない場合で、危険物製造所等軽微な変更工事届出で資料が提出された場合以外については、事前相談として事務処理を行うこと。

その場合、変更許可申請に該当するかどうかの判断を記録として残す必要がある場合は、事前相談カードを活用すること。

課 長	係 長	主 任	担 当 者

事 前 相 談 カ ー ド

相談日時			
設置者	住 所		
	氏 名		
設置場所			
施設区分			
構 造	地上 階	建面積	m ²
階 数	地下 階	面積 延面積	m ²
相談者			

※ 名刺等は，裏面に添付すること。